



東京都重層的支援体制整備事業後方支援事業

重層的支援体制整備事業 実践事例集

Vol.4

～実施地区の取組みより～



社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

はじめに

近年の日本では、急激な人口構造の変化、人口減少による担い手不足、単身世帯の増加、血縁や地縁によるつながりの希薄化など、地域の支え合いの基盤が弱まっています。そこで、地域共生社会の実現に向けて、平成29年社会福祉法改正により、全区市町村に対して、包括的な支援体制の整備を努力義務化し、令和2年社会福祉法改正において、包括的な支援体制整備の手法の一つとして重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）が創設されました。ひとつの支援機関では対応が困難な複雑化・複合化したニーズや、制度の狭間、支援が届いていないケースなどに対し、地域の様々な関係者が協働して「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

令和8年1月現在、都内では30の自治体が重層事業を実施し、これまで積み上げてきた取組みを活かしながら、「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」の5つの事業を組み合わせ、本人・家族、地域の状況に応じた支援を実施しています。

東京都社会福祉協議会では、令和3年10月から令和6年2月にかけて、重層事業を実施している12の区市町村社会福祉協議会（以下、区市町村社協）に取組み状況のヒアリングを実施しました。さらに、ヒアリングの内容をもとに、プロジェクトチームで重層事業に社協が取り組む際のポイントを整理し、令和5年3月、令和6年3月にそれらの内容をまとめた実践事例集を発行しました。

令和6年度からは、東京都から重層的支援体制整備事業の後方支援事業（重層的支援体制整備促進事業）を受託し、区市町村社協だけではなく自治体職員も対象とし、情報交換会や取組み状況に関する調査の実施、令和6年度以降に重層事業の本格実施を開始した自治体（行政及び区市町村社協）へのヒアリングなどを実施しています。区市町村社協の重層事業への関わり方は、各自治体によってさまざまですが、地域福祉の推進に向けて、どのような形であれ、これまでの経験を発揮していくべき事業であることは明かです。制度の対象という枠にとらわれず、複雑化・複合化した生活課題への対応や、地域でその人らしい活躍の場に繋がるなど、多様な主体が連携・協働していくために、地域で活動する多くの関係機関、関係者に重層的支援体制整備事業における取組みを知っていただければ幸いです。

実施地区の取組み事例

【vol.1】

- 事例1 八王子市社協
- 事例2 世田谷区社協
- 事例3 立川市社協
- 事例4 中野区社協
- 事例5 墨田区社協
- 事例6 西東京市社協
- 事例7 狛江市社協

「重層的支援体制整備事業 実践事例集
～実施7区市の区市町村社協の取組みより～」
令和5年3月発行 はこちらから



【vol.2】

- 事例8 国分寺市社協
- 事例9 豊島区民社協
- 事例10 渋谷区社協
- 事例11 大田区社協
- 事例12 調布市社協

「重層的支援体制整備事業 実践事例集 Vol. 2
～実施5区市の区市町村社協の取組みより～」
令和6年3月発行 はこちらから



【vol.3】

- 事例13 中央区
- 事例14 小平市
- 事例15 杉並区
- 事例16 国立市
- 事例17 稲城市

「重層的支援体制整備事業 実践事例集 Vol.3
～実施地区の取組みより～」
令和7年3月発行 はこちらから



目次

	都内実施地区による取組みの概要	6
	重層的支援体制整備事業とは	17
事例	早くから CSW の配置をすすめ、4つの圏域で多様な居場所づくりを支えながら、既存の相談窓口をつないで包括的相談支援と多機関協働を実施	
18	— 文京区における重層的支援体制整備事業の取組み	43
事例	区内5地区で既存の支援機関の機能を活かし、地域の困りごとと役に立ちたい思いをつなぐ相談支援と地域づくりを展開	
19	— 目黒区における重層的支援体制整備事業の取組み	53
事例	「なごみの家」を中心に拠点ごとに進める地域づくり	
20	— 江戸川区における重層的支援体制整備事業の取組み	63
事例	市内7地区のコミュニティ住区を基盤にした住民主体の地域づくり コーディネーターを各地区に配置し、市民と一緒にニーズに対応	
21	— 三鷹市における重層的支援体制整備事業の取組み	71
事例	ひとりひとりが支え合える地域づくりをめざして 生活困窮者自立支援事業の取組みを発展	
22	— 小金井市における重層的支援体制整備事業の取組み	79
	都内実施地区のヒアリングから見えてきたポイント	
	— 重層的支援体制整備事業 取組み方策検討プロジェクトより	87



6つの



Point

1

それまでに地域で積み上げてきたものの延長に

全く新しいものを創り上げるのではなく、それぞれの地域でそれまでに積み上げてきたものをベースとして、それをさらに機能強化する手段として重層的支援体制整備事業を用いられています。地域福祉コーディネーターやCSWの増配置やエリアごとの活動拠点の整備が多くみられます。

Point

2

どのような課題を解決していくかを明確にし、関係者で共有

重層的支援体制整備事業を用いてどういった層の支援を強化したいかが共有されています。既存の相談支援機関に寄せられている複合的な課題のあるケースを分析して多機関協働にふさわしい事例を明確にしたり、「ひきこもり」や「ポストコロナの生活困窮者」などを重点対象に定める取組みがみられます。

Point

3

総合相談さえあれば解決につながるではなく、既存の分野別相談機関の連携こそが重要

重層的支援体制整備事業で総合相談窓口や福祉丸ごと相談を設置して、そこに複雑化・複合化した課題を集めれば解決できる訳ではありません。既存の分野別の相談機関による包括的相談支援の連携強化を通じて分野を横断した課題への対応力を高めていくことが重要となっています。

ポイント



Point

4

福祉施設・事業所、民生・児童委員、住民活動等に対して取組みを可視化し連携

自治体と社協がお互いの強みを生かしてしくみを作るとともに、地域の相談機関をはじめ、福祉施設・事業所、民生・児童委員、また、既存の住民活動の力を借りていくことが大切になります。例えば、社会福祉法人の連絡会活動と結び付けたり、既存のサロンや居場所と参加支援の場づくりをすすめるなどです。

Point

5

参加支援と地域支援を一体的に

参加支援の場を地域に創っていくことが重要ですが、参加は一人ひとりに応じてペースは異なるもの。また、本人の強みを活かす視点が必要であり、合わせて、場づくりに地域からの参加も得ることで、生きづらさを抱える方々への理解と支え合いを広めていくよう地域支援と一体的な取組みが期待されます。

Point

6

継続的な関わりのプロセスを評価する

この事業の実績や成果をカウントすることの難しさが指摘されています。重層的支援体制整備事業は、特定の課題を解決するとともに、つながり続けるアプローチをめざした事業です。一つひとつのケースによってもゴールも異なり、プロセスをどう評価するかの共通認識が必要となっています。

実施地区における取組みの概要

※vol.1、vol.2は区市町村社協における取組み、vol.3、vol.4では、自治体・社協の取組みを取材しています。

墨田区社協 Vol.1に掲載

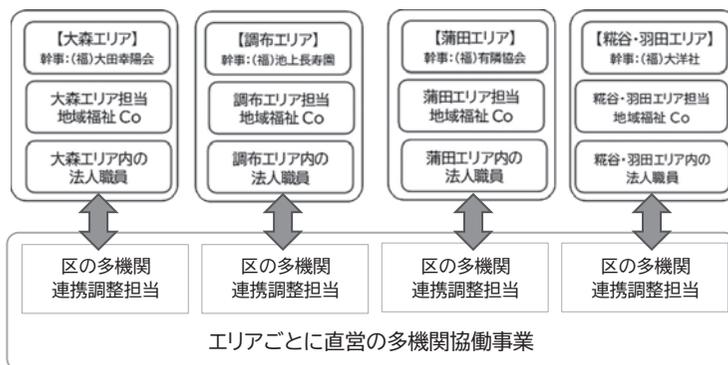
地縁組織による小地域福祉活動に加えて、平成28年度からは相談と交流の拠点として社協のCSWが常駐する「地域福祉プラットフォーム」を設置した。令和3年度からは区の委託事業となり、令和7年度現在5か所で実施している。令和4年度からの『墨田区地域福祉計画』に『重層的支援体制整備事業実施計画』を掲載しており、同計画では世代・属性を問わない相談支援、地域づくりの場として、またアウトリーチ及び参加支援の地域拠点として「地域福祉プラットフォーム」の機能を強化するとともに、多機関協働事業は区の福祉保健部が直営で担い、CSWは毎月開催される支援会議等に参画する。



大田区社協 Vol.2に掲載

大田区では「総合相談窓口」は設けず、既存の分野別の相談支援機関のスキルアップやネットワーク化に力を入れ、4つの基本圏域ごとの各庁舎にいる区の「多機関連携調整担当」が直営で多機関協働事業を実施する。

大田区社協の「地域福祉コーディネーター」15名は、4つの基本圏域ごとに3～5名ずつのチームで活動している。また、18の日常生活圏域ごとに、社協内の部署を越えた常勤職員を「地区担当職員」として配置している。さらに、「大田区社会福祉法人協議会(おおた福祉ネット)」も4つの基本圏域ごとに幹事法人を中心とした活動を展開している。社協の第7次地域福祉活動計画では、「相談支援～参加支援～地域づくり」のサイクルをめざしている。

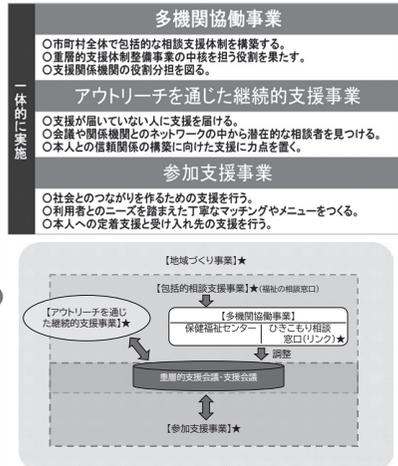
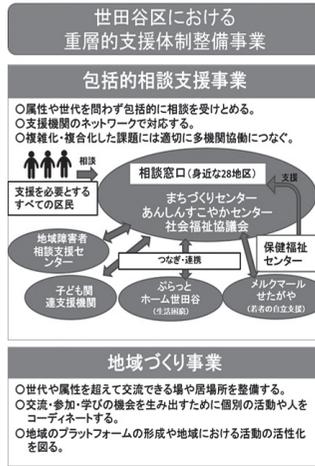


世田谷区社協 Vol.1に掲載

世田谷区では、平成26年度からすすめてきた地域包括ケアの地区展開のかなめとして、まちづくりセンター、地域包括支援センター、社協の3者連携により「福祉の相談窓口」が全28地区で設置されている。

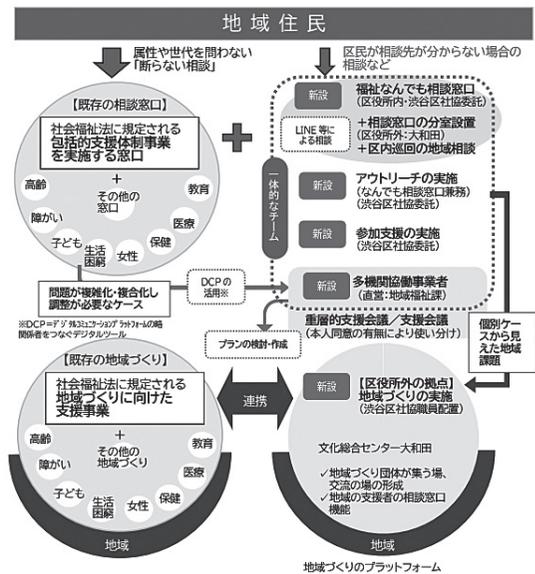
さらに令和4年度からは児童館を加えた4者連携により、地域課題の解決に取り組んでいる。

重層的支援体制整備への一歩は、令和4年度からの「ひきこもり相談窓口」の設置から始まるが、令和6年度からは5地域の保健福祉センターと連携し、複雑化・複合化したより広い課題への対応を行っている。



渋谷区社協 Vol.2に掲載

渋谷区では、社協に13名の地域福祉コーディネーター（全員が生活支援コーディネーターを兼務）が配置され、4つの日常生活圏域に3名ずつとともに、全体を統括する1名が配置された。既存の相談支援機関による包括的な相談支援と連携しつつ、①福祉なんでも相談窓口、②①の分室、③区内巡回の地域相談を実施。また、地域福祉コーディネーターは「渋谷区地域共生サポートセンター〈結(ゆい)・しぶや〉」では、分室での相談や、参加支援をNPOのコミュニティマネージャーと連携しながら担っている。



中野区社協 Vol.1に掲載

中野区は平成29年度から15の区民活動センター圏域に保健師、福祉職、事務職員などの行政職員による「アウトリーチチーム」を配置。重層的支援体制整備事業では、このチームが「支援会議」「重層的支援会議」「(中野区独自の) 連携会議」を主体的に担う。中野区社協では平成16年度から社協全職員がそれぞれ地域を担当する地域担当制をとっている。その実践を通じて個別相談も寄せられるようになり、平成27年度より「福祉何でも相談」を社協の地域活動推進課に置いた。重層的支援体制整備事業では、令和7年度よりコミュニティソーシャルワーク事業を新たに受託した。

重層的支援体制整備事業の受託内容

ひきこもり支援事業

相談窓口の設置、情報発信、アウトリーチ等を通じた継続的支援、ネットワークづくり、重層的支援会議の参加、プラン作成、プランに沿った支援、フォローアップ

コミュニティソーシャルワーク事業

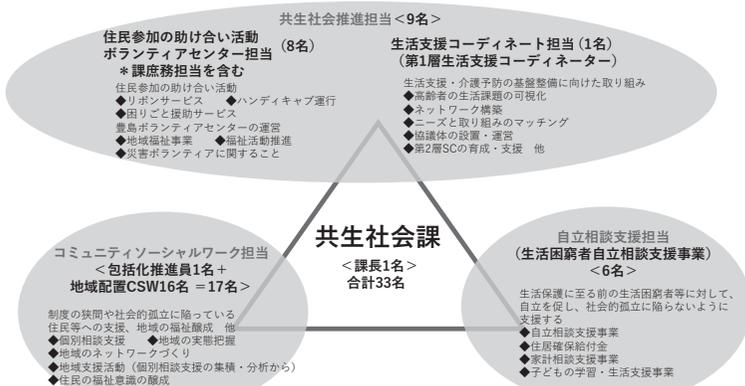
包括的な支援体制を強化するため、個別支援と地域づくり支援を一体的に実施する

重層的支援体制整備事業を社協全体で取り組むために…

- 生きづらさを抱えた方への支援を通じた社会資源づくり(福祉何でも相談)
- 専門職とのつながりづくり(区内社会福祉法人等連絡会の発足と協働事業)
- 15の地域の地域担当職員による地域支援や民生児童委員と連携した活動

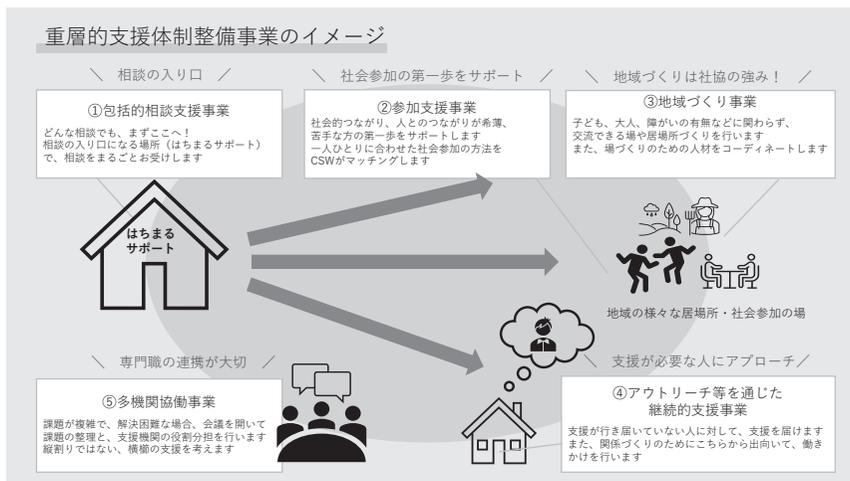
豊島区民社協 Vol.2に掲載

豊島区民社協は、平成21年度から開始したコミュニティソーシャルワーク事業や、生活困窮者自立支援事業(くらし・しごと相談支援センター)、生活支援体制整備事業など、重層事業につながる多くの事業を実施してきている。CSWは8つの拠点「区民ひろば」に常駐し、CSWによる相談会も実施している。また、社協の全部署を横断した地区担当制も取っており、CSWと地区担当職員と一緒に地域との関係をつくってきた。重層事業を実施する前から区では、福祉包括化推進会議と推進部会を設置しており、社協の共生社会課はその構成部署の1つに位置づけられている。



八王子市社協 Vol.1に掲載

平成26年度から設置をすすめてきた地域福祉推進拠点（はちまるサポート）の各拠点（13か所）にCSWを複数配置し、その拠点CSWが包括的相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業を担うとともに、社協の支えあい推進課に多機関協働事業を実施する2名のCSWを配置している。



立川市社協 Vol.1に掲載

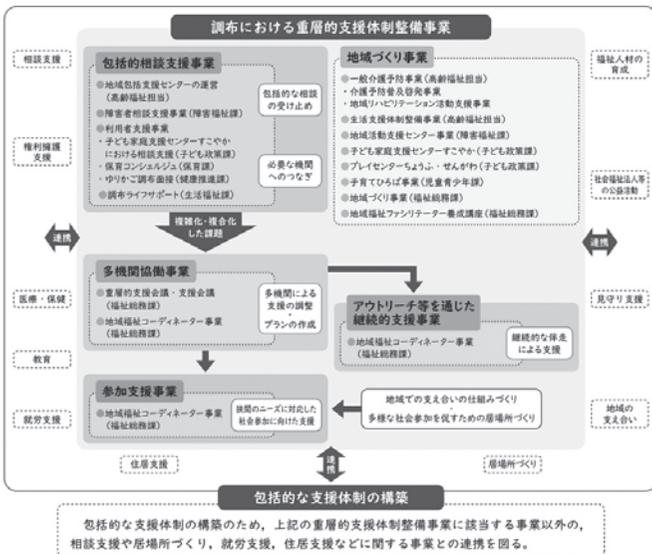
平成19年度から配置をすすめてきた地域福祉コーディネーターを本事業の受託にあたり6圏域全てで複数の配置を実現。また、分野を超えて専門機関と連携する相談支援包括化推進員を社協に2名、市に3名配置。市の地域福祉計画と社協の地域福祉市民活動計画は同じ重点推進事項を定め、市と社協が連携して地域福祉を推進することとしている。また、地域福祉計画に重層的支援体制整備事業実施計画を内包し、本事業の実施にあたって、重点支援を「ひきこもり支援」、「ケアラー支援」、「支援につながりにくい人への支援」に定め、複雑化・複合化した課題のある世帯を支援する。

- 【ひきこもり支援】 家族会への支援、当事者会の立上げ支援、ひきこもり地域支援センターの設置検討などを行う。
- 【ケアラー支援】 支援機関や地域活動団体に向けたケアラー支援研修の実施、ケアラーの置かれた状況に応じた相談支援体制等の検討を行う。
- 【支援につながりにくい人への支援】 重層的支援体制の各事業の推進、生活困窮分野と連携した社会資源の検討、成年後見制度等との連携を進める。

実施体制	
事業名	実施体制（主たる担当）
1 包括的相談支援事業	・既存の相談支援機関（生活困窮/子ども・子育て/障害/介護・高齢） ・社協の地域福祉コーディネーター（2名×6つの圏域） ※令和4年度から6名増、12名とも生活支援コーディネーターを兼務
2 多機関協働事業	・相談支援包括化推進員（市の地域福祉課に1名、社協に2名） ※令和4年度から社協に1名増
3 アウトリーチを通じた継続的支援事業	・アウトリーチ専門員（市に2名）※令和4年度から新規に配置
4 参加支援事業	・社協の地域福祉コーディネーター（再掲）
5 地域づくり事業	・社協の地域福祉コーディネーター（再掲）

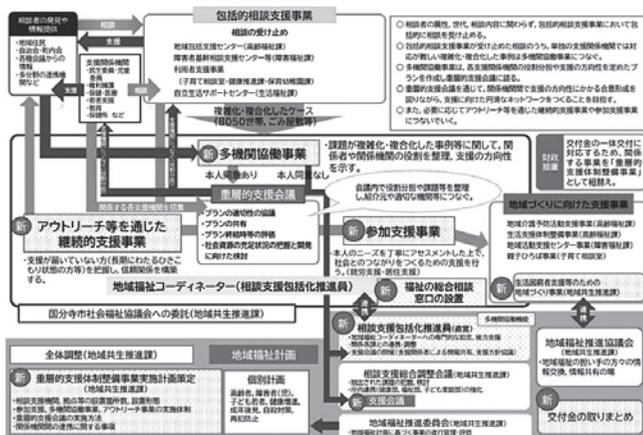
調布市社協 Vol.2に掲載

調布市は、8つの福祉圏域全てに配置した地域福祉コーディネーターを中心として、重層的支援体制整備事業の取組の下、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実等を図るとともに、地域における支え合いの仕組みづくりを推進している。調布市社協は、地域福祉コーディネーター事業を受託する中で、多機関協働、参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援の3つの事業に取り組んでいるほか、地域づくり事業も受託し、これらの4つの事業の一体的な推進を図っている。



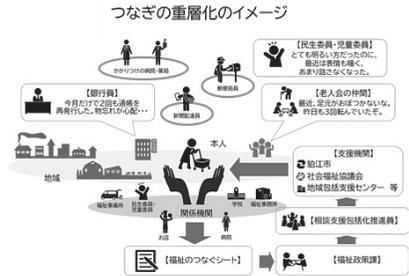
国分寺市社協 Vol.2に掲載

国分寺市は、重層的支援体制整備事業の「移行準備事業」を通じて計画的に人員体制を増員。本格実施にあたって、地域福祉コーディネーターは東西2圏域に4名まで増員し、市にも直営の相談支援包括化推進員を配置した。地域福祉コーディネーターは週に1回市役所に開設される「丸っとふくまど (福祉の総合相談窓口)」で相談に当たり、「どこに相談したらよいかわからない」といった困りごとに対応するとともに、他の曜日は地域へ出向き、相談を受けとめて、適切な支援機関につないだり、地域でのネットワークの構築、地域力の強化の推進に取り組んでいる。また、包括的相談支援を担う相談支援機関に呼びかけ、複合的な課題を抱える世帯の事例検討を通して、各機関のもつ役割の相互理解を高めた。



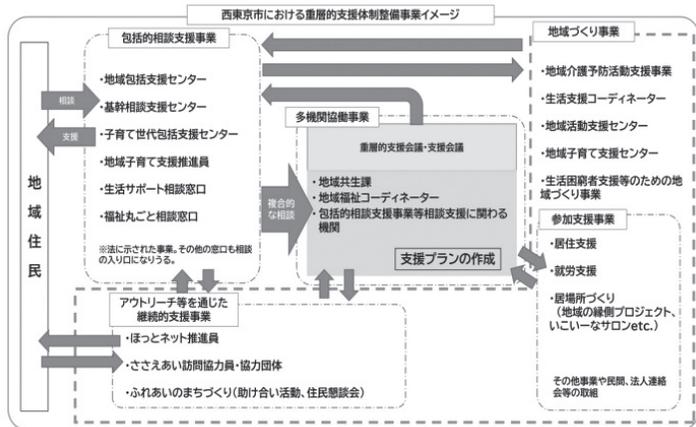
狛江市社協 Vol.1に掲載

狛江市地域共生社会推進基本計画に内包される重層的支援体制整備事業実施計画では、「支援」「つなぎ」「出会い」の3つの重層化を図っている。幅広い相談窓口からの情報を「相談支援包括化推進員」へ集約するため、「福祉のつなぎシート」を作成。社協のCSW以外にも市役所の各窓口や福祉支援機関以外に民間事業者からも情報が集まる体制を整備している。多機関協働事業は、直営と委託を併用している。制度の狭間にある問題や複合的な課題を抱える市民・世帯を中心に市の福祉相談課の係長級2名と社協のCSW3名が「相談支援包括化推進員」を兼務している。CSWは「地域づくり事業」として、市民が主体的に地域課題の解決に向けた取組みを進めていけるよう「福祉カレッジ」「福祉のまちづくり委員会／協議委員会」の事業にも取り組んでいる。



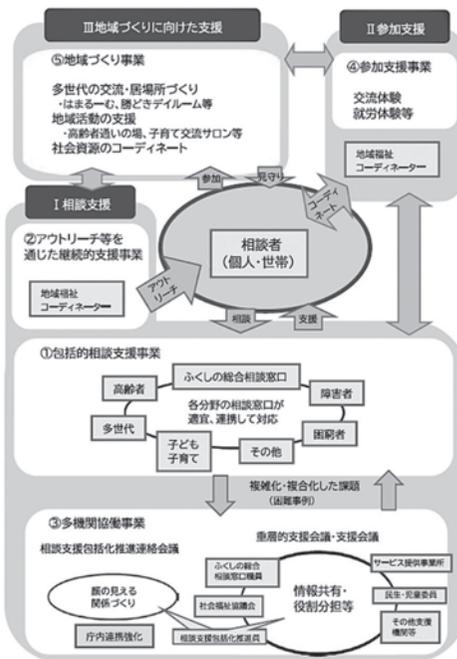
西東京市社協 Vol.1に掲載

各分野の相談支援機関の連携とともに、どこに相談したらよいかわからない相談を「ほっとネットステーション」で社協の地域福祉コーディネーターが相談をうかがい、専門の窓口や解決のしくみにつなげる。多機関協働事業は、「支援会議」を市が主体となって実施し、重層的支援会議を社協の地域福祉コーディネーターが実施する。「ほっとネット推進員」や「地域の縁側プロジェクト」との連携やつながりを活かし、参加支援事業においては社会とつながりを作るための支援や地域づくり事業での支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業での情報収集、本人や世帯へのアプローチの実施が想定される。



中央区 Vol.3に掲載

中央区では、平成29年度から地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターを兼務する形で配置し、多世代を対象とした支援と、区内3つの日常生活圏域の特徴に合わせた支えあいの仕組みづくりに取り組んでいる。令和6年度の重層事業実施にあわせ、生活困窮の窓口機能を拡充して、誰でも相談できる「ふくしの総合相談窓口」を開設。各分野の相談窓口を担当する部署に相談支援包括化推進員を配置し、複数の相談機関が関わる必要のある相談については、支援会議にかけて、情報共有や役割分担をしてチームで解決。3つの圏域それぞれに拠点をつくり、地域福祉コーディネーターを複数配置して地域づくりやアウトリーチを展開。



文京区 43ページ



文京区における地域包括ケアシステムを推進するため、「地域福祉保健計画」の中に重層的支援体制整備事業実施計画を内包させるとともに、先行するヤングケアラー支援をベースに体制を整備。総合相談窓口を設置せず、既存の窓口をつなぎながら、複合的な課題への相談支援を行う包括的な支援体制の整備について、区報等を通じて普及啓発を図る。また、地域へのアウトリーチや支援会議等を通して、関係機関や部署が連携・協働する実践を重ね、多機関協働の具体的な形を作っている。

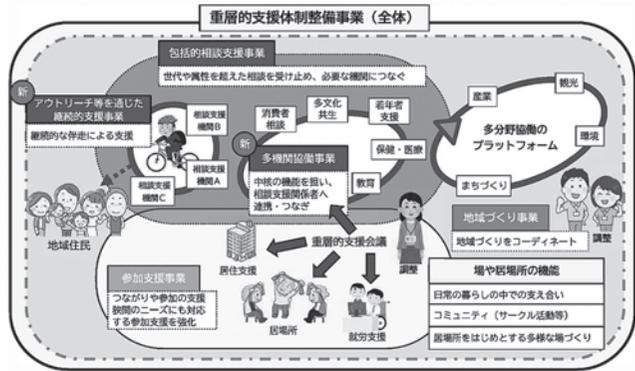
文京区社協では、平成24年度から地域福祉コーディネーターの配置を開始し、現在は生活支援コーディネーターを兼務する形で10名の職員を配置し、多様な個別支援と地域支援に取り組んでいる。区内には4つの日常生活圏域があり、圏域ごとに地域づくりを進めている。



目黒区 53ページ

目黒区は、小学校通学区程度程度の広さを基準とする22の住区を設定し、住民や地域活動団体が構成される住区住民会議を中心に、まちづくりを推進。各住区には住区センターが整備され、区民の地域活動や交流の拠点となっている。4～5つの住区をまとめた、区内5つの日常生活圏域を設定し、地域包括支援センターやコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）等が、分野を超えた相談支援と地域づくりを一体的に行っている。

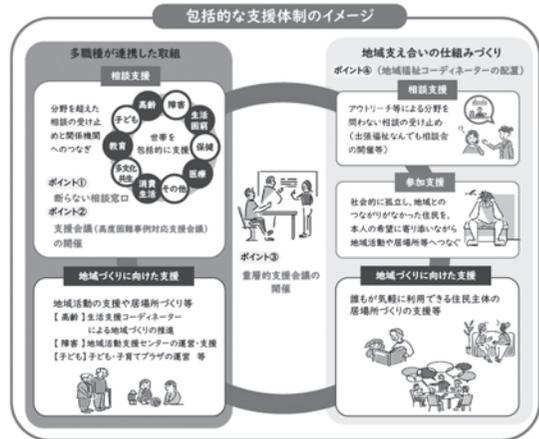
目黒区社協では、生活支援コーディネーターを兼務するCSWを、5地区に各1～2名ずつ計6名の配置に始まり、令和5年度に10名体制に拡充され、各地区2名のCSW配置が完了。各地区の特色に合わせて、第2層協議体や地域包括支援センター等と協働することで、個別支援と地域づくりに取り組んでいる。



杉並区 Vol.3に掲載

誰もが気軽に利用できる区民の福祉と暮らしのサポート拠点として、複合施設「ウェルファーム杉並」を平成30年に開設。相談機関の後方支援を行う「在宅医療・生活支援センター」も配置した。令和6年度の重層事業開始後は、既存の相談窓口で受け止め適切な支援につなぐ、「相談者に寄り添った窓口」を目指し、各相談機関が連携を図っている。複雑・複合的な課題に対しては、精神科医や弁護士等が参加する支援会議で検討を行い、そこから見えてきた共通する課題等は、福祉分野以外にも参加する重層的支援会議を活用し、幅広い分野の関係機関により把握を行っている。

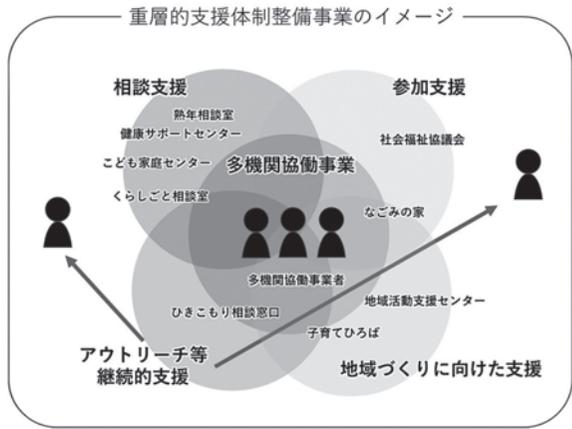
杉並区社協では、地域福祉コーディネーターによる「出張福祉なんでも相談会」や地域の居場所支援などを通じて、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行っている。



江戸川区 63ページ

江戸川区では、社協が受託している地域の拠点「なごみの家」を基盤に、重層的支援体制整備事業を整備。区内15の地区のうち9カ所に「なごみの家」が設置され、「なんでも相談」「ネットワークづくり」「居場所」という3つの機能を有している。各地区の熟年相談室（地域包括支援センター）、町会・自治会、民生児童委員などと連携し、個別支援と地域づくりの両面から支援を展開。各「なごみの家」で実施する「地域支援会議」を通じて地域課題を抽出し、住民主体のサロンや見守り活動などの「地域プロジェクト」の開発と推進に取り組んでいる。目指す地域のビジョンは一つではなく、地域ごとの特色と取組みに基づいてそれぞれに描いているのが「江戸川区」。

「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが進められている。



三鷹市 71ページ

三鷹市では、全国に先駆けて開始したコミュニティ行政を発展させ、現在の地域づくりにつながっている。市内7地区のコミュニティ住区を基本に、各地区には住民活動の拠点となるコミュニティ・センターを開設し、市民によって構成される住民協議会が運営管理を行っており、誰もが利用できる地域の拠点として、多くの市民に利用されてる。

三鷹市社協では、市の受託で地域福祉コーディネーターを令和2年度から配置し、重層事業の本格実施に合わせて、7地区に1名ずつの配置を完了。市では、第2層生活支援コーディネーターを社協と地域包括支援センターに1名ずつ配置しており、1地区を3名のコーディネーターが連携しながら支援を展開。

地域を見守る「ほのぼのネット員」や地域住民などから、地域で気になる方などの相談を受けて、アウトリーチ型の相談等により、継続的な支援を実施している。

福祉に関するお困りごと・ご相談 なんでも得ます！

地域福祉コーディネーター

三鷹市福祉コーディネーターとは

みちが社協では、市内7地区に地域福祉コーディネーターを配置し、制度のほかに至る課題や課題を待つ方など、年齢や対象を問わず日々の生活の中でお悩みや心配のある方からのご相談をお受けしています。相談は日頃から関係機関や団体と連携している地区の担当がお聞きし、必要な制度・サービスの紹介など、ご本人に寄り添いながら課題の解決を目指します。

お問い合わせ先

- 生活費のこと
- ひきこもりの家族のこと
- 友人や近所、心配な人がいる
- 地域の活動に参加したい

LINE QRコード

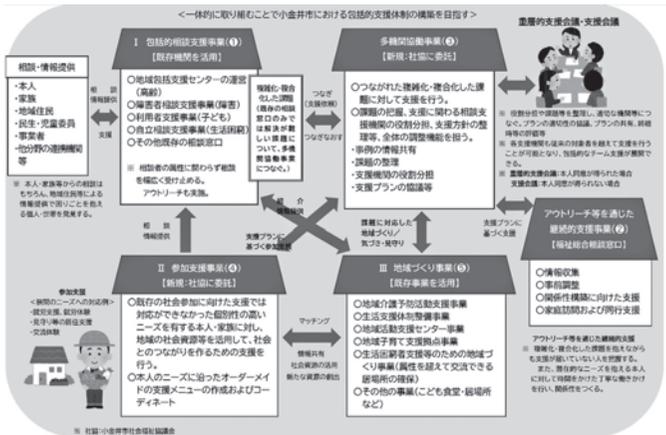
LINE ID: @nagomi

LINE QRコード

LINE ID: @nagomi

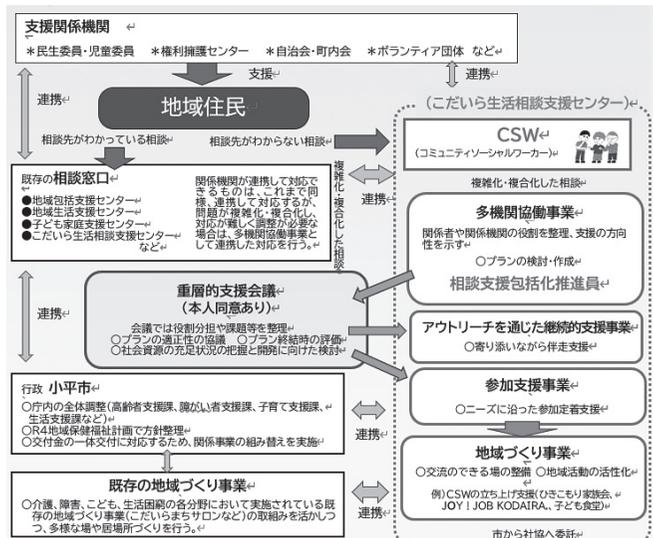
小金井市 79ページ

小金井市では、重層事業を展開するにあたり、社協が生活困窮者自立支援事業として取り組んできた福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）を中核に位置づけ、地域包括支援センターや障害者地域自立支援センター、こども家庭センターなどの相談支援事業を担う窓口とともに、包括的相談支援に取り組んでる。事業開始により、既存事業の相談支援の窓口の連携を強化し、市民に地域共生社会の理念を伝えながら、一人一人が支え合える地域づくりをめざしている。小金井市社協では、市の受託で地域福祉コーディネーターの配置をすすめ、市内4つの日常生活圏域に1名ずつと、統括の役割を担う2名を加えた6名で支援を実施。



小平市 Vol.3に掲載

新たな総合相談窓口は設けず、小平市社協が受託する生活困窮の窓口「こだいら生活相談支援センター」が既存の相談支援機関と連携をしながら、相談先のわからない相談に対応。また、同センターに配置された5名のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が市内5圏域をそれぞれ担当し、地域づくりとアウトリーチを行い、令和6年4月に配置した「相談支援包括化推進員」が、既存の相談支援機関や市の関係部署、CSWと連携して多機関協働事業を実施。



国立市 Vol.3に掲載

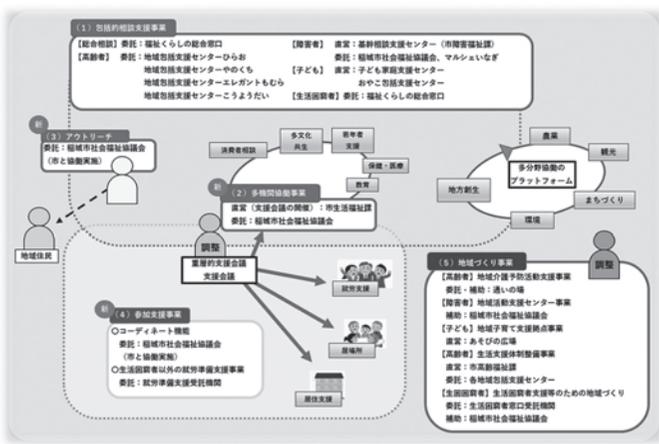
平成26年度に設置した「福祉総合相談係（ふくふく窓口）」を活用し、生活困窮や重層事業の総合相談機能を持たせ、既存の機能を維持しながらも、分野の敷居や壁を低くして、つながりを意識した体制を構築。アウトリーチに関しては、あえて拠点をつくらず、すでに地域住民が取り組むサロンや居場所にCSW（コミュニティーソーシャルワーカー）が出向くことで、地域の課題をキャッチ。国立市社協では、地域の困りごとに気づき支援につなぐ「くにたち福祉サポーター」の養成や、生きづらさやひきこもりに関する支援では、社協が運営する農園を活用するなど、誰もが自分に合った居場所が持てるまちを目指し、地域住民による活動を活かした支援を展開。



事業名	実施体制（主な組織等）
包括的相談支援事業	ふくふく窓口、既存の相談機関
多機関協働事業	ふくふく窓口
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	社会福祉協議会（CSW）
参加支援事業	社会福祉協議会（CSW）
地域づくり事業	社会福祉協議会（CSW）

稲城市 Vol.3に掲載

既存の取り組みを活かしつつ、生活困窮の窓口に総合相談機能を追加した「福祉くらしの総合窓口」を新設するほか、多機関協働事業・アウトリーチ・参加支援事業（地域づくり事業含む）を稲城市社協に委託し、担当職員を市の生活福祉課に「重層担当」として配置することで、一体的に事業を展開。地区単位の地域活動を、住民が主体的に取り組む、地域のボランティアにより運営されている9つの「ふれあいセンター」を拠点として地域づくりが行われている。地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターと地域で活動される方達で構成された第2層協議体、社協の地域福祉コーディネーターと連携をして、地域づくりを進めている。

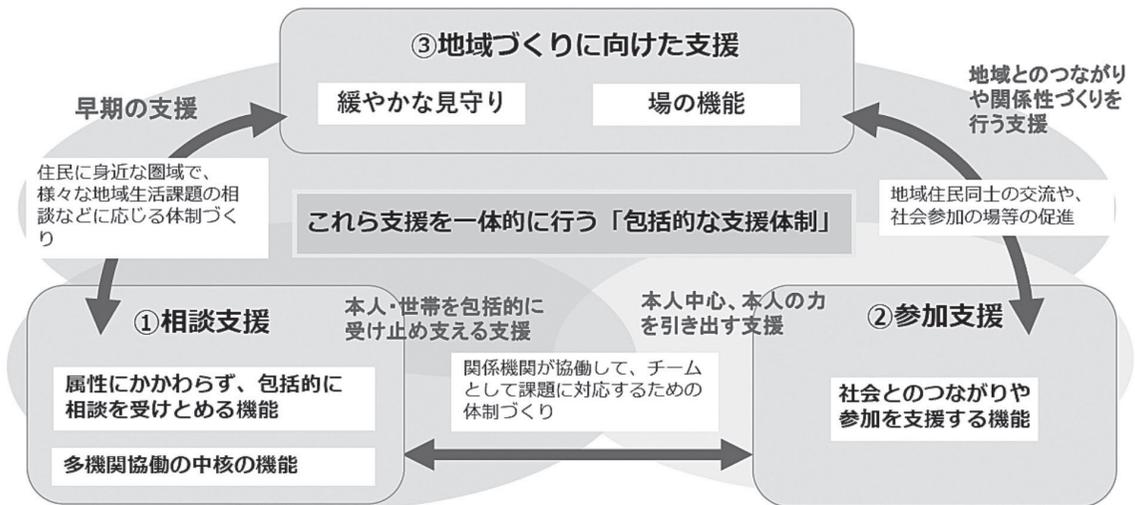


重層的支援体制整備事業とは

～包括的支援体制を構築する手段としての重層的支援体制整備事業～

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民ひとり一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、各区市町村の特徴や状況を踏まえて、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備のための1つの手法として「重層的支援体制整備事業」を創設。

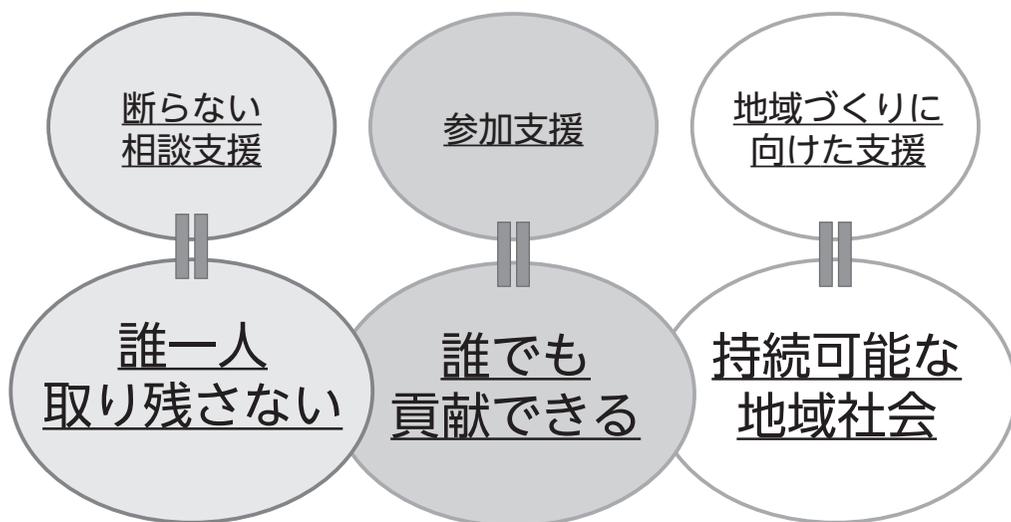
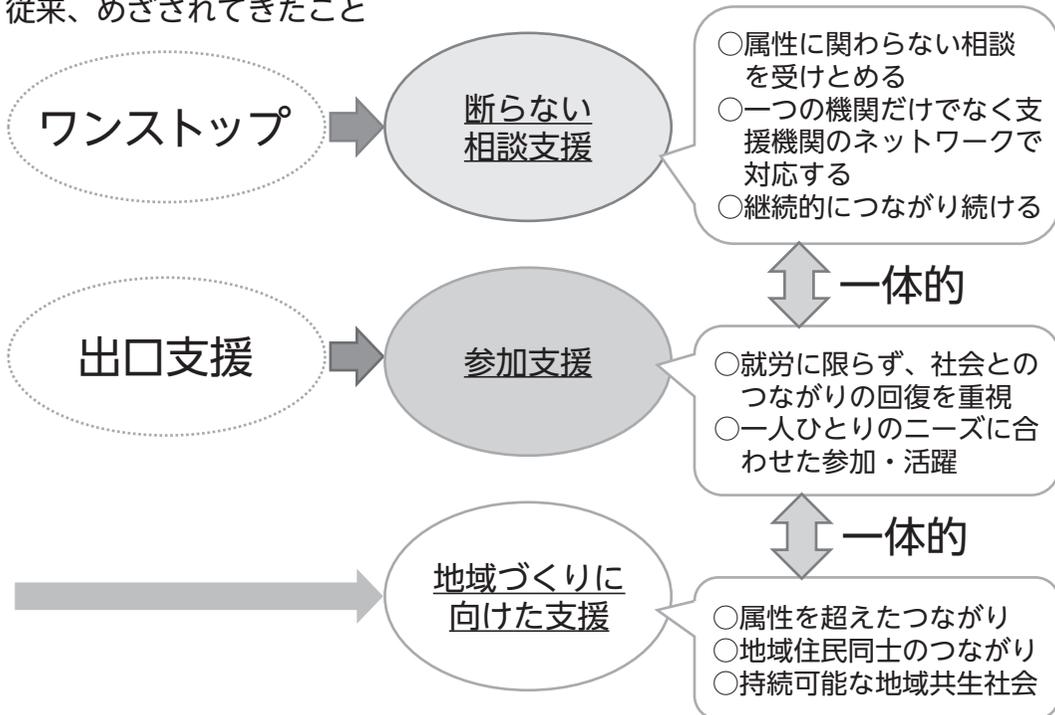
区市町村における包括的な支援体制の整備



≪「地域共生社会の実現に向けた施策の最新動向」(厚生労働省) 資料より≫

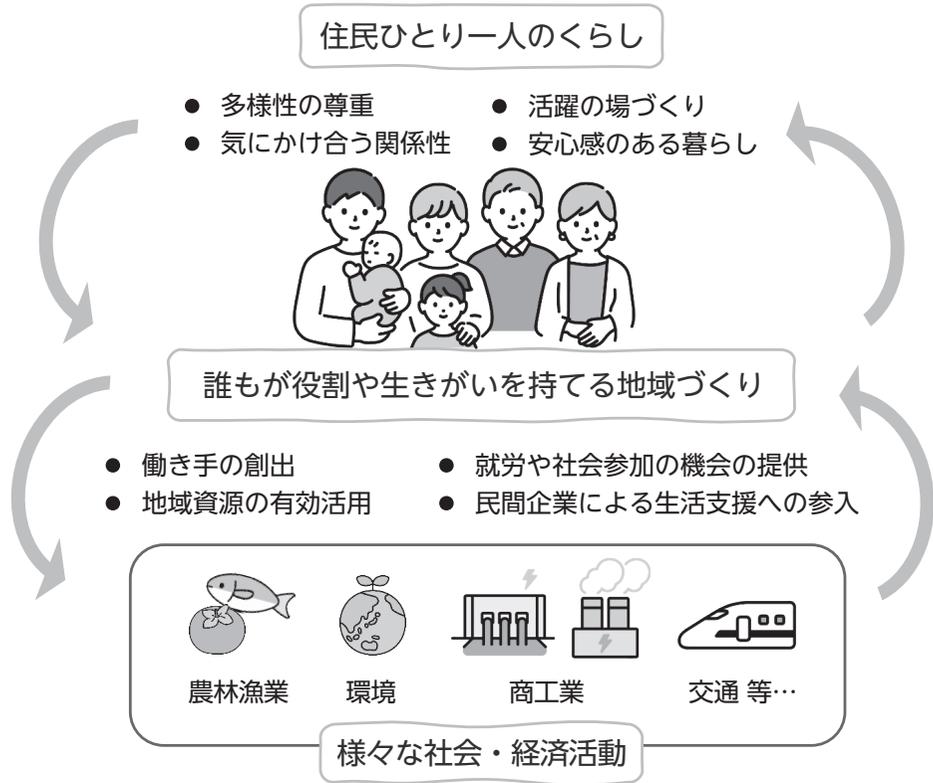
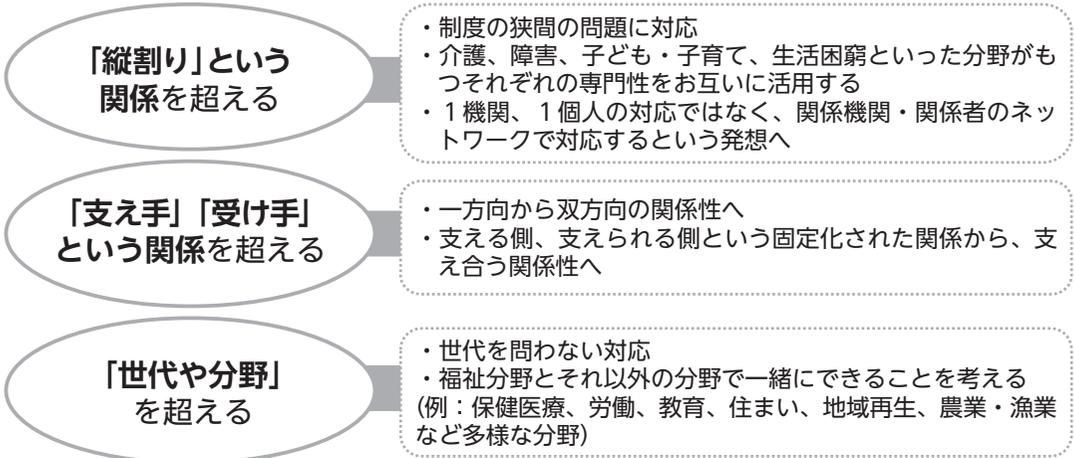
いま、目指している地域は…

従来、めざされてきたこと



地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



地域福祉の推進 社会福祉法第4条のポイント

第1項

地域住民が相互に人格と個性を尊重しながら、参加し、**地域共生社会の実現を目指して**行う。

第2項

地域住民等（地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が、**地域社会の一員として、日常生活を営み、あらゆる活動に参加する機会が確保されるように努める。**

第3項

地域住民等は、福祉サービスを必要とする本人とその世帯が抱える「**地域生活課題**」（福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、地域社会からの孤立、あらゆる分野の活動に参加する機会を確保する上での各般の課題）を把握し、**支援関係機関との連携等によりその解決を図る**ように留意する。

包括的な支援体制の整備 社会福祉法第106条の3のポイント

市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備する**よう努めるものとする。

地域住民等が主体的に
地域生活課題を
把握・解決できる環境の整備

- ・地域福祉活動への住民参加を促す者への支援
- ・住民の交流の場・活動拠点の整備
- ・住民への研修

地域住民等が相談を包括的に
受け止め、情報提供や助言、
支援機関につなぐ体制整備

- ・相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築
- ・民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握

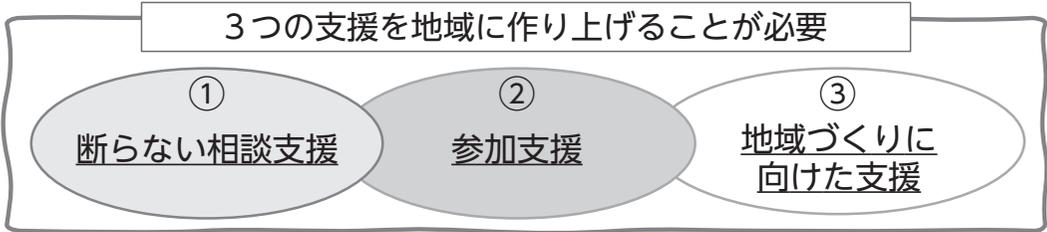
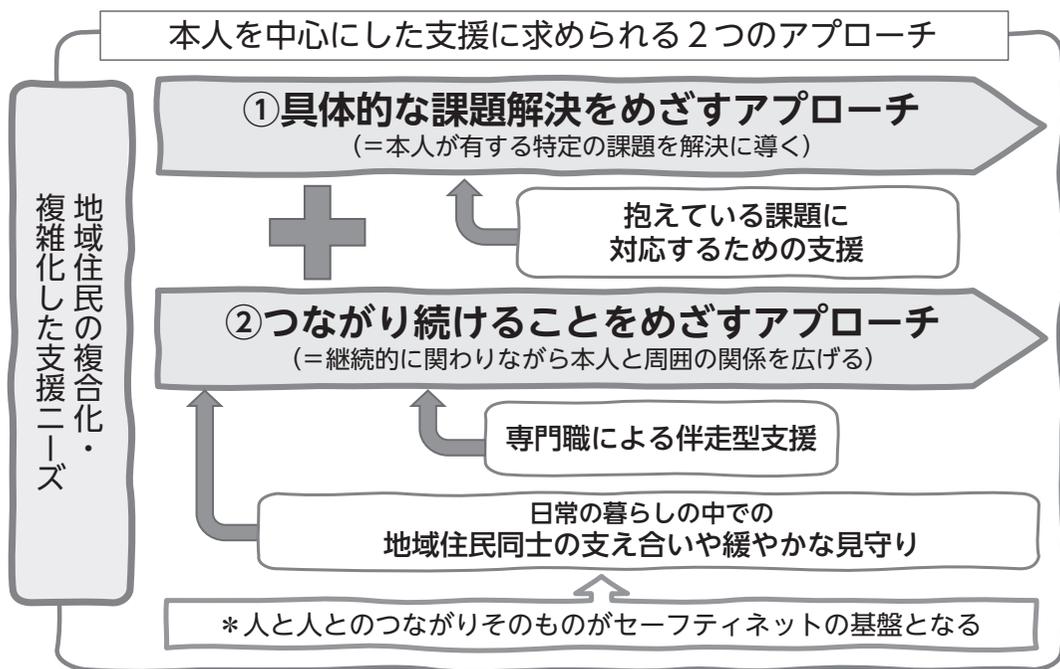
地域では対応が困難な複合的・
複雑な課題や、制度の狭間の
課題等を受け止める体制の構築

- ・支援関係機関によるチーム支援
- ・支援に関する協議・検討の場
- ・支援を必要とする者の早期把握
- ・地域住民等との連携

※ 社会福祉法の条文は巻末の資料をご参照ください。

重層的支援体制整備事業創設の経緯

令和元年12月 厚生労働省「地域共生社会推進検討委員会」最終とりまとめ



令和2年 社会福祉法改正 令和3年4月施行

重層的支援体制整備事業 改正社会福祉法 第106条の4

包括的相談支援事業
地域づくり事業
参加支援事業
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
多機関協働事業

既存事業を活用し
一体的に実施

*包括的な支援体制の整備のための、ひとつの手段として創設される。
自治体の任意事業とされている。

重層的支援体制整備事業 実施要綱

令和7年3月7日第2次改正 厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長

重層的支援体制整備事業の枠組み

従来、分野ごとの制度に基づいて行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助



新たに、相談支援や参加支援の機能強化を図る補助

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備
(=社会福祉法106条の3第1項に規定する市町村の努力義務をふまえた対応)

- (1) 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備のための施策
- (2) 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制整備のための施策
- (3) 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備のための施策

I 包括的相談支援事業 実施要領

- (1) 包括的相談支援事業には、社会福祉法第106条の2に規定されるとおり、属性を問わずに住民の相談を受け止めることが求められる（質疑応答集 問1 (7)-6）。
- (2) 受け止めた相談のうち、当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合、地域の各支援機関と連携を図りながら対応する。
- (3) 複合化・複雑化した支援ニーズの場合、課題の全体像の俯瞰したうえで支援機関同士の役割分担を整理する必要のある事例等については、多機関協働事業者へつなぐ。
- (4) 具体的な設置形態は、各分野の相談支援拠点のまま他の分野の支援機関と連携して対応する形態や、いわゆる総合相談窓口を設けるなど、さまざまな形態を想定する。

「地域包括支援センター運営要領」「相談支援事業実施要領」「利用者支援事業実施要領」「自立相談支援事業実施要領」「福祉事務所未設置町相談事業実施要領」を含む

II 地域づくり事業 実施要領

- (1) 血縁・地縁・社縁が脆弱化する中、「人と人」、「人と居場所」がつながり支え合う取組みが生まれやすい環境を整える。
- (2) 各分野の各事業が対象とする居場所を確保したうえで、すべての地域住民を広く対象とした交流の場や居場所を確保する。
- (3) 拠点で把握した課題を各分野の専門機関、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者につなぐ。
- (4) 地域にすでにあるものを活かし、福祉分野に閉じず、さまざまな分野の関係者が集い関係性を深めるための場を設定する。

「地域介護予防活動支援事業実施要領」「生活支援体制整備事業実施要領」「地域活動支援センター機能強化事業実施要領」「地域子育て支援拠点実施要領」「生活困窮者支援等のための地域づくり実施要綱」を含む

Ⅲ 多機関協働事業等 実施要領

1 多機関協働事業

- (1) 複合化・複雑化した支援ニーズがあり、さまざまな課題の解きほぐしが求められる事例に対して、**多機関協働事業者は主に「支援者を支援」する役割**を担う。
- (2) 多機関協働の役割は、旧モデル事業における「相談支援包括化推進員」の役割との重複も多い。市町村全体で包括的な相談支援体制を構築するなどを担う（質疑応答集 問1(5)-1）。
- (3) 社会福祉法に基づく「支援会議」は、**重層事業の円滑な実施を図るためのものであり、重層事業の実施が開催の前提となる（=実施していなければ開催できない）**（質疑応答集 問1(6)-2）。
- (4) 社会福祉法に基づく「支援会議」は、**生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」、児童福祉法に基づく「要保護対策地域協議会」、介護保険法に基づく「地域ケア会議」等の既存の会議と例えば時間を切り分けるなどの活用もできる。**

2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- (1) 本人と直接関わるための信頼関係構築に力点を置きつつ、①支援機関や地域住民等と連携した情報収集、②関係性の構築に向けた支援、③家庭訪問及び同行支援等を行う。

3 参加支援事業

- (1) 既存の社会参加の事業に対応できない本人のため、**本人や世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくる。**
- (2) 支援メニューを増やすため、本人に対する定着支援と受け入れ先を支援する。
- (3) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」との連携を意識し、社会福祉法人の積極的な取組を働きかける。

4 2及び3における居住継続支援体制の整備

重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

※令和5年の要綱改正時に新設

重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

相談支援＝支援関係機関全体で支援
参加支援＝段階的に回復する支援を実施
地域づくり＝多世代交流と多様な活躍の場



- * 地域住民や支援機関等の中で意見交換や対話を繰り返し、「チーム」として支援する。
- * 会議の設置など形式を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅する。

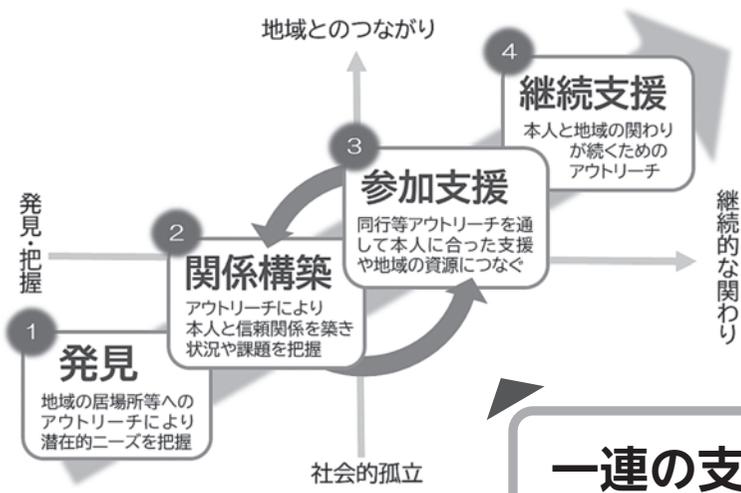
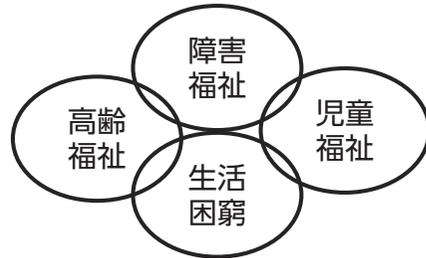
.....
支援困難ケースの担当者が孤立して疲弊していないか？「**支援者支援**」の機能が重層

重層事業実施に向けて必要なプロセス

- (1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのか？現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案したうえで重層を活用する。
- (2) 個別の対象者への支援が担当部署に集中してしまうのではなく、「チーム」としての支援のしくみが必要。
- (3) 「各分野の支援の相互の重なり合い」「一連の支援の流れの相互の重なり合い」「制度と地域活動の相互の重なり合い」が重要。
- (4) 庁内の体制を分析し、どのような組織づくりが必要か、市町村が主体的に事業をデザインする。

重層的支援体制整備事業がめざす 「3つの重なり合い」

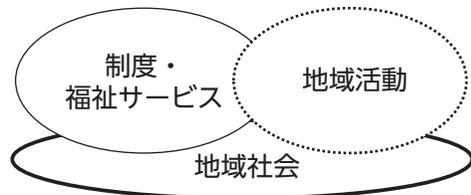
各分野の支援の
相互の重なり合い



一連の支援の流れの
相互の重なり合い

アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援

制度と地域活動の
相互の重なり合い



重層的支援体制整備事業の 2つの会議体と「個人情報」

支援会議

設置（開催）主体：市町村



出席者に
守秘義務

**本人の同意を得られていない
潜在的な課題を抱えるケースが対象**

重層的支援会議

設置（開催）主体：多機関協働事業者



支援
プラン

**関係機関との情報共有について
本人の同意を得たケースが対象**

関係機関が把握しながらも支援が届いていないケースについて情報を共有し、必要となる支援のアプローチを検討

本人同意のもとに支援のためのプランを作成し、支援の取組みの進捗を評価したり、不足する社会資源の開発を検討

設置根拠：
社会福祉法第106条の6第1項

設置根拠：
実施要綱、自治体事務マニュアル等

重層的支援体制整備事業では、改正社会福祉法第106条の6に基づく「支援会議」が位置付けられている。同会議では参加者に守秘義務をかけることによって、本人の同意はまだ得られてないが地域で支援が必要とされているケースについて、必要となる支援のアプローチを必要な関係者で検討する機能が期待されている。

法律上、守秘義務をかけることで本人同意を必要とせずに開催できる会議体は、他にも生活困窮者自立支援法における「支援会議」、児童福祉法における要保護児童対策の「個別ケース検討会」、介護保険法における「地域ケア会議における個別ケア会議」があるが、重層的支援体制整備事業の「支援会議」は、分野を特定せずに関係者を集めやすいことがそのメリットとして考えられる。実施地区でも、本人からの同意が得られてから支援プランを検討する「重層的支援会議」よりも、まずは「支援会議」を積極的に活用し、潜在的な課題を抱えるケースへの支援が検討されることが多くなっている。

都内実施地区向けアンケート調査 結果等にもみる重層事業の取組状況

重層的支援体制整備事業 都内実施自治体

令和7年度（30自治体）

中央区、港区、文京区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市

令和7年度 移行準備事業 実施地区

荒川区、足立区、武蔵野市、府中市、武蔵村山市、羽村市

※____は令和7年度からの実施地区

※移行準備事業については、令和7年度をもって終了

令和7年度重層的支援体制整備事業後方支援事業 (東京都から東社協が受託)

実施内容

- (1) 体制構築に係る手法の分析と展開
 - ① アンケート調査の実施（62自治体・社協）
 - ② 新規実施自治体ヒアリング（5自治体・社協）
 - ③ 未実施自治体及び社協への支援
 - ・ 支援ニーズをふまえた訪問ヒアリング
 - ・ 研修会の企画運営の協力、講師派遣
 - ・ アフターフォローのための訪問
- (2) 事例報告会・シンポジウム（62自治体・社協）
 - ① 厚労省説明、実践報告、情報交換
『自治体ごとの包括的な支援体制づくりに向けて』
 - ② 調査結果報告、実践報告、情報交換
『支援の見える化のための取組み～根拠に基づいた支援と成果を伝える工夫～』
- (3) 先行自治体情報交換会（30自治体・社協）
『個人や地域のニーズにもとづく参加支援と地域づくりに向けた支援の展開』
- (4) 情報発信
『どうする重層 後方支援ニュース』の発行
『みんなで重層ポータル』での情報発信
『重層的支援体制整備事業実践事例集』の発行

① 包括的相談支援事業の例

既存の分野別の相談支援機関が、それぞれの垣根を超え、お互いの機能を理解し連携を高めながら複合的な課題に対応していくことが重要になる。

① 既存の相談支援機関による包括的相談支援

- ・地域包括支援センター
- ・子ども家庭支援センター
- ・障害者相談支援事業所
- ・生活困窮者自立相談支援センター等

※相談支援包括化推進員：相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等の検討、プランの作成、相談支援機関等との連絡調整、助言等の業務を実施。「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）」で位置付けられたが、重層事業では多機関協働事業に内包。

② 連携強化

- ・コーディネーター連絡会で包括的相談支援を担う既存の相談支援機関と複合的な課題のあるケースを事例検討
- ・各相談支援機関が相談を受けた際の流れを整理し、複雑化・複合化した課題があるか判断できる受付様式を整理
- ・相談支援包括化推進員*を市と社協のそれぞれに配置
- ・区が区独自の福祉人材育成・交流センターを立ち上げて複合課題対応研修等を実施
- ・区がソーシャルワーク機能向上研修を年1回実施
- ・情報を集約するため、「つなぐシート」を作成
- ・日常生活圏域にCSW等を配置し、地域の関係機関と連携して支援を実施

③～⑥の手法による包括的相談支援

③ 地域福祉コーディネーター（CSW含む）のアウトリーチによる相談支援

- ・住民の身近な圏域に地域福祉コーディネーターを配置
- ・公民館、市民センター、区民ひろば等の地域の拠点に向向いて出張相談を実施
- ・地域住民や学生、企業等を対象に、地域の困りごとに気づき、支援につなぐ「福祉サポーター」等を養成
- ・社協職員による地域担当制の導入
- ・民生児童委員と協働した「巡回型福祉なんでも相談」の実施

④ 分野を問わない相談窓口（総合相談窓口等）の開設

- ・社会福祉法人による地域公益活動として「福祉なんでも相談」を実施
- ・まちづくりセンター、地域包括支援センター、社協の三者が連携した「福祉の相談窓口」の開設
- ・週1回、市役所に「福祉の総合相談窓口」を開設
- ・住民の身近な活動場所や圏域内の拠点に月1回程度出張して相談窓口を実施
- ・地域福祉コーディネーターが市の他部署と連携して「福祉丸ごと相談窓口」を開設

⑤ 生活困窮者自立支援事業の自立相談支援窓口を拡充して総合相談窓口を開設

- ・区から社協が自立相談支援事業を受託し、「福祉の相談窓口」として運営
- ・生活困窮者自立支援事業で制度の狭間の相談を受付

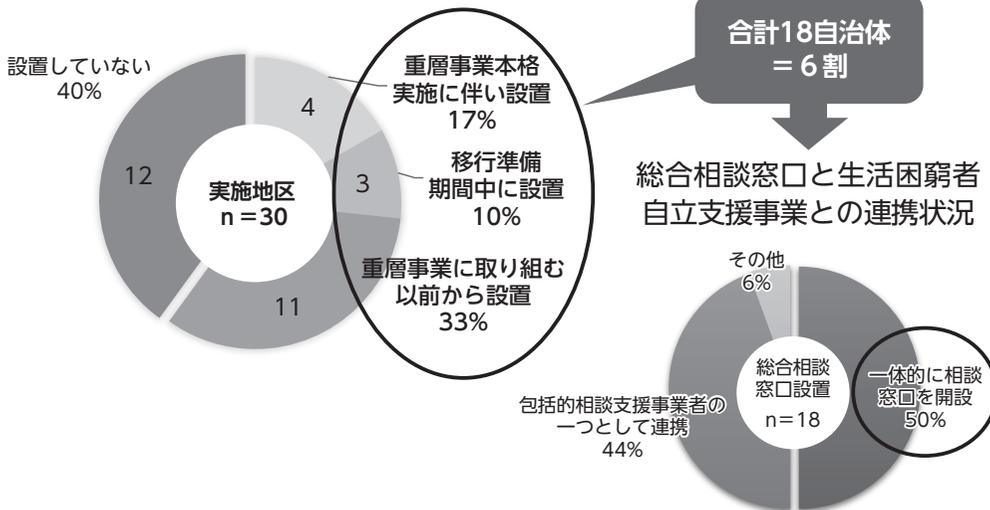
⑥ 対象を重点化した窓口による相談支援

- ・生活困窮者自立相談支援センターと若者相談窓口が連携して運営する「ひきこもり相談窓口」で、生きづらさを感じている方の相談に対応
- ・市役所に「ひきこもり」「ヤングケアラー」に関する相談窓口を設置
- ・来所や電話による相談が難しい方を対象に、メールやLINEを利用した非対面による相談の受付

②総合相談窓口の設置が6割 その半数は生活困窮と一体的に実施

- 総合相談窓口の設置にあたり、世帯全体の状況を把握し、属性を問わない相談を受けとめてきた既存の窓口機能を拡充することで、新たに窓口を開設するよりもスムーズに体制構築が可能となる。
- 総合相談窓口を設置しない場合、既存の各相談支援機関が受け止め、必要な支援機関につなぐ支援体制を構築している。また、地域福祉コーディネーターによる属性を問わない相談対応を位置付ける自治体もある。
- 総合相談窓口の有無にかかわらず、相談支援機関同士の連携が強まることで、対応できる支援の幅も広がり、これまで対応できなかった相談にも対応が可能となる。

総合相談窓口の設置状況



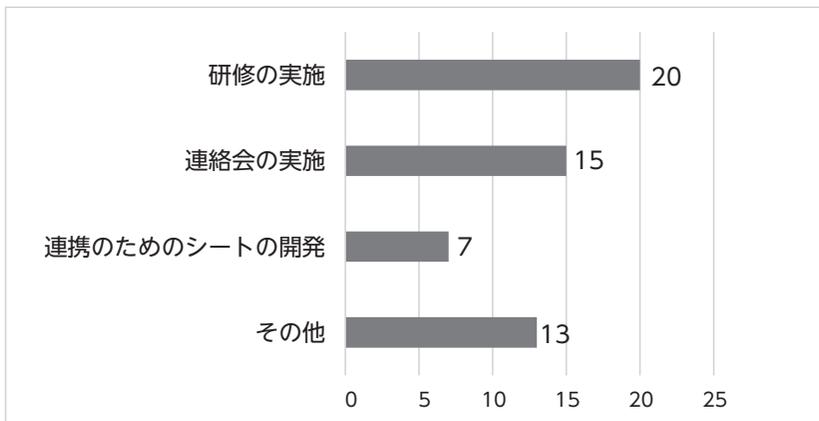
重層事業実施前からある相談支援機関の活用例

- ・地域包括支援センターで属性を問わない相談受付
- ・地域の拠点に配置された地域福祉コーディネーター（CSW）による相談受付
- ・各支所にワンストップで相談を受け付ける窓口を設置
- ・福祉事務所や就労支援センターを設置した複合施設で一体的に相談受付

③研修・連絡会により既存の相談支援機能を強化

- 既存の相談機能強化のため、2 / 3の自治体で研修を実施、半数の自治体で連絡会を実施している。
- 庁内職員の他、支援関係機関の職員を対象とした事例検討やソーシャルワーク関連の研修を通じて、連携強化が図られている。
- 連絡会等で関係機関の機能を知ることによって、連携がしやすくなり、役割分担による支援や、自らの窓口では対応できないケースをのつなぎ先となっている。

既存の相談支援強化に向けた取組み n = 30 (複数回答)



【その他の取組内容】

- 権利擁護支援検討会議との連携を検討
- 情報共有システムの導入
- 関係機関を集めたワークショップを開催
- 各相談窓口共通の支援マニュアルを作成
- 地域福祉コーディネーターを中心に専門職のネットワーク化のための会議を圏域ごとに開催

重層事業で新たに設けた相談機能

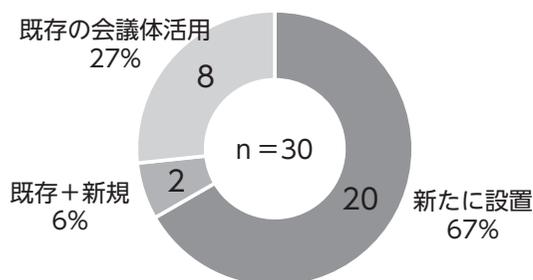
- 方法では**
- 1 住民の身近な場所（居場所・公共施設等）に出向く出張相談
 - 2 メールやLINEなど非対面によるオンライン相談
- 内容では**
- 1 テーマを定めた相談（引きこもり、ヤングケアラー等）
 - 2 どこに相談したらよいかわからない相談の受け止め

④支援会議を活用して多機関が連携

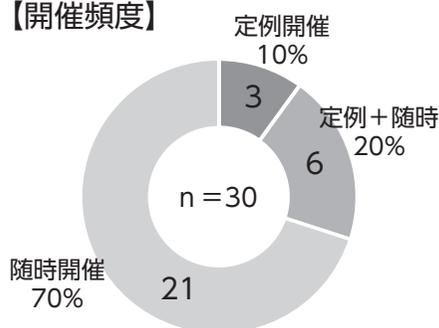
支援会議の設置状況 n = 30 (R7年度実施地区)

- ▶実施主体は自治体が担っているため、参加者の招集や調整も主管課で行うことが多い。
- ▶既存の会議体活用では、支援調整会議（生活困窮）、地域ケア会議（介護保険）、要保護児童対策地域協議会（児童）等で開催される会議の活用が多い。
- ▶ケース検討は随時開催が多く、ケースの情報共有や検討を通じて各支援機関の役割の共通理解を図る等、関係機関との連携にも効果が上がっている。また、定期開催ではケース検討だけでなく、課題や事業内容の共有等により庁内外との連携強化を図っている。

【設置状況】



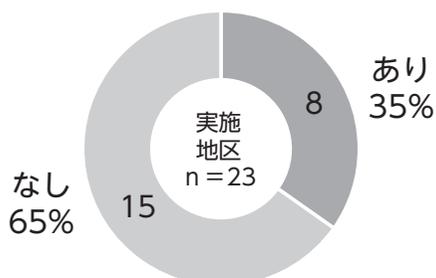
【開催頻度】



個別ケースの検討以外にも活用 n = 23 (R6年度実施地区)

- ▶個別ケースの検討以外では、研修会の開催や地域課題の把握・分析、支援ケースのモニタリング等が行われている。
- ▶個別支援から把握された課題を蓄積し、地域全体で解決すべき課題や、地域では解決が困難な課題について、支援会議の活用により、福祉以外の関係機関とも連携をして、資源の開発や政策への反映が検討されている。

【ケース検討以外の機能の有無】



⑤個別課題の検討だけでなく地域づくりも視野に入れた自治体の主体的な役割が重要

➤相談支援窓口を中心に、市民生活に関連する庁内部門や関係機関を、ケースに応じて招集することが多い。

【支援会議及び重層的支援会議の主な構成メンバー】

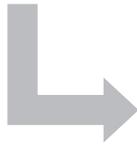
庁内：相談支援機関職員、保健師、教育委員会、計画担当等

庁外：社会福祉協議会、民生・児童委員、学校、医療機関、介護事業所、支援団体、警察等

※その他、検討ケースに応じて関係機関を招集

住宅部門、都市計画・町づくり部門、清掃事務所、消防署、町会・自治会等

➤個別支援から抽出された課題を地域全体の課題として共有し、必要に応じて地域資源の開発や政策への反映についても検討が進められている。



◎ ケース検討に留めず、支援機関を含めた地域では解決が困難な課題の対応を、区市全域で検討、進捗管理、評価を進めるため、部課長や政策担当部門の参加などが効果的。

【上記以外の主な構成メンバー】

- ・福祉関係部門の各部課長
- ・検討内容に応じた部門の部課長
- ・企画・政策担当部門

⑥対応が困難だったケースを多機関で検討

支援会議の機能と検討ケースの特徴 n = 23 (R6 年度実施地区)

- 支援会議で検討したケースの多くは、世帯内に支援を必要とする世帯員が複数いる、複雑化・複合化したケースで、相談を受けた支援機関だけでは支援が困難なため、複数の支援機関による検討・支援を行っている。
- 支援会議では、個別ケースの検討だけでなく、お互いの役割や事業内容を理解し、把握されている課題の共有も行われている。顔の見える関係ができることで、支援者支援にもなっている。
- 社会福祉法に規定された支援会議では、参加者に守秘義務を課すことで、既存の会議体では参加の難しかった福祉部門以外の関係機関の参加や、本人同意が得られる前からの検討が可能になった。

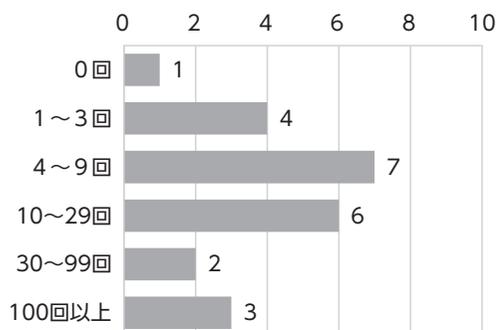
【支援会議で検討されたケースの特徴】

- ・ 精神疾患や発達障害(疑い含む)
- ・ ひきこもり (8050世帯含む)
- ・ 支援を要する世帯員が複数 (高齢・障害・疾病・学習・就労等)
- ・ 支援拒否や本人に問題意識がない
- ・ ごみ屋敷
- ・ ヤングケアラー
- ・ 生活困窮や就労
- ※これら複数の特徴が複合している

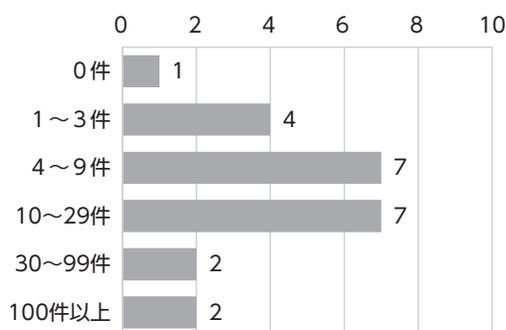
多機関協働による支援者支援

- ・ ケース検討を通じて職員の支援スキルが向上
- ・ これまで関わりの少なかった部門 (教育・環境・まちづくり等) の関係者との連携がしやすくなる
- ・ チームで支援することで担当者の孤立や抱え込みを解消

【開催回数】 n = 23



【検討ケース数】 n = 23



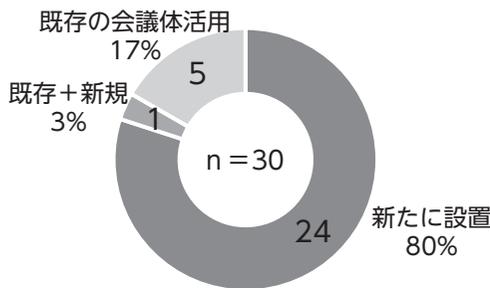
- ・ ケース検討は随時開催で早期に検討することが多い
- ・ 定例開催では、事例検討を通じた課題や情報の共有など、支援者の資質向上に資する内容も扱われる

⑦重層的支援会議では本人同意の難しさが課題

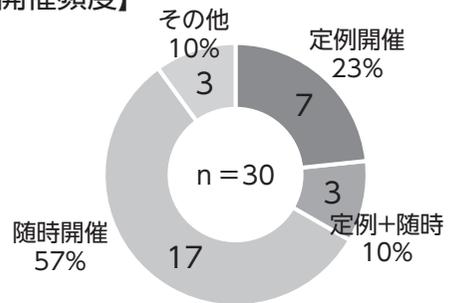
重層的支援会議の設置状況 n = 30 (R7年度実施地区)

- ▶ほとんどの自治体が新しく設置。既存の会議体の活用でも重層事業の準備期間中に設置または支援会議を活用している。
- ▶構成メンバーは支援会議より幅が広く、庁内の各部課が参加したり、支援会議の上位組織として運営する場合もある。
- ▶本人同意を得るには、信頼関係の構築に時間がかかるため、まずは支援会議を通じて関係機関が連携して支援を開始し、伴走支援の結果として、本人との関係構築が進み、多機関協働に関する同意を得ることができ、プラン作成に至ることが多い。プラン作成までに時間を要するため、事業実施1～2年目は0件であっても、一連のプロセスとその取組みの評価が重要。

【設置状況】

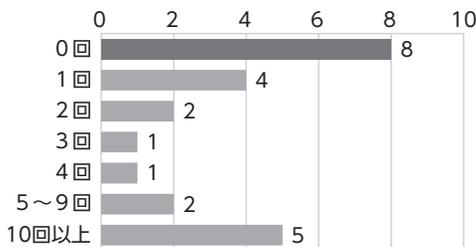


【開催頻度】

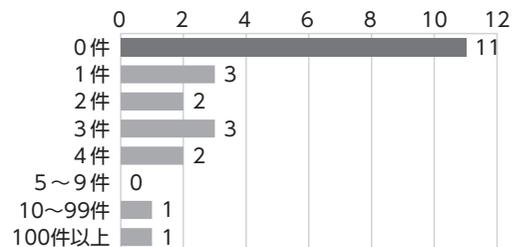


重層的支援会議の開催状況 n = 23 (R6年度実施地区)

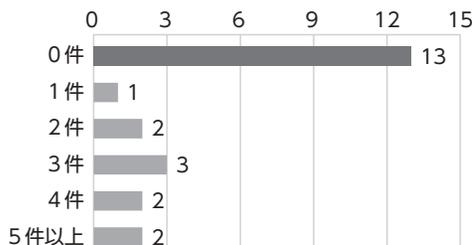
【開催回数】 n = 23



【検討ケース数】 n = 23



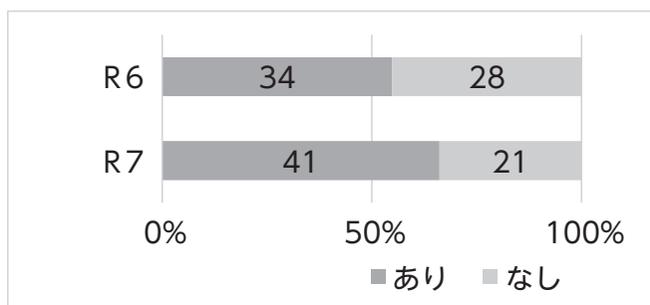
【プラン作成数】 n = 23



⑧年を経るごとに多機関の協働による 包括的支援体制の整備が進む

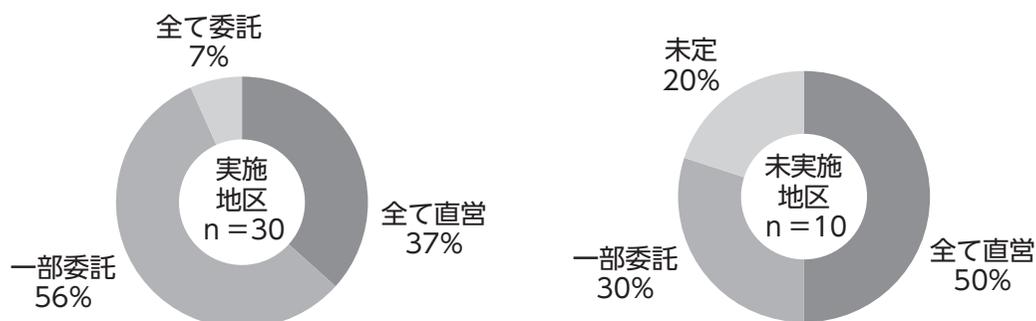
- ▶ 昨年に比べ7地区多い41地区で体制の構築が進んでいる。
- ▶ 具体的な内容として、支援会議等の会議体を通じた情報共有や、庁内外の関係者で構成される協議体、研修等を通じた共通認識、顔の見える関係の構築、などが多い。
- ▶ 連携先では、住居や就労に関する関係機関が増えている。

多機関の協働に関する包括的支援体制の構築状況 n = 62



多機関協働の実施体制

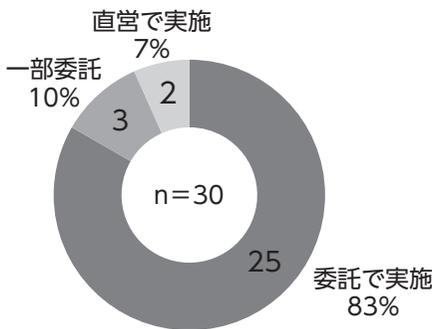
- ▶ 実施自治体の1/3が多機関協働事業の全てを直営で実施。未実施自治体において重層事業の準備を行っていると回答した10地区では、直営が半数を占めている。委託先においては、実施・未実施を含む全ての自治体で社協が含まれている。
- ▶ 多機関協働事業の主体は自治体が担い、特に庁内の連携においては所管課による庁内調整の役割が大きい。また、庁外の関係機関との連携やプランの作成においては、個別支援だけでなく地域づくりを一体的に実施している地域福祉コーディネーターの専門性が活かされている。
- ▶ 直接支援に関わる現場レベルの連絡会や係長級対象の作業部会等だけでなく、部課長級を対象とした連絡部会等を設けることで、庁内全体の課題共有や政策検討を行うなど、重層的な会議体の設置により包括的な支援体制が構築されている。



⑨アウトリーチ等支援事業の委託先は9割が社協

- アウトリーチ等支援を通じた継続的支援事業を直営で実施する自治体は5つだが、その内3自治体は、直営と委託の両方で実施している。
- 直営では、アウトリーチチーム、アウトリーチ専門員等を配置する自治体がある。
- 委託している28自治体のうち、26地区は社協に委託して、地域福祉コーディネーター、CSW等の配置をしている。従前から、地域住民等と一緒に地域づくりを行っている専門性を活かし、地域との関わりが少ない方に対するアウトリーチも実施している。

アウトリーチ等継続的支援事業の実施体制

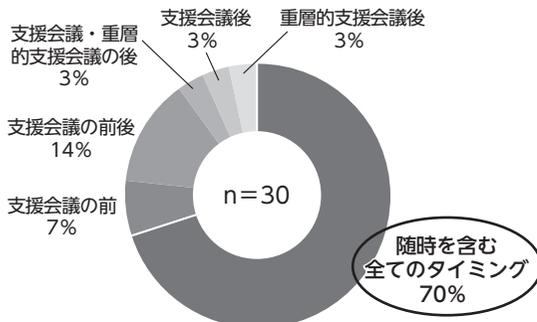


一世帯に対する月あたりの 最多アプローチ回数

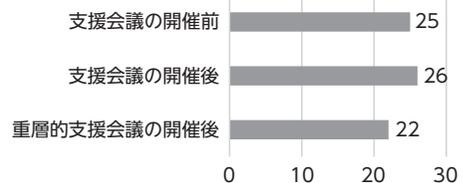
- 最多が40回。
- 続いて、14回、12回。
- 1/3の自治体ではカウントしていない。
- アウトリーチの効果を図るには、プロセスの評価が重要となり、関わり回数、内容、変化などの把握も必要となる。

- 8割以上の割合で、支援会議の開催前からアウトリーチを実施している。具体的な支援を開始するためには、本人との信頼関係の構築が重要となる。
- 実施の時期は、随時を含めると支援会議の開催前、開催後、重層的支援会議の開催後のすべてに回答した自治体は、21地区あり、7割を占める。これは、信頼関係の構築、情報の収集、課題の整理、効果的な支援の検討など、様々な場面で、本人に寄り添った伴走支援が必要になる事を示している。

アウトリーチ等継続的支援事業の実施時期



実施時期の詳細 n = 30 (複数回答)



⑩本人に合った活動や地域とのつながりを支援

- ▶本人のニーズに合った活動や地域・人とのつながりづくりを、本人のペースに合わせてマッチングし、アウトリーチを通じて支援を行うと同時に、必要な活動や居場所の創出を働きかけている。つながりが途切れないように、フォローアップ等の伴走支援も重要になる。
- ▶活動や居場所の創出だけでなく、勉強会や講座などを通して、地域への働きかけや理解者の養成といった「人的な環境整備」も行われている。
- ▶支援に拒否のある方や困り感のない方、支援を希望していても他人との関わりが苦手な方など、本人同意に基づく支援プランの開始に時間のかかる方には、社会福祉法に基づく支援会議を活用し、本人に合った社会参加の支援を実施している。

【具体例】

- ▶市内の協力者との連携を図り、短時間のお寺の清掃活動や農園活動などを実施
- ▶都立公園と連携して公園管理のお手伝い
- ▶区内のボランティア活動に、アプリ等を利用して参加

【連携先】

- ▶地域包括支援センター
- ▶ボランティアセンター
- ▶訪問看護ステーション
- ▶寺社、農園、企業等
- ▶社会福祉法人

※社会福祉法人による地域公益活動ネットワーク等との連携による働きかけもある

参加支援件数 令和6年度実施地区 n = 23

支援プランに基づく支援数	本人同意に基づく支援プラン開始前の支援数
14	1527

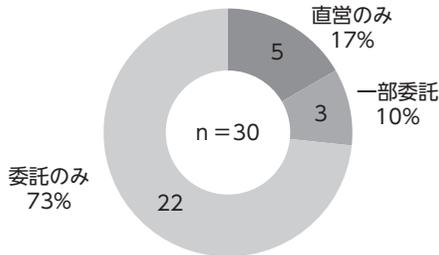
⑩地域福祉コーディネーター等が 人・活動・地域をつなぐ

- 「多世代交流」「属性を問わない居場所」の整備を主軸に、既存の分野別事業だけでなく、それらを横断的につなぐコーディネートが行われている。
- 個別支援の蓄積により地域課題を把握し、不足している社会資源の開拓や既存の活動の拡充や活動同士の連携等調整が行われている。
- 地域住民や地域の企業・学校等に向けて、新たな担い手の養成や地域福祉の理解を促すための講座や連絡会等を開催することで、活動が広がりやすい環境整備にも取り組んでいる。
- 実施体制は委託が多く、その全てに社協が含まれている。そこでは、地域福祉コーディネーター等による事業実施前からの取組みが活かされている。

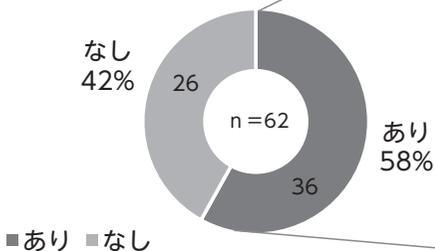
【具体例】

- 地域課題に対して、地域資源等を活かしながら、新たな活動を企画・コーディネートする地域ファシリテーターの養成講座を実施
- 移動販売車マップの作成による買い物難民支援

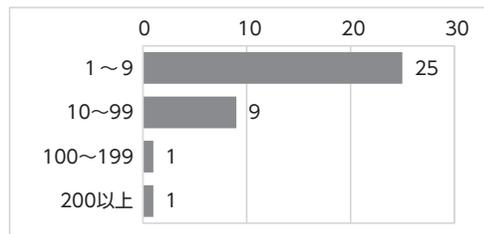
地域づくり事業の実施体制



地域住民等の相互交流の場
(多世代交流拠点等) の整備の有無



多世代交流拠点等の整備数
n = 36 (重層事業未実施地区含む)



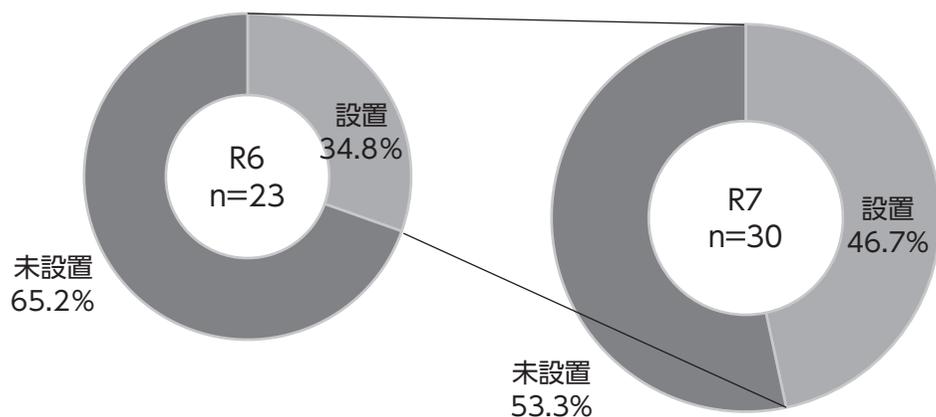
⑫地域の課題やニーズに応じた地域づくりが重要

- まずは、地域住民や関係機関と話し合いの場を持つなど、地域住民のニーズや地域特性、社会資源等を幅広く把握し、その情報を共有することが重要。
- 地域のニーズに応じて、属性を問わない住民同士の交流のできる多様な場や居場所を整備することで、交流・参加・学びの機会を生み出し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備が可能となる。
- 地域の状況を踏まえて、住民を含む関係者による情報共有や検討を行う場の整備が年数を重ねるごとに進んでいる。自治体が主体的に取り組むことが必要であり、既存の会議体や、社会福祉法の支援会議・重層的支援会議が検討の場として活用されている。

【具体例】

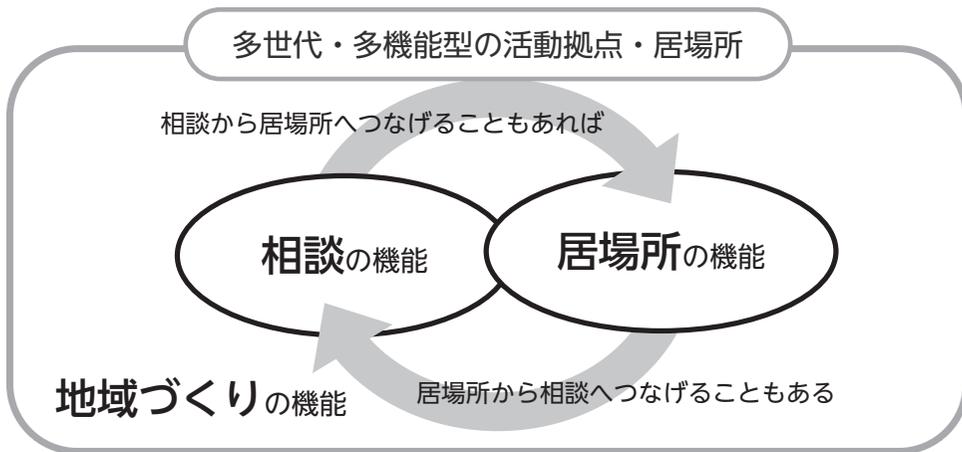
- 区内9か所に設置した各なごみの家で年2回程度、地域住民や活動団体、企業、学校関係者等が参加する協議の場を開催。
- 市の福祉総合相談係と社協のCSWによる定期的なミーティングで地域課題等の話し合いを実施。

地域づくりを進めるための推進体制の設置の有無

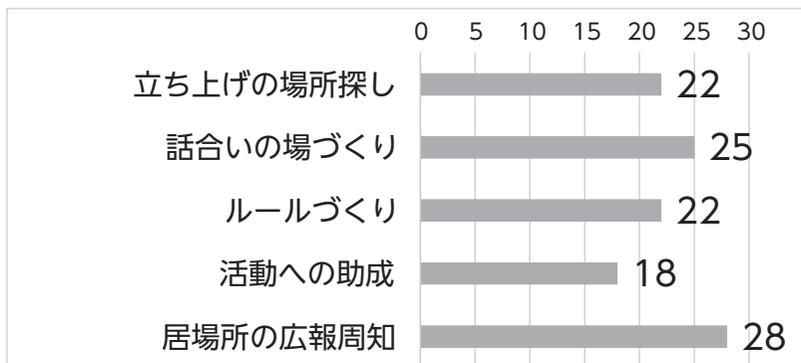


⑬活動拠点となる居場所の整備

- ▶多世代・多機能型の拠点の位置づけはそれぞれの地域でさまざまな形態がみられる。地域福祉コーディネーターが常駐する拠点もあれば、圏域にある拠点に出向く地域もある。また、公共施設を活用する場合もあれば、空き家などを活用する場合もある。
- ▶それらの拠点は基本的には世代や属性を超えた地域住民にとっての活動拠点であり、交流を通じて居場所や相談の機能をもつことができている。
- ▶住民同士のつながりから、変化や困りごとに気づきやすくなり、問題が複雑化する前に支援につなぐなど、予防的な関わりが可能となる。



住民が拠点や居場所を運営している場合の地域福祉コーディネーターの関わり
重層事業実施地区社協 n = 30 (複数回答)



* 拠点を毎日開設している = 3社協

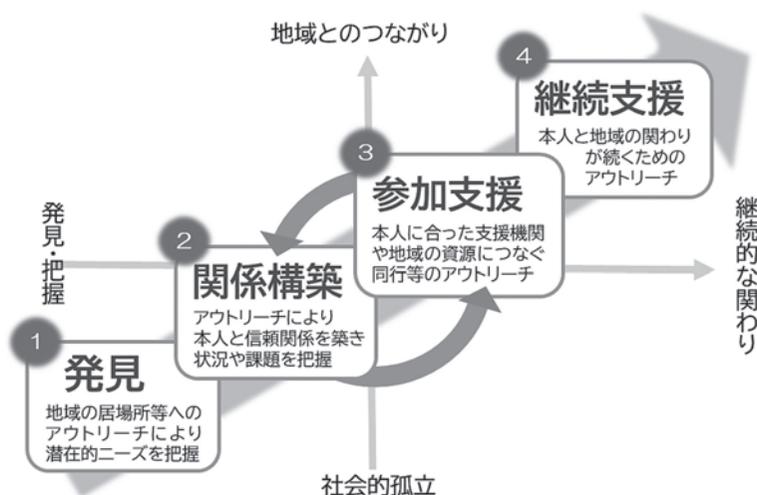
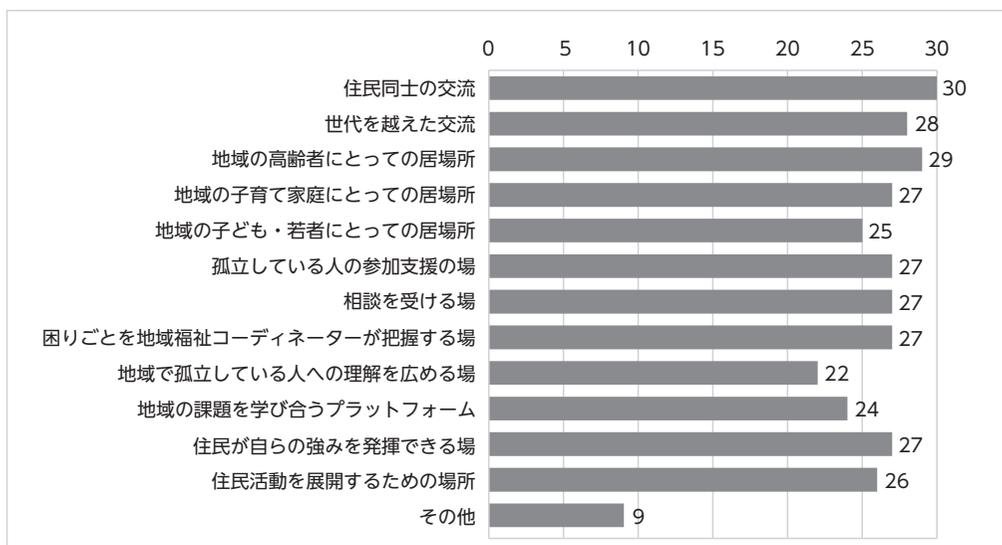
* 定期的に開設している = 18社協

週1回、週2回、週4回、月1回、月2回など開設の頻度はさまざま

⑭地域福祉コーディネーターが地域の拠点を活用し 相談から地域づくりまで一体的に支援

- ▶地域福祉コーディネーターが地域の拠点に足を運び、相談会等を通じて地域の「気になる」「困りごと」を早期に発見。必要な支援につなぐ調整を行っている。
- ▶拠点を居場所として活用したり、地域づくりのための学習会等を開催するなど、地域住民による見守りや地域づくりの土壌づくりに取組んでいる。それが、予防的な取組みにもつながっている。
- ▶地域住民同士の交流の場づくりや活躍の機会をつくるなど、地域特性や住民の特技を生かした取組みも増えている。

拠点や居場所が果たしている機能 重層事業実施地区社協 n = 30 (複数回答)



⑮ 重層事業を活用しているケースと対応例

重層的支援体制整備事業を活用して支援をすすめている主なケース例

- ① 世帯構成員に複数の課題があり、その課題が複雑に絡み合っているケース
- ② 長期にわたり福祉サービスや医療につながっておらず、地域から孤立しているケース
- ③ 本人や世帯に問題意識がない、又は現状と認識にズレがあり、生活に何らかの支障が出ているケース
- ④ 本人や世帯のニーズ（困りごと・特技・仕事）にあう制度や地域資源等が不足しており、支援がすすまないケース



対応例

地域住民の身近な場所（活動）にアウトリーチすることで早期に課題を発見

アウトリーチによる信頼関係の構築と状況の把握

支援会議を活用して、関係機関と情報共有、支援方針・役割等を検討

本人同意のもと、支援プランを作成し参加支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援を実施

既存の地域資源の拡充や新たな取組みの創出のため、庁内外の関係機関との検討や地域住民等への働きかけ

※複雑・複合的な課題の発見は、専門職がケースの支援を通じて気づくことが多い。

※孤立や潜在的な課題の発見は、地域住民（町会・民生委員含む）からの相談が多い。

例) ひきこもりの方がいる8050世帯、要介護高齢者とひきこもりの若者の世帯、精神疾患を抱える複数の家族のいる世帯、認知症の母親と発達障害の息子が暮らす世帯、精神疾患のある母親と下肢障害等で仕事を辞めて自宅で過ごしている息子のいる世帯、高齢者の母親と同居していた息子の母親が亡くなり集合住宅の更新手続きができずに顕在化した世帯、親子の折り合いが悪くこれからの希望も親子で異なる世帯、ヤングケアラーのいる世帯が抱える複合的な課題、外国籍の居住者、家族間不和など複合的な課題を抱える世帯



早くから CSW の配置をすすめ、4つの圏域で多様な居場所づくりを支えながら、既存の相談窓口をつないで包括的相談支援と多機関協働を実施

—文京区における重層的支援体制整備事業の取り組み

文京区では、令和7年度から重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）を本格実施しています。文京区社協では、平成24年度から地域福祉コーディネーター（以下、CSW）の配置を開始し、現在は生活支援コーディネーターを兼務する形で10名の職員を配置し、地域住民による居場所の活動への支援をはじめ、多様な個別支援と地域支援に取り組んでいます。また、区では令和4年度からのヤングケアラーへの支援をベースに、令和5年度から移行準備事業を開始しました。文京区社協は以前からCSWの配置をはじめとする地域福祉活動を推進しており、区から受託している事業を発展させながら、本格実施に向けて区と連携して準備をすすめました。

区は、令和6年3月に「文京区地域福祉保健計画（令和6～8年度）」を策定し、その中に、「地域福祉計画」や「重層的支援体制整備事業実施計画」を内包しています。一方、文京区社協では、区の計画と連動し、地域住民が中心となって主体的に地域共生社会の実現に向けて活動ができるように、令和6年度から9年度を実施期間とする「文京区地域福祉活動計画」を策定し、文京区全体で地域福祉の推進に取り組んでいます。

文京区では、包括的相談支援事業の実施にあたり、総合的な相談支援の窓口は設けず、既存の事業の相談窓口をつないでいく「つながる相談窓口」を掲げ、区民に向けて広報を開始しています。複合的な課題のあるケースに対応するため、地域へのアウトリーチや支援会議等を通して、関係機関や部署が連携・協働する実績を重ね、多機関協働の具体的な形を作ってきました。

区内は、「富坂地区」「大塚地区」「本富士地区」「駒込地区」の4つの日常生活圏域があり、圏域ごとに地域づくりを進めています。文京区社協では、それぞれの圏域において、相談や多世代交流のできる多機能な常設の居場所である「つどいの」や、介護予防を目的とした「かよいの」、孤立防止と仲間づくりを目的とした「ふれあいいきいきサロン」、地域課題に対応するテーマ型の「サロンぐらす」など多様な居場所活動の支援を通して、地域づくりに取り組んでいます。

<ヒアリング日：令和7年9月16日>



左から 文京区福祉部福祉政策課地域共生社会推進担当 宮城 萌さん、福祉政策課福祉保健政策推進担当 高松 泉さん、福祉政策課地域共生社会推進係係長 三島直子さん、文京区社会福祉協議会地域福祉推進係 水上妙子さん、地域福祉推進係 堀江茉莉さん

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる
2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく



各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。

最終目標

令和6年度（令和8年度）

現状

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のために重層的支援体制整備事業を活用

重層的支援体制整備事業

相談支援

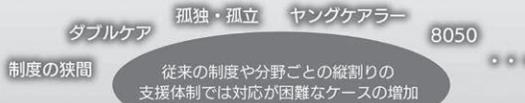
属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

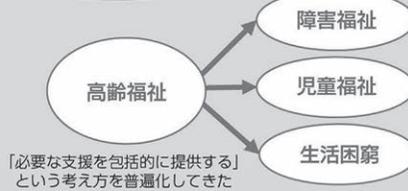
本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確認する

地域づくりに向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする



区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み



文京区における地域包括ケアシステム

▲文京区地域福祉保健計画（令和6年度～令和8年度）

特徴

1 4つの日常生活圏域に10名の「CSW」を配置

▶CSWと生活支援コーディネーターを兼務する職員を10名配置。各圏域で個別支援や地域支援を行い、地域住民による多様な居場所活動の立ち上げから活動の継承まで、CSWが地域活動を伴走的に支援。

2 多様な居場所活動の展開を通じた地域づくり

▶多機能な常設の拠点をはじめ、介護予防や孤立・孤独防止のサロン活動、外国にルーツのある子どもへの支援、ひきこもり問題への対応など、多様な居場所づくりを通して、地域づくりの取組を実践。

3 横断的な多機関協働の実践

▶文京区社協では、積極的なアウトリーチを通じた地域活動の中から、支援会議に事例を提出し、複合的な課題を持つ世帯等への連携・協働した支援を実施。

4 「つながる相談窓口」を掲げ、区民向けに包括的な支援体制の整備をPR

▶総合相談窓口を設置せず、既存の窓口をつなぎながら、複合的な課題への相談支援を行う包括的な支援体制の整備について、区報等を通じて区民に周知・広報。

I 文京区で取り組んできた地域福祉活動

(1) 区の地域福祉保健計画と社協の地域福祉活動計画の連携と協働

文京区は、東京23区のほぼ中央に位置しており、面積は11.29平方キロメートル、人口は236,580人（令和7年10月住民基本台帳）。人口推移は、平成11年以降、増加傾向が続いていますが、マンション建設等の影響により年少人口も増加している一方で、将来的には少子化などの影響により減少に転じると予測されています。一方、一世帯あたりの人数が東京都の平均よりも少なく、高層マンションも急速に増えているため、地域でのつながりを感じづらい住民が増える傾向があります。また、外国人も新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少していましたが、現在では増加傾向にあり、多様な文化や背景を持つ人々が暮らす地域社会へと変化しています。

文京区では、令和6年度から8年度を計画期間とする「地域福祉保健計画」の中に、地域福祉計画をはじめ、高齢分野、子ども分野などの各分野別の計画および、重層的支援体制整備事業実施計画を内包しています。計画の体系は、「ともに支え合う地域社会づくり」「安心して暮らせる環境の整備」「ひとにやさしいまちづくり」という大きな柱の基に、各分野を横断して、取り組みのテーマと事業項目を整理しています。また、計画の策定にあたっては、庁内組織での検討および、学識経験者、区内の関係団体、公募区民により構成された地域福祉推進協議会をベースに、各分野別の検討体制を設けて検討を行いました。

計画の推進にあたっては、地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、地域ぐるみの支え合いを推進していくため、公的な福祉の取組みとあわせて、社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や、様々な主体間の連携を図ることを通して、文京区全体で地域福祉の推進を図り、地域共生社会の実現をめざしています。

一方、文京区社協では、区の計画と連動し、地域住民が中心となって主体的に地域共生社会の実現に向けて活動ができるよう、令和6年度から9年度を実施期間とする「文京区地域福祉活動計画」を策定し、文京区全体の地域福祉の推進に取り組んでいます。令和2年度から5年度にかけての前計画で掲げた「知り合い、伝え・伝わり、心を寛げ、つながりをもつこと」で、『おたがいさま』が生まれるまち」という理念を引継ぎつつ、これまでの成果と課題を踏まえ、新たな計画では、「①地域には多様なひとたちがいて、つながり方も多様である。身近なところで、気にかけて、声をかけ、関心を持ち、支え・支えられる関係性が増えている」「②より豊かな生活をおくるため、多様な人たちに合わせた参加・参画の機会が広がっている」「③地域と関係機関、団体が知り合い、一緒に悩み・考え、お互いの強みを活かす機会をつくり、ネットワークで継続的に取り組んでいる」という3つの基本目標を掲げています。

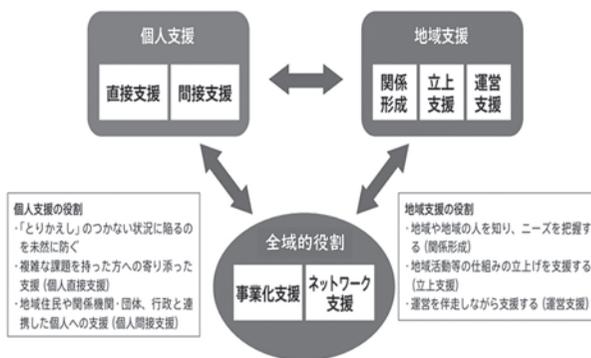
計画の策定では、区民、関係団体、学識経験者等による策定委員会および作業部会を設置し、“生活課題がある人だけに限らない対象像”という視点を含めながら、幅広い意見交換を行いました。今回の計画では、重層的支援体制整備事業の実施も視野に入れ、基本目標の設定にあたって、地域住民による拠点運営への支援に加え、福祉的視点に立った参加支援を位置づけ、CSWが地域住民と共に考え、取り組んでいく方向性などを盛り込んでいます。

(2) 地域福祉コーディネーター（CSW）の配置状況

文京区社協では、「窓口に来ることのできない人へのアプローチが必要ではないか」という問題意識のもと、他県の先行事例を参考にしながら、平成22年からCSWの配置について検討を開始し、平成24年からCSWの配置と活動を本格的に進めてきました。コーディネーターによる活動の効果性については、記録に基づく実績を積み上げることで、その必要性を示し、徐々に配置人数を増やすことができました。現在は区内4つの圏域すべてに2名ずつの配置を含め、計10名が活動しています。

CSWは、制度の狭間にある課題や複雑・複合化した課題に対し、様々なネットワークを活かしながら、必要に応じて個人への支援を行うとともに、地域の中で住民が主体となって取り組む仕組みづくりも支援しています。個人支援と地域支援は相互に循環する関係にあり、個人支援や地域支援の過程で、区内全域を対象として支援を広げるべき課題が確認された場合には、多様な組織・団体、行政、社協内の他部署と連携し、新たな仕組みの構築やネットワーク化を図っています。

地域づくりを行うという点で業務に大きな違いがないことから、文京区では、10名全員が生活支援コーディネーターを兼務する体制をとっています。生活支援コーディネーターについては、二層コーディネーターの機能が地域の情報を最も把握する立場となるため、ニーズをとらえながら、一層のコーディネーターを別に置かず、一人のコーディネーターが、一層と二層の役割をあわせて担っています。また、協議体は設けず、月に一回、区の担当者を交え、生活支援コーディネーター会議を開催し、各地区の状況や全域にまたがるような課題等について、報告・協議・情報共有を行っています。



【CSWの配置数の推移】

平成 24 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	令和元年
1 名	2 名	4 名 (全圏域に1名ずつ配置)	8 名 (生活支援 Co の配置により 4名増。各地区2名体制)	10 名 (富坂地区1名+全域担当 1名配置)

(3) 4つの圏域と地域住民の居場所活動への支援

区内は、「富坂地区」「大塚地区」「本富士地区」「駒込地区」という4つの日常生活圏域があり、民生・児童委員の活動圏域等とも重なりながら、基本的に圏域ごとに地域づくりを進めています。圏域ごとに特徴があり、文京区は特に坂の多い地形のため、同じ圏域内でも坂の上と下でそれぞれ別のコミュニティが形成されている場合があります。また、文京区は教育に関心の高い家庭が多く、学習の機会が多い地域である一方、就学援助を受けている世帯など経済的に厳しい状況にある家庭もあります。そのため、子ども食堂などの取組を進める

際には、「コミュニティ食堂」という表現を用いて対象を限定せずにオープンにPRする一方、支援が必要な世帯が把握されている場合には対象者を絞って活動するなど、状況に応じた運営を行っています。また、困りごとがあっても自らSOSを発信しにくい方もいるため、地域住民による多機能な居場所に寄せられる情報の中に、CSWが支援に入るべき世帯の情報が含まれていないか、常にアンテナを高く張りながら地域づくりに取り組んでいます。

常設拠点の運営については、4つの地区に2拠点ずつ設置することを目指していますが、地域特性はそれぞれ異なります。町会を中心に活動している拠点もあれば、地域住民に加えて企業やNPOが関わる拠点もあり、活動方法や運営形態はさまざまです。いずれの拠点も、地域ごとに集まる情報やネットワークを生かしながら展開しています。

(4) 地域で求められる居場所へのイメージを共有して可能性を広げる

多機能な居場所ができるようになったのは、空き家や空きスペースを活用して先駆的に居場所づくりを行っていた住民活動がきっかけでした。文京区は、いわゆる地区社協による活動がなく、地域住民が自主的に行っていた活動に対して、社協としてどのように関わっていくかを、CSWの配置を進める中で検討していった経緯があります。そうした地域の拠点を広げていきたいという思いがある一方、拠点を維持していくためには家賃や光熱水費などの課題がありました。これに対し、区から国の地域力強化推進事業の活用を提案されたことをきっかけに、各地区に常設の拠点を整備していく流れが生まれました。

現在8か所に設置されている、相談ができ多世代が交流できる多機能な常設の居場所を「つどい〜の」と呼んでいます。居場所の運営は地域住民による協議体が担い、文京区社協は家賃や光熱水費、固定資産税等の費用を助成し、土台となる住民組織の立ち上げを支援しています。また、介護予防を目的とした「かよい〜の」、孤立防止と仲間づくりを目的とした「ふれあいいきいきサロン」、外国にルーツのある子どもへの支援や不登校児童・家族のための居場所など、多様なテーマに対応する「サロンぷらす」や「子ども食堂」などの活動についても、活動経費の助成を行っています。こうした多様な居場所の活動は、新たに地域に関心を持つ人を増やすことにつながっていくというイメージを持って取り組んでいます。

【多機能な居場所マップ】

- ①みやはら丸
- ②氷川下つゆくさ荘
- ③こびなたぼっこ
- ④しゃべり間処かづさや
- ⑤Reなでしこ元町
- ⑥こまじいのうち
- ⑦坂下テラス&動坂テラス
- ⑧ぶんたねこいしか和



居場所づくりを考えると、地域のキーパーソンから話を伺うことは非常に重要です。「私たちの住んでいる地域には、こういう居場所が必要ではないか」という地域の持つイメージ

は幅広く、そうした声を丁寧に拾い上げることで、地域づくりの可能性がさらに広がります。また、住民組織の活動は、立ち上げ期には活動場所の確保や運営に関わる人材面での支援が必要となりますが、活動が軌道に乗り10年を超える頃には、活動の継続や次世代への継承を支援する段階へ移行していきます。そのため、拠点の活動が組織化された後も、伴走的な支援を継続していくことが重要であると考えています。

Ⅱ 2年間の移行準備を経た重層的支援体制整備事業の実施状況

(1) 区と社協と一緒に先行自治体を視察し、連携して移行準備をすすめる

文京区では、令和4年度から区の直営によるヤングケアラーの支援に取り組み始め、その取組をモデルとして、令和5年度からは支援会議の進め方や連携のあり方の整理を進めるとともに、重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）の移行準備事業にも取り組んできました。

文京区は包括的相談支援事業について、総合相談として一か所ですべて相談を受けるやり方ではなく、既存の相談支援の窓口をつないでいく「つながる相談窓口」という考え方をとっています。準備期間の中で、区の担当者と社協の担当者が先行して重層事業を実施している区部や市部の自治体を一緒に視察し、多機関協働や他の事業の運営について参考にしました。具体的には、支援会議や重層会議をいかに運営していくか、また既存の会議体では深めることができなかったことや、関係機関の連携が困難な点に関して、直接支援者ではない人間が入ることによってどのようにマネジメントしていけるのかなどを学びました。事務職に加え、保健師や社会福祉士などのメンバーからなるチームを作って多機関協働をすすめ、現在に至っています。

ヤングケアラーの問題について、地域の実情や課題を聴くため、実際の支援にあたる子ども家庭部と重層事業の担当が一緒になって地域を回りました。そうした際も、社協がつなぎ役として調整を行い、子ども食堂などをはじめとする地域の拠点や地域支援者と区の間に入ることで、スムーズにコミュニケーションをとることができました。こうした部門を越えて一緒に行う取組みを通して、子どもをめぐる地域の課題に関しての共通理解を深め、重層事業の本格実施の際は、必要な事業を子ども家庭部が所管して実施する流れが生まれました。

(2) 支援者のネットワークと支援会議開催前後の工夫

庁内での部門間の連携の難しさについて共通認識を得るために調査を行った結果、具体的な対象や問題が挙げられました。それを解決するために、それぞれの窓口をつなぎ、連携を促進できる考え方、連携をするために大事にしたいことなどについて、知恵を出し合い、文面化することからスタートしました。

実際のヤングケアラーのケースでは、精神疾患のある親を支えてきた子どもが18歳になる際に支援者の交代を見据え、家族を支える地域を含めた広い関係者を集め、支援体制をつくる必要が生じました。「親は子どもを育てる人」という役割重視の捉え方から「親であっても、疾患があっても、自分の人生を自律して生きていく人」としてどのように支援するか、

家族一人ひとりを支援する視点をもって討議を重ねました。

また、単独の部署で把握している情報は限られるため、関係機関が持っている情報を集め、家族年表を作成するなど、情報の整理を行い、提示することで家族が地域の中で摩擦を生みながらも、頑張ってきた姿や軌跡が浮かびあがってくることがあります。社協・関係機関でつくられたネットワークと信頼関係は会議が終了しても新しい支援に開かれた連携・協働につながっています。

先行自治体への視察から、会議準備を厚くし、事例を提出した部署と会議で討議をしたい内容を事務局作成の準備シートで整理し、「把握している世帯像」「現在の取り組み状況」「どの支援機関に関わってもらいたいのか」「他部署へお願いしたいこと」等討議内容を決定します。さらに庁内ファイル共有システムを使いながら関係部署に説明し、同様のシートで各部署の役割や課題観をつきあわせ、支援の方向性と支援内容・役割分担の概要を決定した上で会議を開催します。概ね1時間の会議終了後には記名式のアンケートを実施し、その後の支援会議の運営に反映させています。

(3) 支援会議での検討状況

ご本人から個人情報同意を得ることは容易ではないため、今のところは重層的支援会議の開催はありません。令和7年度は9月までで11の事例を支援会議として検討しています。支援会議に出席した庁内の部署は、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、保健サービスセンター、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育センターなどです。

扱われる事例は、医療につながっていない精神疾患を疑う人の問題や、家族関係が良好ではない世帯の問題、生活困窮と住居喪失の問題、発達障害の人の問題、18歳を過ぎた子どもへの虐待の問題（マルトリートメント）など、それぞれ複合的に課題が重なっているケースがほとんどです。若者支援に関しては、区の支援体制として、どの部署が中心的に担当するかが決められていないことから、誰がイニシアチブをとってそのケースの支援をマネジメントしていくのか事例ごとに討議しながら、支援体制を構築しています。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチと参加支援については、そのケースに一番関りの深い支援機関が中心となって支援計画を立てる仕組みにしています。例えば保健所や教育センター、学校のスクールソーシャルワーカーなど、それぞれでアウトリーチができるという想定です。

地域包括支援センターや基幹相談支援センター、地域生活支援拠点など、相談支援の最前線の窓口の担当者に向けては、本当に困っている人は自力で相談窓口に来られないため、本人宅を訪問して顔を覚えてもらい、いかに不安なく会ってもらえるようにするかといった関係づくりの重要性や、本人が困ったときにどこにSOSを発することができるかを確認するなどの必要性も含めて伝えるようにしています。重層的支援会議に至らないようなケースこそ、アウトリーチが必要であると考えています。文京区では、支援会議であっても、情報共有にとどまらず、支援方針を立ててチームで役割分担をしながら協力して動くようにしています。

(5) 参加支援事業

ひきこもり当事者の支援の取組みとして、多世代型の居場所でのパンの販売を短時間就労で企画した結果、ご本人が少しずつ自信をつけることができたというケースがありました。地域の中でどのような活動やプログラムが行われているのかについて把握し、事前に地域の支援者とお互いにコミュニケーションをとっておくことが大切です。

社協のCSWにとっては、これまでも地域活動の中で“支援の受け手から担い手へ”と役割が変化していく事例はこれまでも見られましたが、参加支援事業として考える場合、ご本人が「こういう場に参加してみたい」「このコミュニティなら行ってみたい」と具体的にイメージできることが重要であると考えています。また、問題解決につながったケースであっても、何が転機となったのかがすぐに明確にならない場合もありますが、集団の関係性の中でご本人が変化していく“場の力”があると捉えています。こうした観点から、今後も「サロンぷらす」のようなテーマ型の活動に継続して取り組んでいくことが必要です。

(6) 地域づくりに向けた支援事業

既存の事業や取組みの中で、地域づくりに関わりが深そうな分野の事業に積極的に関わっていくことで、連携を強化し、多層的なネットワークの構築をめざしています。

社協としては、これまで地域住民とともに取り組んできた活動が行政からの信頼につながり、その結果として助成金等の形で支援に結び付いていると考えています。委託という関係性を超え、これまでの取組の意義を行政と社協が共有し、お互いに話し合える場を設けながら、一緒に検討を重ねて重層的支援体制整備事業を進めてきました。地域づくりには、地域住民が主体となる活動もあれば、行政の施策に基づく取組もあります。例えば、フレイル予防などの事業において地域の担い手を育成する際には、それを小地域へどのように広げ、参加を促していくかが課題となります。そのため、社協としても行政と協働し、マクロとミクロの両面から地域づくりを捉えながら、方向性をすり合わせていくことが重要です。

* 重層事業に関する区民向けの周知・広報（区報ぶんきょう 令和7年10月10日号より）

BUNKYO つながる相談窓口 (ぶんきょうチームでまるごと支援) 始まる

お金、介護、病気、住まい、家族関係、頼れる人がいない等、一人で抱え込んでいる“モヤモヤ”を、お話しください。分野を問わず、どんな相談もまずはまるごと受け止め、適切な支援機関につなぎチームで支援します。解決策を一緒に見つけ、安心して暮らせるよう全力でサポートします。

● ぶんきょうチームでまるごと支援

支援が必要な方の状況に応じて、各分野の機関が連携し、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、孤立している人を取り残さない地域づくりを目指します(文京区重層的支援体制整備事業)

● ログマーク

相談者が持っているモヤモヤ(悩み・困りごと)を、支援者が寄り添いながら一緒に考えていき、少しずつモヤモヤがなくなる様子をイメージしたものです(各窓口に掲出)。

● つながる相談窓口

福祉政策課、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、介護保険課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、児童相談課、予防対策課、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所、教育指導課、児童青少年課、教育センター、社会福祉協議会、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)、障害者基幹相談支援センター、生活あんしん拠点(地域生活支援拠点)、自立相談支援窓口、ひきこもり相談(茗荷谷クラブ)

問: 福祉政策課地域共生社会推進係 ☎03-5803-1323、
福祉保健政策推進担当 ☎03-5803-1222

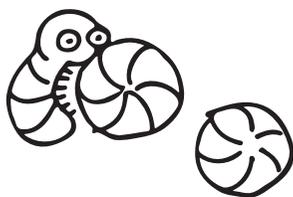


BUNKYO
つな
がる
相
談
窓
口

Connect & Support Desk

▲ログマーク





区内5地区で既存の支援機関の機能を活かし、地域の困りごとと役に立ちたい思いをつなぐ相談支援と地域づくりを展開

—目黒区における重層的支援体制整備事業の取組み—

目黒区は、昭和49年以降、小学校通学区域程度の広さを基準とする22の住区を設定し、そこに住む人や活動する人たちが構成される住区住民会議を中心に、まちづくりを進めてきました。各住区には住区センターが整備され、区民の地域活動や交流の拠点となっています。4～5つの住区がまとまった区内5つの地区を日常生活圏域としており、各地区の地域包括支援センターやコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）等は、分野を超えた相談支援と地域づくりの支援を一体的に行っています。

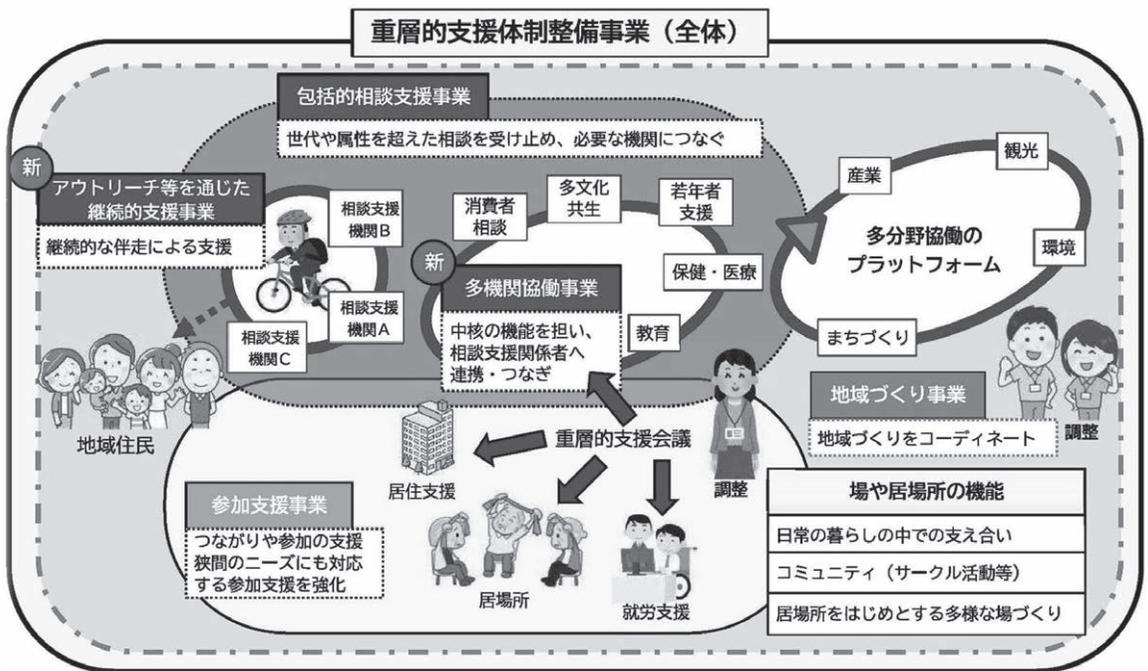
重層的支援体制整備事業では、令和3年度からの3年間の移行準備事業を実施し、地域共生社会の実現を推進し持続可能なものとするを目的に、包括的な支援体制をより充実させて、令和6年度から本格実施をしています。また、令和6年3月に策定された「目黒区保健医療福祉計画」に重層的支援体制整備事業実施計画を内包し、保健・医療・障害・介護・子ども等の関連する各計画との整合性を図りました。各分野でのこれまでの取り組みの成果と強みを最大限生かし、横断的かつ一体的に実施することで、だれ一人取り残さない地域共生社会の実現を目指しています。

目黒区社協では、令和3年4月に、区の委託でCSWが生活支援コーディネーターと兼務という形で、区内5地区に各1～2名ずつ計6名を配置しました。令和4年度からは、地域支援課に「ささえあい係」を新設し、CSWと生活支援体制整備事業に取組む体制を強化し、児童・障害分野の施設や団体への働きかけも始めました。令和5年度からは10名体制に拡充され、各地区2名のCSW配置が完了しました。各地区の特色に合わせて、第2層協議体や地域包括支援センター等と協働することで、個別支援と地域づくりに取り組んでいます。



右から 目黒区 健康福祉部健康福祉計画課地域福祉推進係 植木祐佳さん
健康福祉部福祉総合課ふくしの相談係長 小澤美由さん
左から 目黒区社会福祉協議会 地域支援課ささえあい係長 宮本有希子さん
目黒区 健康福祉部健康福祉計画課保健福祉計画担当係長 林千世さん
※目黒目黒区社協キャラクター てっちゃん

<ヒアリング日：令和7年11月6日>



特徴

1 5つの日常生活圏域を基本とした住民主体の地域づくり

▶区では、住民の日常生活に関わりの深い22の住区をもとに、5つの地区を設定しています。町会・自治会、PTA、商店会等の地域で活動する人たちが参加する「住区住民会議」で地域課題の共有や解決のための協議や活動を行っています。

2 福祉のコンシェルジュが分野を問わずに包括的に相談を受け止める

▶介護保険制度創設前から、区内5つの地区には保健福祉サービス事務所があり、住民の相談を包括的に受け止めていました。介護保険制度改正を機に、地域包括支援センターに移行しても、総合相談機能は継承され、平成31年度には区庁舎内に総合相談窓口「福祉のコンシェルジュ」を設置し、分野を問わずに住民の相談に対応しています。

3 生活支援コーディネーターを兼務する各地区2名のCSWが地域をつなぐ

▶平成29年度、目黒区社協に2名の生活支援コーディネーターを配置し、各地区の第2層協議体の立ち上げ・運営を進めてきました。令和3年度からは、新たにCSWを兼務する形で6名体制となり、段階的に増員し、令和5年度には10名体制となり各地区に2名配置し、地域づくりを進めています。

4 地域の「気になる」「困りごと」と「やりたい」「役に立ちたい」がWin-Winの関係に

▶町会・自治会、住区住民会議、PTA、商店などの方たちの「地域のために役に立ちたい」「できることはなにか」という思いを、CSWがキャッチして、区内の関係機関と連携し、その思いが実現できる方法を一緒に考えます。地域には、気になる人がいた時に、見守りやちょっとした手助けをしてくれる方がいます。CSWがそんな人たちをつなぎ、新たな取組みに発展することもあります。

I 住区を基盤としたこれまでの地域づくり

目黒区は、23区の南西部に位置し、武蔵野台地の東南部にあたり、目黒川と呑川の谷が走る起伏の多い地形です。人口約28.2万人、面積14.7km²。目黒川沿いの桜並木が有名で、複数の鉄道が通り交通の便もよく、高級住宅街やおしゃれなカフェやバーなどが点在し、治安が良く子育て世帯にも人気があり、高齢化率19.8%と都内でも低い地域です。

(1) 22の住区と5つの地区で住民主体の地域づくり

目黒区では、昭和49年以降、まちづくりの具体策として小学校通学区程度の広さを生活圏とする「住区」を設定し、その住区内に住む人や町会・自治会、PTA、商店会等、地域で活動する人々が参加し、地域課題解決のための協議を行う場である「住区住民会議」を中心としたまちづくりを進めてきました。昭和51年に策定した「目黒区基本構想」においては、人間性尊重を基礎とした住民自治確立のため、区政運営の基本的な方向を「住民

参加によるコミュニティの形成を通じてのまちづくり」と定め、住区住民会議の組織化を進めるとともに、22の住区には、区民のコミュニティ活動を始めとする地域活動の拠点、交流の場として、住区会議室を含む住区センターを整備してきました。

4つから5つの住区のまとまりで、買物・通学・レクリエーションなどの日常生活が充足される共通の地域的性格を保持している地域を「地区」と定めています。各地区では、町会・自治会や民生・児童委員は、昔ながらのお祭りや町会単位のイベントなどを通じ、住区住民会議では、子どもを主体とするイベントやまちづくりなどをPTAや青少年委員とも連携をして、住民主体の地域づくりを進めています。



北部地区

起伏に富んだ地形で、教育施設や大規模な公園があり、緑豊かな地域。個性的な店舗や施設があり多くの人が訪れる魅力あるまち。

中央地区

平坦な台地上にあり、低層の住宅が多い地区。再開発も進む中、昔ながらの商店も代替わりをしながら続くまち。

西部地区

閑静な住宅地が広い面積を占め、緑豊かで学校や教育施設の多い地域。ファミリー層に人気のあるまち。

5つの地区の特徴

起伏に富んだ地形で、歴史・文化的資産が多い地域。商業施設や企業が多く、働く人の行き交うまち。

東部地区

人口密度が最も高い木造住宅の多い地域。個性豊かな公園や歴史的な建造物も点在し、文化的魅力を感じられるまち。

南部地区

(2) 包括的に相談を受けとめる福祉のコンシェルジュ

区内には5つの地区（北部・東部・中央・南部・西部）があり、平成8年度から、各地区に順次設置された保健福祉サービス事務所では、属性に関わらず住民の相談を包括的に受け止める機能がありました。各地区保健福祉サービス事務所は、介護保険制度改正に伴い、地域包括支援センターに統合・機能拡充しましたが、区の包括的な相談支援は継続しています。

地域共生社会の実現に向けて、国が推進する「我がこと丸ごと」の方針を踏まえ、また、1つの窓口では対応が困難な複雑・複合化した生活課題に対し、ワンストップ型の相談支援が必要と考え、平成31年度に「福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）」を自立相談支援機関の機能も含む窓口として庁舎内に開設しました。地域の身近な相談窓口として包括的に相談を受けとめる地域包括支援センターの後方支援の役割も担い、8050のように複数の支援を要する世帯員のいるケースなどに対応します。保健師と福祉専門職が在席し、介護・家計・住居・孤立など福祉に関する相談全般を受付けています。



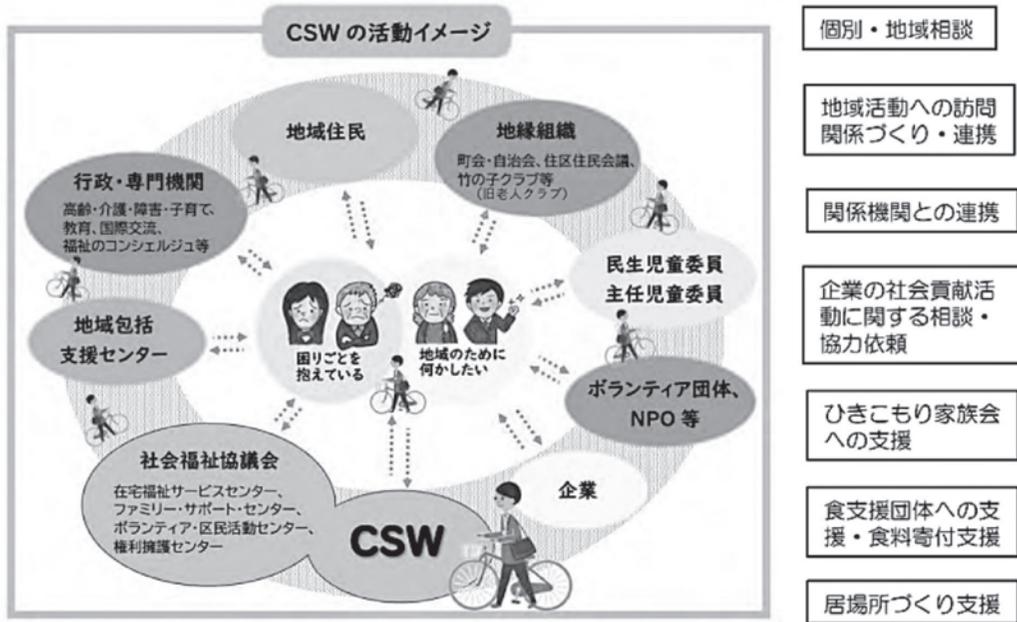
(3) 5つの地区に生活支援コーディネーターを兼務するCSWを配置

目黒区では、平成28年度から生活支援体制整備事業を開始し、翌29年度から目黒区社協に委託をして、生活支援コーディネーターを2名配置しました。5つの地区を日常生活圏域と定め、各圏域での地域の支え合いを広げるための協議の場として、第2層協議体を各地区に設置し、地区に住む住民や活動団体により運営されています。段階的に生活支援コーディネーターを増員しています。生活支援コーディネーターは各地区の協議体の事務局機能を担い、社会資源の把握や関係団体との顔の見える関係をつくり、高齢者の生活上のニーズとのマッチングや、住民主体の多様な活動の創出を目指して、地域ささえ合い活動を推進しています。令和3年度からはCSWと兼務となり、6名の配置となりました。その後、令和4年度に2名増員し、令和5年度にも2名を増員した結果、各地区2名を配置する10名体制となりました。

CSWは、高齢者・障害者・子どもなど全ての人々を対象に、制度の狭間にある日常生活上の困り事や心配事を受け止め、様々な関係機関などにつなぐ活動をしています。積極的に本人のもとに出向き、思いを受け止めて必要な情報を提供しながら伴走支援を行うとともに、関係機関・団体や行政と連携して、地域の中での解決に向けた支援に取り組んでいます。

CSWの配置状況（経過）





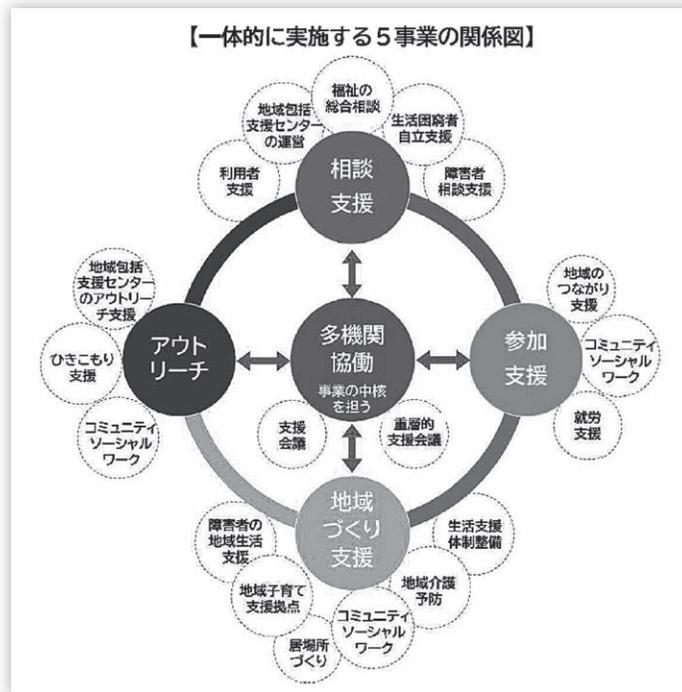
(4) 当事者・家族が主体となれる活動を支援

目黒区では、ひきこもりに悩む本人、ご家族だけでなく、ひきこもりの知り合いが気になる方などを支援するための相談窓口を設置しています。平成31年から区役所内に設置した福祉のコンシェルジュや保健所の保健師・精神保健福祉士などの専門職による相談受付等、訪問による寄り添った支援を実施しています。目黒区社協では、令和3年度に家族会の立ち上げ支援を開始し、令和4年度初めに「リプルめぐろの会」が設立となり、毎月第2土曜日に定期開催をしています。さらに、ひきこもりや生きづらさを感じる当事者の居場所の開設も始まっています。

認知症のある方やそのご家族の支援では、各地区の地域包括支援センターが支援する介護者の会の開催や、NPO 法人が運営している「Dカフェ（認知症カフェ）」など、様々な活動と連携し、地域づくりに取り組んでいます。

II 重層的支援体制整備事業の実施状況

重層的支援体制整備事業では、令和3年度からの3年間の移行準備事業を実施し、地域共生社会の実現を推進し持続可能なものとするを目的に、包括的な支援体制をより充実させて、令和6年度から本格実施をしています。また、令和6年3月に策定された「目黒区保健医療福祉計画」に重層的支援体制整備事業実施計画を内包し、保健・医療・障害・介護・子ども等の関連する各計画との整合性を図りました。各分野でのこれまでの取り組みの成果と強みを最大限生かし、横断的かつ一体的に実施することで、だれ一人取り残さない地域共生社会の実現を目指しています。



(1) 包括的な相談支援体制の推進

区内5地区に1か所ずつ設置した地域包括支援センターは、属性を問わない「身近な保健福祉の総合相談窓口」として位置付けるとともに、目黒区は平成31年4月に組織を再編し、福祉分野の相談支援の中核を担う福祉総合課を新設し、自立相談支援機関の窓口を含む「福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）」を開設しました。福祉のコンシェルジュでは、介護・家計・住居・孤立など、分野を超えた多様な課題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談者に寄り添い、断らない相談支援を行っています。

令和3年4月から目黒区社協が配置したコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）は、相談者や地域に出向く（アウトリーチ）ことで、地域の中で潜在化している、支援を必要とする人と取り巻く環境を把握して、その方の生活に寄り添った伴走支援を行っています。

(2) 支援会議を活用して福祉以外の分野と連携

これまで、複合的な課題や世帯全体の支援の際には、関係する支援機関と協働して支援方針の検討や対応をしていましたが、福祉以外の部門とは関わりが薄く、情報の共有の機会もありませんでした。重層的支援体制整備事業の開始後は、教育委員会や生活安全課・建築課・公園事務所・土木管理課など、様々な部門との連携が増えています。

地域からの相談では、いわゆるゴミ屋敷のようなライフラインが止まっている家に住んでいる方への支援で、本人に困り感が無い場合や、火災の心配や悪臭などで周囲が困っているなど、消防署や生活衛生課などと連携して、本人の安全な生活の確保と周囲の不安への対応を検討しています。

また、支援関係機関の情報共有や共通理解の推進のため、支援者向けの研修会も行っています。「発達障害」「意思決定支援」などについて、事例を使って支援会議を行うことで、制度の理解や支援のスキルアップを図り、顔の見える関係ができることで、実際の支援においても気軽に相談できるようになっています。

（３）多機関協働事業の調整機能の改善に向けて

本格実施後は、各相談支援機関で対応が難しいケースや複合的・複雑な課題があった場合には、「重層で」と相談が入ります。その際は、多機関協働事業者として、まずは事例の支援状況や経緯、支援者の感じている課題と目標などを把握し、その上で、効果的な協議と支援調整ができるように、全ての会議出席者に対して、事前にヒアリングや利用サービスの調査・検証などを行います。会議にあげるまでの、こうした準備に時間と手間がかかりますが、効果的な支援に向けては大切な手順と考えています。

（４）積極的なアウトリーチで支援をつなぐ

困りごとの早期発見のために、CSWによる出張相談も行っています。例えば、フードドライブ団体が実施する無料食糧配付会に隔月で相談ブースを出し、食料を受け取りに来た方のちょっとした困りごとや不安な気持ちを受け止めています。話すだけで楽になる方、必要な支援につながる方、関わりは様々です。また、目黒区社協が受託している包括支援センターが大型スーパーで毎月1回出張相談を実施しており、CSWを含めた目黒区社協内の各部門が交代で包括と連携して相談に対応しています。



（５）地域の特性を活かした参加支援と地域づくり

目黒区の特徴として、「地域のために何かしたい」「自分たちでできることは何か」を主体的に考える住民や地域の企業や団体が多いと感じています。

各地区に配置されたCSWは、地域の人たちが開催するイベントや集いの場に顔を出し、ちょっとした困りごとや気になる近所の話、地域のためにやってみたいことなどをキャッチし、解決や実現のために、人や地域活動、関係機関とつなぐ支援に取り組んでいます。CSWが解決するのではなく、地域でできることを一緒に考え、必要な地域の社会資源（人・場所・物・制度・組織など）の情報を探します。そして、その積み重ねこそが地域の大きな資源となっています。個別の相談で関わった方の強みを知ること、別の相談に活かしたり、地域生活課題の解決につないだり、バラバラに考えずに循環できる環境を作ることで、困りごとの解決だけでなく、活躍の場づくりにもつなげています。

【見守りネットワーク】

住み慣れたまちで誰もが安心して暮らし続けるために、見守りのための3つの事業を実施しています。

- ①高齢者見守り訪問事業：一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方のお宅を見守りボランティアが訪問し、声かけをするなど緩やかな見守り活動を進めています。
- ②見守りサポーター：地域で「ちょっと気がかり」な方を見かけたら地域包括支援センターに連絡します。見守りサポーターの養成講座を開催しています。
- ③見守りめぐねっと：地域の団体・商店・企業などが気づいた「ちょっと気がかり」を地域包括支援センターに連絡してもらう見守り活動です。
見守られる人の安心と、見守る人のやりがい・地域貢献になる Win-Win の取り組みです。

【分野を超えたコラボ企画で Win-Win】

自治会のサロンで「家で眠っている着物をリメイクして身に着けるものにしたい」との声を耳にしたのがきっかけです。以前から関わりのあった目黒区エコプラザに相談したところ、エコ活動に取り組むグループが出張講座を開くことになりました。

CSW が自治会とエコプラザをつなぎ、コラボ企画の実現に向けて準備を重ねました。着物リメイク会を2回シリーズで開催し、自治会からも参加者からも大好評でした。エコプラザからも、地域に出向いてエコ活動の啓発ができたと喜ばれました。

【美術館を子どもの居場所に】

区の青少年委員から恵比寿にある東京都写真美術館での子どもの居場所づくりについて相談がありました。東京都写真美術館では、安心できる居場所として、子どもたちにもっと利用してほしいという思いがあり、青少年委員を含めた地域のボランティア、CSW とで子どもの居場所づくりに向けた検討を行いました。

その結果、東京都写真美術館の魅力を活かしたプログラムを体験でき、生きづらさを抱える子どものための居場所“いどりぶれいす”を開催することになりました。当日は、恵比寿ガーデンプレイスでの写真撮影を行ったり、暗室での現像体験をしたり、互いの作品を楽しく鑑賞することで、子どもたちの感性を育む機会となりました。また、地域のボランティア、美術館スタッフやボランティアなど多くの大人たちも参画し、子どもとの幅広い年代の大人との交流も生まれました。

参加支援の実践例

【地域の情報をストックして受け手と担い手の双方が繋がる仕組みづくり】

食支援の団体をつなぐプラットフォームのような情報交換会を年1回開催し、活動団体の情報交換にとどめず、新たな担い手や活動とのマッチングの場になるように工夫をしています。

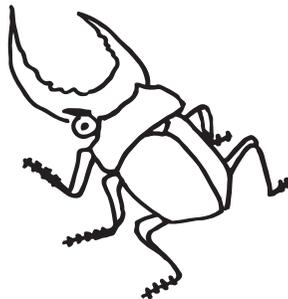
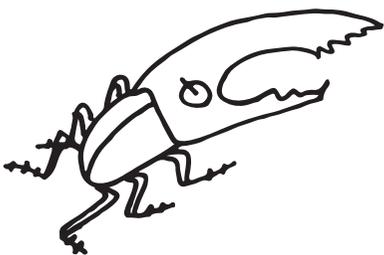
情報交換会では、配付資料として各団体を紹介した小冊子にその団体が必要としている具体的な内容（人・物・場所・お金など）を表記することで、協力できる人とのマッチングに活用しました。団体同士で協力したり、関心のある方とつないだり、助け合いの地域づくりに取り組んでいます。

【その人にあった社会参加を支援】

Aさんの場合：ひきこもり支援で関わっていた当事者の方に、少しずつ行動範囲が広がってきたタイミングで、CSWが発行している広報紙「ささえあいレポート」の折込み作業を手伝ってもらえないかと声をかけたところ、快く引き受けてくれました。本人の負担にならないように予め作業部数や作業時間を決めて、年3回の発行時期にボランティアをお願いしています。当日はひきこもり支援担当者以外についてもらい、他者と関わることへの自信につながれたらと期待しています。

Bさんの場合：フルタイムでの就労が難しい方のジョブトレーニングの一環で、近所の飲食店等で短時間のお手伝いから始めるマッチングの調整をします。受入れてくれるお店との関係性を作りつつ、例えば、店主も高齢で大変になっているお店の情報をキャッチして、そのお店の仕込みの手伝いを1～2時間から始め、少しずつ時間を延ばしていくなど、無理のない就労につなぐ支援をしています。





「なごみの家」を中心に拠点ごとに進める地域づくり

—江戸川区における重層的支援体制整備事業の取組み

江戸川区では、地域の拠点「なごみの家」を基盤に、令和6年度から重層的支援体制整備事業を展開しています。「なごみの家」は区内に9か所（北小岩、小岩、鹿骨、瑞江、松江北、一之江、長島桑川、葛西南部、小松川平井）設置されており、「なんでも相談」「ネットワークづくり」「居場所」という3つの機能があります。9か所全体のとりまとめ及び3か所の運営を社協が担い、他6か所は社会福祉法人や学校法人、株式会社が運営しています。

重層事業は、「なごみの家」を中心とした既存の体制を基盤として導入されました。区の福祉推進課が所管し、「なごみの家」が多機関協働事業を一部受託しています。重層事業の対象となるような複合的な課題を抱えた相談は、本人同意の取得が難しい事例も多いため、現状では参加者に守秘義務のある支援会議を活用することで対応しています。ごみ屋敷への対応など、従来の制度で連携に困難さを感じていたケースを扱うことが多く、重層事業により関係機関との情報共有や庁内連携の強化が図られています。

各「なごみの家」では、熟年相談室（江戸川区における地域包括支援センターの呼称）、町会・自治会、民生児童委員などと連携し、個別支援と地域づくりの両面から支援を展開しています。全所長が集まる定例打合せ会議やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の連絡会を定期開催するとともに、共通システムを用いた情報共有を通して各拠点間の連携も行われています。また、「なごみの家」ごとの「地域支援会議」を通じて地域課題を抽出し、サロン活動や見守り活動などの住民主体の活動（地域プロジェクト）の開発と推進に取り組んでいます。各地区の地域性や課題に合わせてそれぞれのプログラムをおこなう点も、「なごみの家」を中心とした地域福祉活動を進める江戸川区の特徴です。

江戸川区の重層事業は、地域ごとの特色と取組みに基づく現場実践主導のスタイルです。「なごみの家」を中心に、住民・関係機関・行政の協働が進められ、「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが進められています。

<ヒアリング日：令和7年10月10日>

（写真左から）社協なごみの家運営係 主査 小嶋亮平さん
なごみの家長島桑川 所長 井尻真実さん
区福祉部福祉推進課計画係 係長 小川昌志さん
社協なごみの家運営係 係長 田代陽一郎さん



1 「なごみの家」を基盤とした重層事業の導入

▶事業実施前から包括的に相談を受け付け、関係機関との連携ノウハウがある「なごみの家」による既存の実践に当てはめる形で重層事業を導入。

2 各「なごみの家」に CSW2名、SC1名をそれぞれ配置

▶区内9か所にある「なごみの家」にそれぞれコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）2名と生活支援コーディネーター（SC）1名（CSW兼務）を配置。なごみの家を中心に、地区ごとに個別支援や地域支援を行っている。

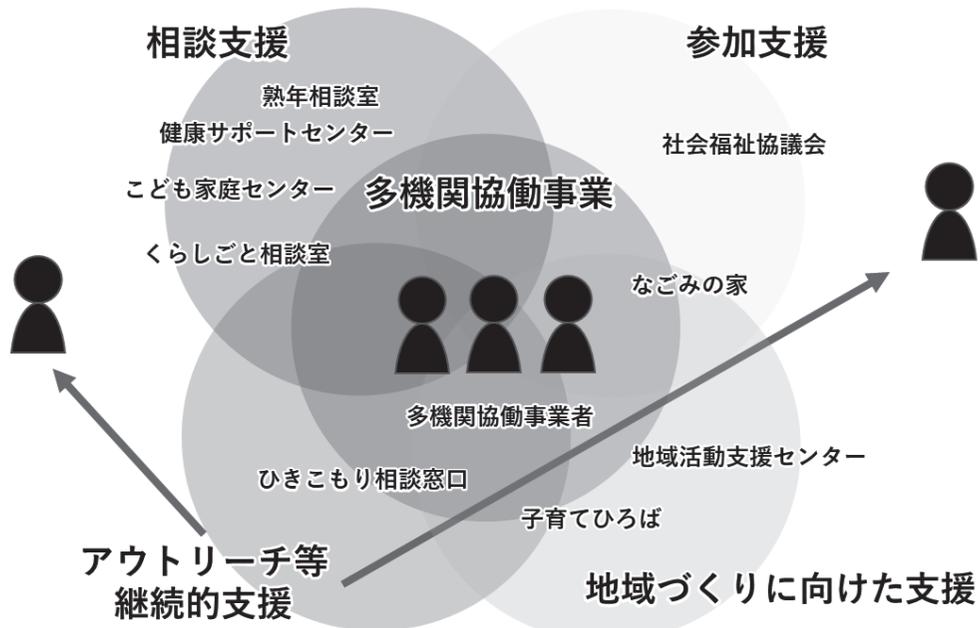
3 CSWによるネットワーク構築と活動の可視化に向けた検討

▶なごみの家も多機関協働事業者となり、相談を受けた部署と連携し各支援機関との橋渡し役を担う。CSWの活動では「働きかけとその意図」を重視し、プロセスが可視化できる仕組みを検討中。

4 地域課題に合わせた多様な「地域プロジェクト」の実施

▶「地域支援会議」で地域課題を拾い上げ、CSWが居場所・サロンや見守り支援活動等の「地域プロジェクト」立ち上げにつなげている。なごみの家ごとに9通りの活動を展開。

重層的支援体制整備事業のイメージ



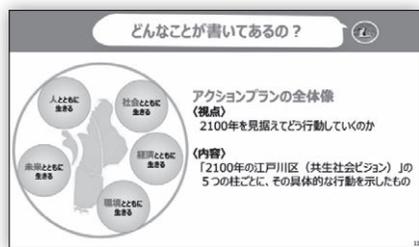
I 江戸川区の地域福祉活動

江戸川区は、東京23区の東に位置し、区の東側には江戸川、西側には荒川・中川が流れています。面積は49.09平方キロメートル、人口は697,343人（令和7年10月住民基本台帳）の、水と緑が豊かな地域です。近年は若年層の転入も多く、外国人住民、とりわけ葛西地区を中心にインド系住民が増加傾向にあります。

（1）ともに生きるまち江戸川をめざし、区民参加型でビジョン策定

江戸川区は早くから福祉・子育て施策に力を入れており、「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」や「SDGs ビジョン2030」など、多様性と持続可能性を軸としたまちづくりを政策的に進めています。

令和4年8月に策定された「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」では、年齢・性別・国籍・障害・病気などに関わらず、多様な個人が互いに認め合い、支え合いながら暮らせる「ともに生きるまち」を目指しています。策定にあたり、区民からの意見募集、オンラインミーティング、テーマ別ワークショップ（全11回）、パブリック・コメントを実施し、区民の意見を反映しながら策定が行われました。



令和5年には「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）実現に向けたアクションプラン」もとりまとめられ、①人とともに生きる、②社会とともに生きる、③経済とともに生きる、④環境とともに生きる、⑤未来とともに生きる、という5つの視点で各分野における取組みの方向性が示されています。

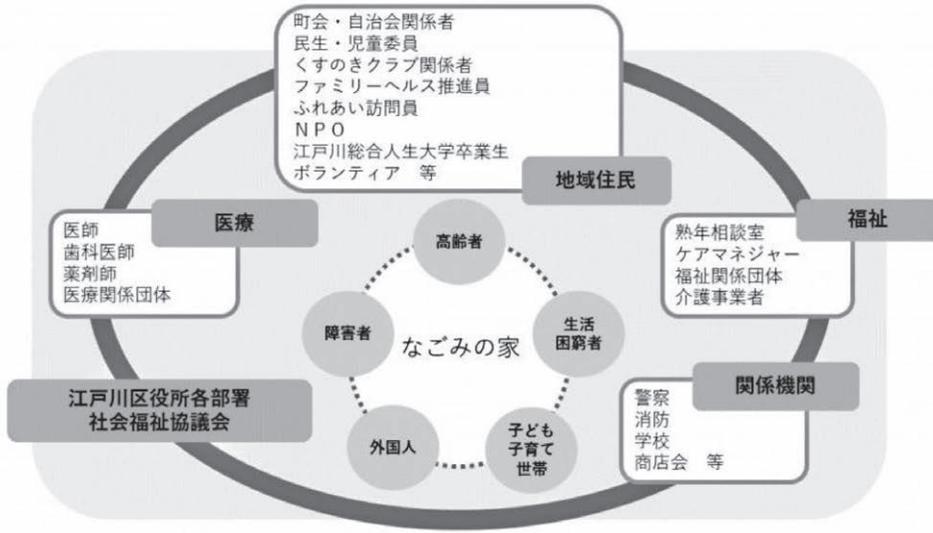
（2）「なごみの家」を基盤としたコーディネーター体制

地域包括ケアシステムを推進する構想の中で、高齢者だけでなく全世代を対象とする“地域のよりどころ”として、日常生活圏域ごとに拠点を設けようという発想から生まれたのが「なごみの家」です。「なごみの家」は平成25年に構想が始まり、平成28年に3所の「なごみの家」を開設しました。日常生活圏域（徒歩30分圏内）である全15圏域のうち9か所に設置されています。

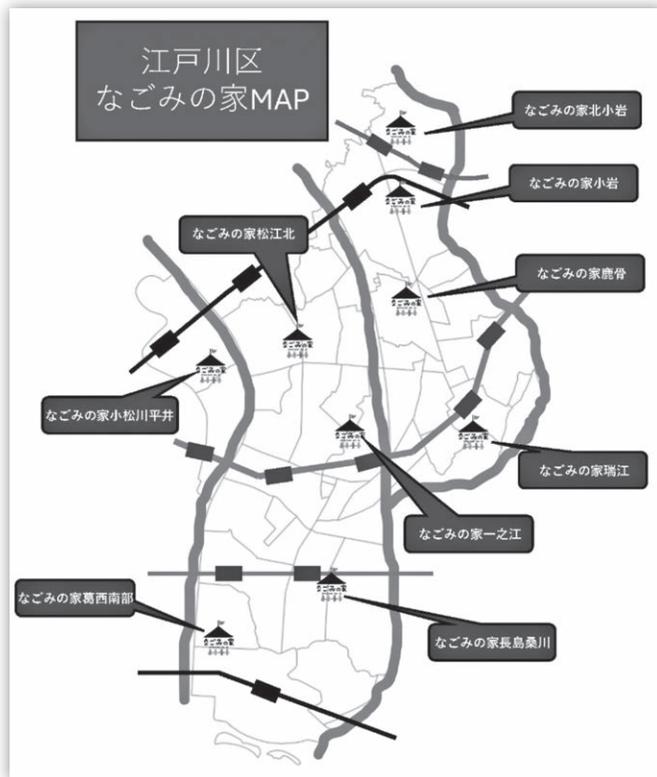
各「なごみの家」にはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が2名ずつ、生活支援コーディネーター（SC）が1名（CSW兼務）ずつ配置されており、SCは「なごみの家」の各所長が務めています。

「なごみの家」全体の運営とりまとめは、区から社協へ委託しています。「なごみの家」は、3か所を社協が運営し、残る6か所を社協が委託する別団体が運営しています。社協から運営を委託されている団体は社会福祉法人・学校法人・株式会社など多様であり、それぞれの特長や地域特性、ネットワークを活かして活動を展開しています。

なごみの家がつなぐネットワーク



運営法人が異なるだけでなく、担当する圏域の地域性も様々であることから、「オール江戸川」として一律のやり方で進めるのではなく、圏域単位で考え・活動する分散型の運営であることが江戸川区の大きな特徴です。とはいえ、各「なごみの家」同士は月1回の定例打合せ会議、CSWによる連絡会・研修会などを通じて連携が図られ、相談記録や活動データを共通システムで管理・共有することで、横のつながりも維持されています。



「なごみの家」ができてから今年で9年。どの「なごみの家」もスタート当初から運営主体が変わることなく継続した活動を行っているため、より地域に根差した取組みが行えるほか、各「なごみの家」同士の連携・協力もしやすい関係性が構築されています。

II 重層的支援体制整備事業の実施状況

(1) 事業の位置付け

江戸川区では「なごみの家」によるこれまでの取組みに当てはめる形で、重層的支援体制整備事業が導入されました。属性や対象を限定しない「なんでも相談」を受け付けており、関係機関との連携に対する知識や実践を積んでいる「なごみの家」を中心に、「既存の活動の延長線上で、庁内連携についても仕組み化していく」という方針で重層事業を進めています。

(2) これまでのネットワークを活かした多機関協働

江戸川区では全ての部署が多機関協働事業者の役割を担い、課題を解決する持続可能な体制の構築を目指しています。併せて、これまで「なんでも相談」の機能を有し、各関係機関・地域住民らとともに課題解決を行ってきた「なごみの家」も、多機関協働事業者の役割を担っています。ケースによっては、相談を受けた部署と「なごみの家」が連携し、「なごみの家」のCSWがこれまで構築してきたネットワークを活かして各支援機関との橋渡し役となりながら、課題の解きほぐしや整理を行います。



重層的支援会議については、本人同意を得ることが難しく、まだ開催には至っていません。支援が必要と考えられるが同意を得られていないケースについては、福祉推進課がとりまとめ、開催する支援会議を活用しながら、各機関での情報共有を行い、支援方針や役割分担を話し合うことで対応しています。

支援会議に挙がるケースとしては、他の制度にて対応が難しい、いわゆるごみ屋敷に関するものが多い傾向があります。既存の会議等において、多様な機関が参加する体制づくりができていたため、重層事業では、まだどの福祉窓口にも繋がっていない方への対応をメインに扱うこととしています。このようなケースについては、重層事業以前から「なごみの家」にて発見・対応することがありましたが、重層事業によって更に広く関係機関との連携が望めると期待しています。

連携のために「地域連携シート」という共有ツールも作成しましたが、現在はその活用よりも、「なごみの家」や各窓口・各機関が直接連絡を取り合える関係性づくりに力を入れています。支援者同士の情報共有において、本人に対する配慮の機微などが伝わる関係性を目指し、こまめな連絡を心掛けるだけでなく、2ヶ月に一度は広報物を持って顔を見せに行く機会も作るようにしています。

(3) 「地域支援会議」と CSW 活動の見える化・評価

生活支援体制整備事業における協議体に位置付けている「地域支援会議」では、地域課題を拾いあげ、CSW が居場所・サロンや、見守り支援活動の立ち上げにつなげています。「地域支援会議」の議題は、各「なごみの家」により様々で、そこから生まれる活動も9通りのものになっています。また、熟年相談室と協働で地域支援会議を運営することもあります。

立ち上がった活動は「地域プロジェクト」と呼ばれ、その立ち上げプロセスにおける CSW の働きかけをどう発信していくかについても、検討を行なっています。特に、CSW が「どのような働きかけをどのような効果を狙って行なったか」について、客観的に把握をすることを重視し、行動記録には動きとその意図が記入できる欄を設けています。加えて「受信」「発信」という項目も作り、CSW や「なごみの家」それぞれの傾向についても分析ができるようにしています。また、各 CSW が自身の取組みについて自己覚知することを目的として、外部講師を招いて月に1回 CSW の研修会も実施する等、人材育成にも力を入れています。

しかしながら、各「なごみの家」にてそれぞれの活動があるからこそ、江戸川区全体での共通する特徴が挙げづらいため、江戸川区全体として成果をどう見せていくかについては、今後も検討を続けていきたいと考えています。

【地域見守り名簿による CSW の見守り活動】

江戸川区が行っている、高齢者や障害者の方たちが住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、見守りネットワークによる互助体制づくり支援施策の一つ。見守り支援を受けたいと回答し、情報提供に同意した対象者（要介護認定を受けている高齢者や1級～3級の身体障害者でひとり暮らしの方等）に対して、町会・自治会、なごみの家、区内消防署等が見守り支援を行っています。

「なごみの家（社協）」では、年に1回 CSW が名簿に記載の住宅をまわるようにしており、困りごとの相談を受けるなど、アウトリーチとしても機能しています。

(4) 「なごみの家」で行われる地域づくり

各「なごみの家」では、地域課題に合わせた企画（地域プロジェクト）が行われ、CSW が住民主体の活動を支援しています。

【取り組まれている地域プロジェクトの一例】

なごみの家名称	取組み	取組みの概要
なごみの家北小岩	声かけ支援員プロジェクト	困っている人に声かけしづらい現代社会で、どう声かけをしていくかを区民が学ぶ養成講座を実施。気になる人をなごみの家へ繋いでくれるようになっている。 

なごみの家名称	取組み	取組みの概要
なごみの家瑞江	結ぼう会	<p>「世代を超えた つながりのある 安心できるまち」を目指す住民の有志団体。昨年は防災を広める活動を実施。PTAの方が働きかけを行い、中学生も活動に参加。</p> 
なごみの家松江北	リガーレコーヒー	<p>商店街と協力し、なごみの家近くのコーヒー焙煎を行う就労継続支援B型事業所がカフェも開設。利用者の社会参加の場としても活用している。</p> 
なごみの家一之江	哲学カフェ スマホ相談会	<p>知識や雑学が活かせる場として「哲学カフェ」、スタッフとして参加してもらう「スマホ相談会」など、男性も参加しやすい企画を実施している。</p> 

なごみの家名称	取組み	取組みの概要
なごみの家長島桑川	葛西ハニカムプロジェクト	<p>男性の居場所づくりとして、お寺の敷地を借りて、養蜂を行っている。</p> 

こういった地域課題に合わせたプロジェクトが進められる一方で、「なごみの家」は「居場所」としての機能も併せ持っています。各「なごみの家」によりその在り方は様々ですが、「イベントを設けない、ただお茶を飲みに来るだけの居場所」であることを重視している「なごみの家」もあり、訪れた人は思い思いの過ごし方で滞在することができます。「なごみの家」を参考に新たなサロンの立ち上げを検討する住民もおり、「誰でも利用できる居場所」の意義が広く伝わりはじめています。



市内7地区のコミュニティ住区を基盤にした住民主体の地域づくり コーディネーターを各地区に配置し、市民と一緒にニーズに対応 —三鷹市における重層的支援体制整備事業の取り組み

三鷹市では、市民が主体的にまちづくりをすすめるコミュニティ行政を全国の自治体に先駆けて開始しました。昭和40～50年代にかけて発展し、現在の地域づくりにつながっています。市内7地区のコミュニティ住区を基本として、各地区には住民活動の拠点となるコミュニティ・センター（コミセン）を開設し、市民によって構成される住民協議会が運営管理を行っています。子どもからお年寄りまで、誰もが利用できる地域の拠点として、多くの市民に利用されています。この取り組みを活かして、令和2年度から重層的支援体制整備事業のモデル事業を進め、令和6年度に本格実施を開始しました。

市は、公募による市民が参加した「三鷹市市民参加でまちづくり協議会」（愛称：Machikoe（マチコエ））からの様々な意見と政策提言を受けて、「第5次三鷹市基本計画」を令和6年6月に策定しました。基本計画に沿って作成される個別計画である「三鷹市健康福祉総合計画2027」を令和7年3月に策定し、その中に「重層的支援体制整備事業実施計画」を内包しました。地域福祉の推進にあたっては、地域福祉コーディネーターをはじめ、市と社協や様々な関係機関が連携を図りながら取り組みを進めています。

市では、地域福祉コーディネーターを令和2年度から段階的に配置し、事業の本格実施に合わせて、各コミュニティ住区に1名ずつの配置を完了しました。三鷹市の特徴としては、生活支援体制整備事業の第2層生活支援コーディネーターを社協と地域包括支援センターに1名ずつ配置し、地域福祉コーディネーターと連携を図りながら、1圏域を3名のコーディネーターが動いているところです。特に、社協の生活支援コーディネーターは、地区担当職員として高齢者だけではなく、多世代を対象にしており、地域福祉コーディネーターと2名で地域の支援を行っています。



<ヒアリング日：令和7年9月5日>

右から 三鷹市健康福祉部地域福祉課 地域福祉係長 近藤淳哉さん、地域福祉係 池田辰哉さん
左から 三鷹市社会福祉協議会 地域福祉推進課長 菅谷大助さん、地域福祉推進係長 道三啓吾さん

1 コミュニティ住区を基本とした住民主体の地域づくり

▶50年を経過するコミュニティ行政の取組みを基盤として、無作為抽出された市民による「みたかまちづくりディスカッション」「三鷹市市民参加でまちづくり協議会」など、市民参加と協働により、住民主体の地域づくりを推進。地域共生社会の実現に向けて、その取組みを発展させています。

2 7つの地区に3人のコーディネーター

▶市内7つのコミュニティ住区を基本とする7つの地区に分け、地域福祉コーディネーターを1名ずつ配置。さらに、生活支援体制整備事業の第2層生活支援コーディネーターを社協に1名、地域包括支援センターに1名ずつ配置することで、各地区3名のコーディネーターが連携して地域支援を展開。社協の生活支援コーディネーターは高齢者だけでなく、多世代のニーズに対応します。

3 住民協議会が運営するコミュニティ・センターが地域の拠点に

▶コミュニティ住区ごとに、市民による住民協議会が設置され、地域の特性を活かしたコミュニティ・センターの運営を行っています。子どもからお年寄りまで、誰もが利用できる地域の拠点になっており、地域福祉コーディネーターの相談会を月1回開催することで、地域の身近な相談も受付けています。

4 事例データの検証と関係機関との連携強化

▶地域福祉コーディネーターが把握した事例を、相談記録システムに蓄積して支援の見える化や関係機関との連携強化を目指しています。令和2年度からの支援記録を一元管理することで、情報の共有をするとともに、蓄積したデータの分析により属性や課題に応じた対応などを検証することで、今後の支援に活用できるように取組みを進めています。

【住民協議会とコミュニティ・センター】

※面積、人口は概算推定数（令和4年6月1日現在）

★印はコミュニティ・センター

●印は地区公会堂の位置



出典：三鷹市コミュニティ創生基本方針

I コミュニティ行政を発展させた地域づくり

三鷹市は、クワッサンのような形をした、東京のほぼ真ん中で市部と区部の境目に位置する人の行き来も多い地域です。人口19.1万人、面積16.4km²で、キャッチフレーズは『緑と水の公園都市』。市の北部にあたる三鷹駅周辺はタワーマンションを始め、新しい共同住宅が増えており、市の中央部に位置する市役所に近づくにつれて一軒家が増えてきて、市の南部を東西に走る東八道路を超えると農地が残っているエリアもある、いわゆる近郊都市が凝縮したような都市です。JR中央線で新宿までのアクセスも良いので若い方の転入も多く、新しい住民と昔からの住民と一緒に暮らしているのも特徴です。

(1) 全国に先駆けてコミュニティ行政を展開

三鷹市では、全国に先駆けて昭和46年に「コミュニティ・センター建設計画」の発表を皮切りに、住民自らが住みよいまちづくりを進めるコミュニティ行政に着手しています。高度成長期の急速な都市化にともない、昔ながらの町会・自治会などの地縁的な住民活動に関心のない新しい住民が急増し、新旧の住民間で摩擦が起こる中、いかにして地域のコミュニティを再構築していくかが大きな課題でした。

取組みの先駆けとなった大沢地区では、コミュニティ・センター（コミセン）の建設にあたり、町会・自治会、自主サークルなどの地域の住民団体や公募市民等で構成されるコミュニティ・センター研究会を結成し、これからのコミュニティの姿や施設の管理組織、利活用などの検討をすすめ、住民協議会の発足へとつながっています。昭和49年に、市のコミュニティの理念やコミセンの住民管理を明文化した「三鷹市コミュニティ・センター条例」を制定。昭和53年策定の「三鷹市基本計画」において、市内7つのコミュニティ住区を設定し、活動の拠点となるコミセンをそれぞれ建設することを決定しました。

コミュニティ住区・住民協議会を中心としたコミュニティが、現在の市民参加の取組みにつながっています。昭和55・59・63年度には、住区内の市民による「コミュニティ・カルテ（地域生活環境診断）」を作成し、住民自身が、町の課題とよりよいまちづくりのための取組みの仕組みを作り、平成元年策定の「まちづくりプラン」へと発展します。これらの実践と経験は、第3次三鷹市基本計画策定時の無作為抽出された市民による「みたかまちづくりディスカッション」や第5次三鷹市基本計画策定時の「三鷹市市民参加でまちづくり協議会」などの市民参加と協働の取組みの推進につながっていきました。

(2) 住民同士が支え合いのまちづくりを推進

三鷹市社協では30数年前から、住み慣れた地域で誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指して「ほのぼのネット活動」を地域の方と一緒に推進しています。民生・児童委員、赤十字奉仕団員、シニアクラブや地域の方達が「ほのぼのネット員」（ネット員）となって、ゆるやかな見守りや身近な相談相手として、サロ



ンや食事会などの活動やイベントの開催など、市内28の班に分かれて活動しています。

各班で毎月1回開催する定例会では、地域福祉コーディネーターも参加し、ネット員が活動等を通じて把握した地域のニーズを共有し、解決方法などを話し合い、支援につなげていきます。時には、コミュニティ住区内の班同士が連携して活動することもあります。定例会で、気になる人の相談や、地域課題の共有をする中で、各地区に個別の支援に対応できる職員の配置が必要だとの声が上がリ、地域福祉コーディネーターの配置の検討にもつながりました。

(3) 7つのコミュニティ住区で3人のコーディネーターが地域支援を担当

介護保険の生活支援体制整備事業により、平成28年度から、コミュニティ住区を基盤とした日常生活圏域7地区に、第2層生活支援コーディネーターを各地区に2名（地域包括支援センター1名、社協1名）ずつ配置しました。令和2年度からは、「三鷹市地域福祉コーディネーターによる共助支援事業」により、大沢地区に1名の地域福祉コーディネーターを配置し、段階的に配置を進め、令和6年4月に7名体制となり、各地区に1名ずつの配置が完了しました。

生活支援コーディネーターのうち、地域包括支援センターに配置された7名は主に高齢者に関わる支援を中心に実施し、社協に配置された7名は対象を限定せず、地域のニーズに合わせて、地域福祉コーディネーターと同じように支援を行います。事務所も同じボランティアセンター内のため、社協の地区担当2名が、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターと連携をしながら地域づくりに取り組み、柔軟に対応しています。

(4) コミュニティ・センターを拠点に地域活動を展開

三鷹市では、全国に先駆けてコミュニティ行政に取り組んできました。市内7つのコミュニティ住区に、市民や活動団体等で構成された自治組織である住民協議会を立ち上げ、活動の拠点施設であるコミセンを運営するとともに、市民が主体となって地域の交流や福祉・健康・環境・防災など様々な課題に対応できる地域づくりを進めています。



各住区のコミセンは、市民活動の拠点として多くの活動団体や市民に利用されています。また、住民協議会が企画するイベント等を通じて、子どもからお年寄りまで、世代を問わず多くの市民が集う機会を持つことで、地域のつながりづくりにもなっています。住民協議会は、住区ごとに特色があり、町会・自治会、民生・児童委員、PTA、シニアクラブ、活動団体等、様々な団体の代表者と、公募の一般市民で構成されたボランティアによる主体的活動です。コミセンの運営費等は市から補助金が出ています。

地域福祉コーディネーターはコミセンを利用した出張相談会を開催することで、市民のちょっとした困りごとの早期発見・対応を、地域の皆さんと一緒に取り組んでいます。

II 重層的支援体制整備事業の実施状況

三鷹市では、令和2年度から重層的支援体制整備事業のモデル事業に取り組んでいます。既存の相談支援機関同士が連携を強化するとともに、年齢や対象を問わず生活の中での困りごとの相談に応じる地域福祉コーディネーターを配置することで、包括的な相談支援体制の構築を推進しています。令和6年度策定の「三鷹市健康福祉総合計画2027」に内包された「重層的支援体制整備事業実施計画」に基づいて、令和6年4月から本格実施を開始しました。基本施策は（1）包括的な相談支援体制の推進、（2）社会参加に向けた支援の推進、（3）地域づくりに向けた支援の推進、（4）重層的支援体制推進会議による関係機関との連携強化の4つです。

（1）包括的な相談支援体制の推進

三鷹市では、総合相談窓口の設置はせず、既存の相談拠点の設置形態を変更せずに、各支援機関同士の連携を図ることで、包括的な相談に対応しています。属性や世帯を問わず、制度の狭間において支援が受けられない方などの福祉課題の相談に応じ、必要な支援につなげるために地域福祉コーディネーターを市内7地区に1名ずつ配置しています。

地域福祉コーディネーターは、令和2年4月に1名を大沢地区に配置し、令和3年4月に連雀地区に1名、令和5年4月に東部地区に1名、令和6年1月に更に1名を配置し4名体制になったところで、市内全域の相談を開始しました。そして、令和6年4月に3名を増員し7名体制となり、市内7地区に1名ずつ専任の担当者が配置されました。全員が、三鷹市上連雀分庁舎内にある「みたかボランティアセンター」の事務所に席を置き、必要に応じて担当地域の相談に出向いています。同じ事務所に、社協が受託している7名の生活支援コーディネーターも在籍しており、2名で地区担当をするような形で、日ごろから連携を取りながら対応をしています。

ほのぼのネット員や地域住民などから、『地域で気になる方がいる』『近隣住民が困っている』などの相談が地域福祉コーディネーターに上がってくることも多く、直接訪問して状況を伺うなど、プッシュ型やアウトリーチ型の相談等を実施し、継続的な支援を行います。8050問題など、世帯内に複数の支援を要する方の相談などの場合には、関係する支援機関と連携を図りながら支援を進めます。



【こんなアウトリーチ訪問もします】

50代後半の1人暮らしの女性のことで、地域の方から市に相談がありました。何らかの精神疾患が疑われ、夜間に大きな声の独り言などが続き、近隣の方が困っているとのこと。ご本人に病識がなく、障害でも高齢でもないため、地域福祉コーディネーターが「地域住民の困りごとを伺うために地域を回っています」という体で訪問をすることになりました。

それから1年半、毎月1回、障害のアウトリーチ事業担当者と一緒に訪問を繰り返していますが、今も玄関のドアを開けてはもらえません。

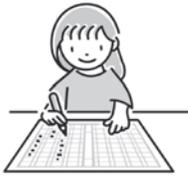
それでも継続したアプローチが、関係構築のためには必要な支援です。



(2) 社会参加に向けた支援の推進

地域福祉コーディネーターが社会とのつながりを作るため、住民同士の支え合いの仕組みづくりをめざす諸団体・関係機関やボランティアと行政とのネットワークである地域ケアネットワークやほのぼのネットなどの地域活動と連携しながら、本人にあった社会とのつながりづくりに向けた支援をおこないます。

ほのぼのネットに、地域の困りごとや支援の必要な方をつなぐことも多くあります。時には、「子ども用の自転車を探している」など人と物をつなぐ場合もありますが、ネット員の方が班の中で情報を集めてくれて、地域で解決しています。その他、子どもの学習支援など、居場所の情報提供や、必要に応じてつなぐ支援も行います。時には、ネット員が心配している1人暮らしの方で、ご本人は困り感がないような場合に、コミセンで開催している相談会を紹介するなど、無理のない形で地域とつながりが持てるように働きかけています。



(3) 地域づくりに向けた支援の推進

地域ケアネットワークや、市内28カ所のほのぼのネットなど、従来からある地域づくりに関係する団体と連携しながら、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人、人と居場所などをつなぎ合わせる取組みを支援します。また、地域福祉コーディネーターが市内7カ所のコミセンで実施する相談サロンを通じて、地域のニーズを把握し、それぞれにあった多様な地域づくりを進めます。

これまでの相談で多かったのは、不登校やひきこもりの対応です。どこに相談したらいいのか分からないという声も多く、三鷹市社協が主催して、市民や関係者向けの勉強会や講演会などを行ってきました。そして、ひきこもりの家族会の立上げ準備を進めていきました。初めは社協が主になって動いていましたが、参加者の中にキーパーソンが出てきたことで、その方に中心的に動いてもらうお願いをし、住民主体の団体としてボランティアセンターの会議室を利用してもらい、今も活動を続けています。また、ひきこもり等の支援では、支援者が孤立しないように、関係者が集まって情報交換をする「三鷹ひきこもり支援者連絡会」を作るなど、支援者支援も行っています。

【ひきこもり・不登校合同相談会を定期的に開催】

市内で活動する支援団体や親の会などが参加する支援者連絡会の中で、相談できなくて困っている人がいるのではないかと課題が上がり、合同相談会を開催することになりました。今では年2回の開催をしており、小中学生の不登校の相談が多く、学校関係の対応については教育委員会に参加してもらう必要があると考え、社協から声をかけ、令和6年度から教育相談の相談員にも参加してもらうことになりました。

ひとつの支援団体では抱えきれない問題を、ネットワークで支えています。一人で抱えず、私たちとつながってみませんか？

昨日とは違う、新しい明日につながるかもしれません。



（４）重層的支援体制推進会議による関係機関との連携強化

市の関係部署や関係機関と連携し、情報交換や人材育成のためのワークショップ及び個別のケース会議等を実施する『重層的支援体制推進会議』を定期的に開催しています。本人同意を得て支援に関する検討を行う『重層的支援会議』と、社会福祉法に規定する構成員に守秘義務を課して本人同意を得ずに支援に関する検討を行う『支援会議』、孤独・孤立対策推進法に規定する『孤独・孤立対策地域協議会』の機能を併せ持っており、必要に応じて使い分けています。

【重層的支援体制推進会議を活用した連携】

包括的な相談支援体制の構築にあたり、庁内の連携をどのように進めるかが課題のひとつでした。当初、生活困窮の窓口を所管する生活福祉課が重層的支援体制整備事業の主体的な役割を担っていましたが、もっと全体的な連携が必要になると考え、令和5年度から地域福祉課に所管を移し、健康福祉部及び子ども政策部の職員と社協職員が参加する『重層的支援体制推進会議』で情報共有から始めました。



地域福祉コーディネーターがこれまで受けた相談や実施した支援など、これまでに蓄積された事例データ等を取りまとめ、相談者の属性、抱える課題、支援の内容、連携先となる市の窓口・関係機関・団体の情報等を分析・検証します。また、今後は、事例データの分析・検証結果を共有し、支援内容や連携先の拡充等を検討するエビデンスとして活用するための仕組みづくりについて検討を進めていきます。

【事例データを蓄積・分析をして次の支援に活かす】

重層的支援体制整備事業の本格実施を機に、地域福祉コーディネーターが令和2年度から実施している全ての事例のデータベース化を進めています。ケースの属性、対応内容、つなぎ先などをデータで分析・検索ができるようにして、将来的には、市の相談窓口や関係機関で情報を確認できる仕組みを目指しています。事例データを活用し、適切な相談・支援につなげるための環境整備に努めます。



(5) 市民に向けた情報を発信

地域福祉コーディネーターの活動を、多くの方に知っていただくために毎年『三鷹市地域福祉コーディネーターによる共助支援事業 事業報告書』を発行しています。また、コミセンで毎月実施している相談会や、地域の各種イベントなどで、対象になりそうな取組みのチラシなどを配布することで、多くの方に支援が届くように取り組んでいます。若者の場合は、紙媒体や対面よりもSNSの方が繋がりがやすいと考え、LINEによる相談受付も開始しました。



ひとりひとりが支え合える地域づくりをめざして 生活困窮者自立支援事業の取組みを進展

—小金井市における重層的支援体制整備事業の取組み

小金井市では、令和3年度から5年度に重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）の移行準備事業を実施した後、令和6年度の1年間をかけて、重層事業実施計画の策定に取り組みながら、福祉保健部、子ども家庭部、教育委員会などをメンバーとした庁内検討委員会において、重層事業の実施に向けて共通認識を持つために課題を共有し、合意形成を図りました。そうした準備期間を経て、令和7年度から重層事業を本格実施しています。

市は、令和6年3月に地域福祉計画を内包する「第3期小金井市保健福祉総合計画（令和6～11年度）」を策定し、市の保健福祉を取り巻く課題の一つとして、包括的支援体制の構築を掲げ、重層的支援体制の整備および生活困窮者への自立支援の推進によるセーフティネットの機能強化を位置づけています。翌令和7年3月に、令和7年度から11年度を計画期間とする「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。社協では、市の保健福祉総合計画と連動し、令和7年度から12年度を実施期間とする「第四次小金井市地域福祉活動計画」を策定し、基本目標の一つに包括的支援体制の構築を掲げ、重層事業を含め、地域福祉の推進に取り組んでいます。地域福祉コーディネーター（以下、CSW）の取組については、令和2年度から徐々に配置をすすめ、現在は市内4つの日常生活圏域に対して1名ずつ配置し、統括の役割を担う2名を加えて、計6名のCSWが活動しています。

小金井市では、重層事業を展開するにあたり、社協が生活困窮者自立支援事業として取り組んできた自立相談サポートセンターを福祉総合相談窓口位置づけ、地域包括支援センターや障害者地域自立支援センター、こども家庭センターなどの相談支援事業を担う窓口とともに、包括的相談支援に取り組んでいます。重層事業が始まったことにより、既存事業の相談支援の窓口があらためて連携を強化し、支え合うきっかけとなっています。包括的支援体制の整備をすすめることにより、地域共生社会の理念を市民に伝えながら、一人一人が支え合える地域づくりをめざしています。

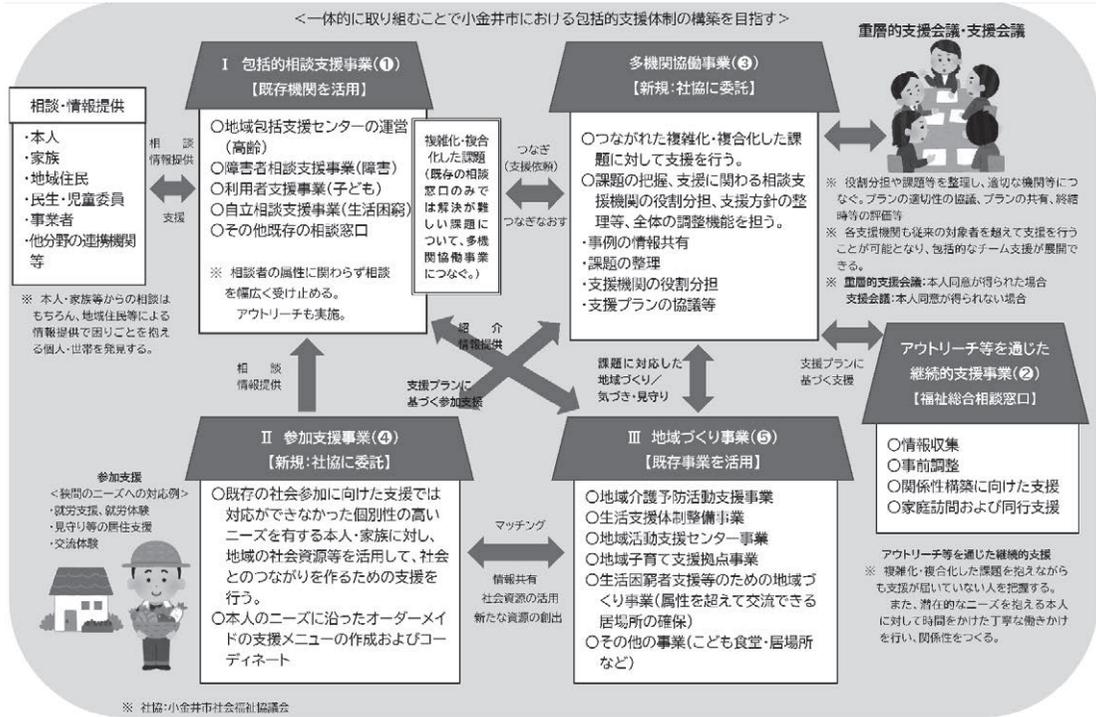


左から

小金井市地域福祉課地域福祉係 主任 玉井奈保子さん、小金井市社会福祉協議会地域支援係長 近江屋哉子さん、小金井市社会福祉協議会／小金井市福祉総合相談窓口 多機関協働担当 高橋杏樹さん、小金井市社会福祉協議会／小金井市福祉総合相談窓口 主任相談支援員 田部井由美子さん

<ヒアリング日：令和7年11月28日>

小金井市における重層的支援体制整備事業の全体像



- 特徴
- 1 **実施計画の策定を通じた庁内、関係機関との課題の共有と合意形成**
 - ▶移行準備事業の実施後、1年間をかけて庁内の関係部署および社協を交えて実施計画の策定を通じた事業の理解と合意形成を図った。
 - 2 **生活困窮者自立相談支援事業をベースに、福祉総合相談窓口を中核とした包括的相談支援を実施**
 - ▶社協が生活困窮者自立支援事業において取り組んできた自立相談サポートセンターを福祉総合相談窓口位置づけ、地域包括支援センターや障害者地域自立支援センター、子ども家庭センターなどの相談支援事業を担う窓口とともに、包括的相談支援に取り組んでいる。
 - 3 **4つの日常生活圏域に1名ずつ「CSW」を配置**
 - ▶市内の東西南北4つの日常生活圏域において、CSW 職員を1名ずつ配置し、統括担当2名を含め、6名のCSW が伴走的な個別支援や地域支援を行っている。
 - 4 **講座の実施等をきっかけに、地域生活課題への理解を広げる**
 - ▶講座の実施や地域のイベントに CSW が参加する等の取組を通して、地域の人が生きづらさを感じる人の問題などを考え、居場所づくりを行うなど、地域生活課題への理解を広げている。

I 小金井市の地域福祉活動

小金井市は、東京都のほぼ中央、武蔵野台地の南西部にあり、都心から約25キロメートル西方に位置しています。近隣は7つの市に接しており、市の中央部には中央線が東西に、東南部には西武多摩川線が南北に通る、中央部には小金井街道が南北に、北部には五日市街道が東西に通っています。面積は11.30平方キロメートル、人口は125,960人（令和7年12月住民基本台帳）となっています。

タワーマンション等の建設をはじめ、駅前の開発がすすみ、大学や研究施設もあることから、子育て世代など若年層の人口が増え、学校や学童クラブが増設されています。市民による教育行政への働きかけも多く、不登校やひきこもり問題への対策等にも関心が高い地域です。

従来からボランティア活動など市民活動が盛んな地域で、社協の活動を中心に、昭和40年代・50年代といった時代から、いち早くボランティアなどの地域活動に熱心に取り組んでいた市民が多かったことも特徴の一つです。

（1）地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定状況

市は令和6年3月に6か年計画として、地域福祉計画を内包する「第3期小金井市保健福祉総合計画（令和6～11年度）」を策定しました。策定にあたっては、市民や福祉関係団体等の外部委員も交えた地域福祉推進委員会での審議、市民に向けた説明会や大規模なアンケート調査等を行い、市の保健福祉を取り巻く課題の一つとして、包括的支援体制の構築を明記し、重層的支援体制の整備および生活困窮者への自立支援の推進による「セーフティネットの機能強化」を柱として位置づけています。

併せて、令和5年度に重層事業の移行事業を実施した後、1年間をかけて重層事業実施計画の策定に取り組みながら、総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会の場において、福祉保健部、子ども家庭部、教育委員会、オブザーバーとして社協などが参加し、重層事業の実施に向けて共通認識を持てるよう課題を共有しながら、合意形成を図りました。こうした準備期間を経て、令和7年3月に、令和7年度から11年度を計画期間とする「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、重層事業が本格スタートしました。

社協では令和6年度に、市の保健福祉総合計画と連動して、令和7年度から12年度を実施期間とする「第四次小金井市地域福祉活動計画」を策定しています。基本目標の一つに包括的支援体制の構築を掲げ、重層事業を含めて地域福祉の推進に取り組んでいます。包括的支援体制の構築のため、地域での課題解決の体制づくりをめざした小地域活動の推進および、セーフティネットの機能強化を図っています。

(2) 福祉総合相談窓口を拠点に市内の4つの圏域にCSWを配置

令和2年度に、社協が運営を担っていた生活困窮者自立支援事業の自立相談サポートセンターを拡充する形で、福祉総合相談窓口が位置づけられました。包括的支援体制整備の観点を踏まえ、生活困窮者への支援と一体的に属性を問わない相談支援を行っています。地域福祉コーディネーター(以下、CSW)を配置し、地域包括支援センターや障害者地域自立支援センター、こども家庭センターなどの窓口と連携しながら、重層事業における包括的相談支援の中核的な役割を担っています。



福祉総合相談窓口を拠点に、市内東西南北4つの日常生活圏域の担当としてCSWを1名ずつ配置し、統括の役割を担う2名を加えて、計6名が活動しています。

コロナ禍においては、CSWが思うように地域に出られず、個別支援が中心となった時期もありましたが、重層事業が開始されたことで、積極的に地域に出ていききっかけにもなり、地域に出るにつれてCSWの認知度も広がってきました。

生活支援コーディネーター(以下、SC)との連携について、小金井市においては、第一層のSCは市の直営で、それぞれ運営法人が異なる4つの地域包括支援センターに配置されています。

CSWとSCは、地区の担当者同士で連絡を取り合い、CSWが第一層の会議に出席したり、地域のネットワークで顔を合わせていますが、今後は、あらためてコーディネーター同士が定期的に顔を合わせる場を設けることも必要と考えています。

II 重層的支援体制整備事業の実施状況

(1) 多様な相談に対応する連携づくりと伴走的な支援

福祉総合相談窓口には、生活困窮の関係をはじめ、居住支援など、様々な相談が入ってきます。重層事業が始まり、数多くの相談に対応するにつれ、単独の機関では解決が難しいと実感することも多く、多機関での検討や、地域や民間の協力を得て就労準備の支援を進めるなど、より視野を広げ、多様な連携をつくりながらすすめるよう心がけています。一方で、相談件数の増加に伴い、CSWが個別支援と地域づくりへの支援の双方を担うことで、その比重のバランスが課題となっています。

多機関協働事業では、ケースを通して、様々な支援機関と一緒にそれぞれの機関がどのような機能を持っているのか、どこまで何をすることができるのかを共有し、理解促進を図りながら、役割分担をして取り組んでいます。

生活困窮者支援をベースとしており、生活困窮の支援調整会議と重層事業重層的支援会議



や支援会議との切り分けを明確にしないと混乱が生じるため、生活困窮に限らず、既存の制度で対応できるものは支援調整会議や他の会議体で対応し、本人同意が取れないものや、制度の狭間に落ちるケース、困難なケースは重層事業の会議体で対応するよう整理しています。

アウトリーチについては、難しい問題を抱える8050世帯の近隣からの相談や、ひきこもりの家族のいる世帯からの相談、また、希死念慮のある方からのメールに対応した安否確認、公共施設で見かけた人に関する匿名の市民からの通報など、さまざまな形で寄せられる相談に柔軟に対応して、継続的な訪問や伴走的な支援を行っています。また、地域のイベントへの参加や、社会福祉法人の地域公益活動と連携して施設や病院でのブースを設けた出張相談なども実施していく予定です。

(2) 孤立やひきこもりなど、生きづらさを感じる人への支援

重層事業が始まったことにより、参加支援や地域づくりの取組も強化されてきました。不登校の経験やひきこもりなど、孤独・孤立や生きづらさを感じている人や家族への支援として、福祉総合相談窓口では、CSWが世帯や当事者からの相談を受けとめています。ひきこもりがちな当事者がつどえる居場所事業（居場所プロジェクト in koganei）の実施や、希望する人には、お寺や高齢者施設での清掃活動、都民農園の一角を使った畑での農作業などのプログラムを実施しています。畑での活動は、作業には参加せず、ただその場にいる人もいて、緩やかな居場所になっており、当事者への地域の理解にもつながっています。必要に応じて医療や保健の支援につないだり、相談のあった家族を、家族会の活動につなげることもあります。今後支援者を増やして、ひきこもり支援ネットワークを立ち上げ、小金井市全体でひきこもり支援をしていこうという機運を高めていきたいと考えています。



ひきこもりや社会的な孤立の問題は、これまで生活困窮者自立支援事業をベースに取り組んできましたが、複合化した課題を抱え、制度の狭間に落ちやすい事例でもあることから、重層事業を活用し、包括的な支援の観点から不足している支援や課題は何かを把握し、ひきこもり支援のネットワークを構築すべく、令和7年度は、保健所の協力を得ながら、支援関係機関に対してヒアリング調査を実施しました。当事者の支援希求の弱さ（困り感のなさ）や医療へのつながりにおける本人同意の壁などの課題が明らかになってきており、そうした結果を共有しながら、支援関係機関間の相互理解を深め、ネットワークの構築を進めています。令和8年には、家族会も含めた支援関係機関によるネットワーク会議の開催を予定しています。

(3) 講座をきっかけに地域生活課題が明らかになり、当事者に関わる新たな活動がスタート

コロナ禍での個別支援から、生きづらさを抱える当事者や、その家族のニーズをとらえて、居場所プロジェクトや家族の集いへと発展してきました。社協ではこれまで、地域の人に居

場所づくりを考えてもらうきっかけ作りとして、居場所づくり講座を実施してきました。ある時、生きづらさを抱えた人も、「コーヒーをツールとして、居場所をつくろう」というテーマが生まれ、「コーヒー淹れ TAI」が結成されました。現在も社協での会議や、福祉 NPO 法人の会議に呼ばれて、地域の人と一緒にコーヒーをいれるという活動を行っています。人気が出て、いろいろなところから声がかかるようになったのですが、参加者のペースを大切にしながら、少しずつ活動が広がっている状況です。

令和6年度の講座は、個別支援でのニーズをくみ上げ、地域ではアルコール依存をはじめゲーム依存や買い物依存など、さまざまな種類の依存症が増えてきている状況を踏まえ、依存症を学んで、当事者が安心していられる居場所をつくろうと企画しました。その結果、令和7年度から地域のお寺を会場に、理学療法士などの専門職も参加して、依存症当事者が安心して自分のことを話せる居場所づくりをすすめています。

依存症を語ろう
 ～地域の居場所づくり講座～
 全3回講座 各回14:00～16:00

1/22(水)	1/29(水)	2/5(水)
「依存症の現状とその対応について」	「アルコールなどの依存症問題を抱える人々への地域での回復支援の取組」	「依存症を続ける居場所づくりを考えよう」
講師 薬師川浩二 監修/福岡県 社会福祉士センター 藤原 浩 講師 藤原 浩二 氏 福岡県 社会福祉士 氏	講師 神田 昌子 氏 福岡県 社会福祉士 氏 福岡県 社会福祉士 氏	1. 2025年度までの グループワーク

会場 小倉井市社会福祉協議会2階会議室
 定員 30名
 対象 居場所づくりに関心のある市内在住・在勤の方

小倉井市社会福祉協議会
 〒816-0001 小倉井市大井町1-1-1
 TEL 042-386-0295

(4) 重層事業の成果をどう評価するか

重層事業の評価については、「包括的相談支援」「多機関協働」「参加支援」「地域づくり」の4項目について、数値指標に基づく実績を把握した上で、定性評価の視点を設け、目標の達成度を評価しようと考えています。包括的相談支援では「断られることなく相談できる支援体制を市全体で構築できているか」という視点や、多機関協働であれば「チーム支援による支援のしづらさがどの程度解消されたのか」という視点などを踏まえて、新たに設置した重層的支援体制推進会議などを活用し、構成メンバーや支援関係機関等から口頭も含めて質的な観点から評価をもらうといったやり方を想定しています。

(5) 包摂的な地域づくりをめざして

令和2年に福祉総合相談窓口を立ち上げてから、多機関で連携して複合的な課題の支援をしていく中で、支援関係機関同士の連携は徐々に根づいてきました。その先の中長期的なゴールを考えたとき、福祉関係機関の連携を超えて、地域の関係者を含めて、連携体制を強化する必要があります。市では、福祉分野に限らず、地域共生社会の実現に資する様々な取組がすすめられていますし、まだつながりがない多くの地域の活動や意欲のある市民もいます。重層事業が始まったことにより、こうした取組や活動と少しずつつながり、地域づくりを強化し、前に進めていくきっかけになりました。また、地域共生社会の理念について、市民の理解を広げていく上でも、重層事業をスタートしたことでセットで伝えるようにしています。

ひとりひとりが助け合い、気にかけてくれる地域、包摂的な地域をめざす上で、重層事業の一つの手段として考え、今地域に何があるのか、何が不足しているのか、ニーズを把握し、理解を促進しながら、一人一人の地域住民を主体とした地域づくりに向けて、持続可能な支援体制を整えていこうと考えています。

重層事業に関する市民への広報（市報こがねい 令和7年9月15日 No.1587より）

2 市報 **こがねい** 令和7(2025)年9月15日 No.1587

地域共生社会の実現をめざして

重層的支援体制整備事業がスタートしました！

地域共生社会とは、地域の住民一人ひとりが、互いに助け合い、支え合いながら生活する社会のことです。
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざしています。

**気づきを大切に
困りごとをまるごと受け止め
つなぎます**

自分のこと、家族のこと、ご近所のこと、
地域の皆さんの困りごとを
まるごと受け止め、一緒に考えます。

属性を問わない
相談支援

**本人の思いを大切に
社会とのつながりをつくります**

本人の意思を尊重し、
つながりづくりに向けた
支援を行います。

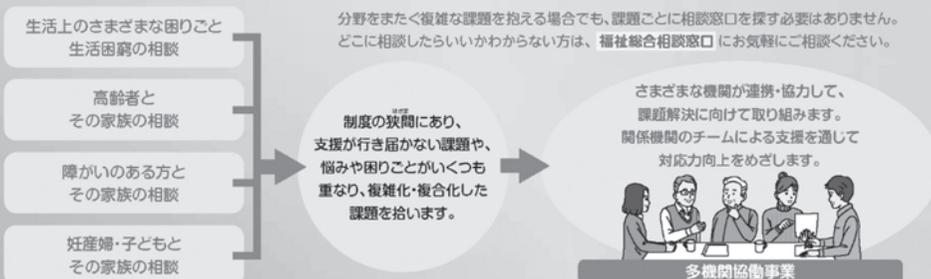
参加支援

**人と人・人と地域が
つながり支え合う
まちをめざします**

気にかけて、支え合う、
自然なつながりを
感じられる地域をめざします。

地域づくりに
向けた支援

属性を問わない相談支援



参加支援

相談支援と地域づくりに向けた支援をつなぐための役割です。今ある社会参加の取り組みではうまくいかない個性の高いニーズに対して、その人に合った支援をコーディネートします。

地域共生社会の実現をめざして、包括的な支援体制を整備するために、令和7年度から重層的支援体制整備事業が始まりました。
重層的支援体制整備事業では、「伴走支援」を重視しています。サービスや制度の活用だけでなく、地域の人と人の継続的なつながりの中で、「生きづらさ」を抱えている人に寄り添い、伴走し続けることが、孤独・孤立を防ぐ鍵となるからです。そのために、本事業では「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施していきます。

地域づくりに向けた支援

地域福祉コーディネーターが、地域の中にある居場所や活動、地域づくりに意欲のある人へ支援を行います。属性を問わず交流できる場や居場所を地域に増やしていき、日常の中で行われる住民同士の支え合いや緩やかな見守りを広げます。

重層的支援体制整備事業についてのお問い合わせ 小金井市役所地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

市役所の開庁時間は、原則平日午前8時30分～午後5時です。（正午～午後1時除く）
各種申し込みは、開庁時間または各施設開館時間内をお願いします

相談支援 **参加支援** **地域づくり** **社会福祉協議会に所属し、市内全域で活動しています!**

地域福祉コーディネーターの活動

地域福祉コーディネーターは、地域課題や困りごとを把握し、ネットワークを通して支援が必要な方を専門機関などに適切につなぎます。また、地域の方々やさまざまな機関・団体と連携しながら住民の皆さんが安心して暮らせる「ささえあい」の仕組みづくりをお手伝いします。さまざまな取り組みをしていますので、興味のある方はお問い合わせください。

参加支援 **地域づくり** **居場所プロジェクト**
(ひきこもり当事者の会)

市内外問わず、年齢も問わず、当事者だったら誰でも参加できる居場所です。

- とき** 毎月第1火曜日午後3時から
- 対象** ひきこもりがちな方、不登校を経験した方、生きづらさを感じている方
- 参加費** 無料(初回のみ要予約)
- 場所** 社会福祉協議会内

参加支援 **地域づくり** **ひきこもりで悩む家族が集う場所**

ひきこもりがちな家族がいる方の集う場所です。

- とき** 毎月第2火曜日午前10時から
- 対象** ひきこもりがちな家族を抱える父・母・きょうだい等
- 参加費** 無料(要予約)
- 場所** 社会福祉協議会内

相談支援 **こんな相談も受け付けています**

- 自立相談支援事業**
相談支援員・就労支援員を配置し、生活課題に対する相談をお受けするとともに、関係機関による協力のもと生活支援のための個別のプラン(計画)を作成して課題解決のお手伝いをしています。
- 就労準備支援**
社会との関わりで不安がある等、すぐに就労が困難な方への社会参加プログラムを提供します。

参加支援 **協力企業・事業所・団体を募集しています**

社会との関わりで不安を抱える方を支援するため、就労支援やボランティア活動の受け入れにご協力いただける企業・事業所・団体を募集しています。皆さまの協力により、困難を抱える方々が社会とつながり、自立に向けた大切な一歩を踏み出すきっかけとなります。

参加者の声

- 三光院での作業作業
様々な環境の中で竹を斬ったり、普段できないような軽用な作業ができて楽しい。
- 地域の居場所活動
気楽に参加できる場所がよい。
- 社協での切手作業
雑談しながら手を動かして作業ができるので、肩を張らず作業できるのがいい。参加しやすい。
- 総合ヘルスケア(株)での清掃活動
(高齢者施設での清掃活動)
清掃作業も個人でもなく自分のペースで進められるのがいい。コミュニケーションが苦手な方でも参加しやすいと思う。

ほかにもさまざまな参加支援や地域づくりの活動があります



東側にある農園にご協力をいただいて、収穫のお手伝い、お楽しみなどを行っています。農園はけっこう体力を使いますが、気分がリフレッシュすると参加者の方から好評です。

地域の住民農園に畑を借りて、地域の方々と一緒に作業をしています。青空の下で畑の方の上っとながら居場所となっています。

相談員からのメッセージ

福祉総合相談窓口では、まずはお話を伺って、課題の整理をしています。一緒に考え、解決に向けて取り組むことで、それぞれが望む道に進めた事例もあります。本人の思いに沿って、何ができるのかを考えます。必要な資源がなければ作りたいと思っています。そしてこれからは、個別のニーズに応じていくために、社会福祉協議会だけではなく、さまざまな機関、市民や団体、企業の方々と一緒に地域づくりに取り組んでいきたいです。

複雑化・高度化した課題を受け止める相談支援員のAさん



個別の相談対応に加え、企業や団体などと積極的につながることで、地域に必要な社会資源を増やしていくという活動をしています。ひきこもりの相談では、それぞれが自信を持って生きていけるように本人の希望や思いを大切に、時間をかけて支援を行います。こんなことで相談しているのかと相談を遠慮する方も多ですが、どうか気軽に相談してほしいです。

地域福祉コーディネーターとして市内全域で活動するBさん



お気軽にご相談ください

小金井市福祉総合相談窓口

小金井市社会福祉協議会内

☎ 042-386-0295

午前8時30分から午後5時まで
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
(予約制)

新庁舎の情報はこちらから確認できます



重層的支援体制整備事業 取組み方策検討プロジェクト ～都内実施地区ヒアリング等から見えてきたポイント～

『重層的支援体制整備事業 取組み方策プロジェクト』では…

令和4年度から5年度にかけて、都内で重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）を実施している地区の全ての社協を対象に、重層事業の取組み状況について取材を行い、その内容を基に、取材先社協とプロジェクトメンバーで、取組みの特徴や成果、今後の取組みを行ううえでの大切な視点について、議論してきました。令和6年度からは、重層事業実施地区を年5カ所ずつ、自治体と社協の職員同席の下での取材とプロジェクトによる検討を続けています。

今回は、令和6年から7年にかけて実施したプロジェクトの考察について、重層事業の5つの事業を軸に、国が示している事業概要と、都内の取組み状況から見えた成果や課題などのポイントを整理しました。

【包括的相談支援事業について】

事業概要 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく以下の相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センター	困窮	自立相談支援事業
障害	障害者相談支援事業	子ども	利用者支援事業

都内の取組み状況と特徴

◎相談の受付体制

- ・実施地区の約6割が総合相談窓口を設置している。その内、半数の窓口は生活困窮者自立相談支援事業の窓口と一体的に実施している。
- ・総合相談窓口を設置しない地区では、地域福祉コーディネーター等による属性に関わらない相談受付や、既存の相談窓口同士の連携により対応している。
- ・総合相談窓口の設置の有無にかかわらず、まずは各相談窓口が受け止め、相談内容に応じて対応できる支援機関につなぐ体制を構築している。

◎相談窓口の設置場所

- ・自治体の庁舎だけでなく、地域住民の身近な場所での相談が可能のように、地域に相談拠点を設置したり、地域福祉コーディネーター等が地域の拠点等に出向いた出張相談会を開催するなど様々な方法がとられている。
- ・電話や面接による相談だけでなく、メールやLINE、チャットボットの活用など、新しい相談の受付手法も取り入れられている。

取組み例

- ・重層事業以前から設置している属性を問わない相談窓口を活用している。
目黒区「福祉のコンシェルジュ」
江戸川区「なごみの家」
国立市「ふくふく窓口」など
- ・文京区や杉並区では、既存の相談窓口が連携して相談を受けとめる。
- ・三鷹市では、地域福祉コーディネーターがLINEを活用した相談受付を開始している。

ポイント・成果

- ・総合相談窓口を設置することで、どこに相談したらいいかわからない人、制度の狭間にある人などが相談を受けやすくなる。ただし、相談の丸抱え先にしないことがポイント。
- ・総合相談窓口を設置しない場合でも、既存の各分野の相談窓口で相談や住民のニーズを受け止めて、必要な分野の窓口につなぐ方法の強化が図られている。例えば、相談支援包括化推進員が関係機関と連携しながら、各相談窓口の相談を受け止める対象の幅を広げることで、包括的な支援体制の構築が進められている。
- ・住民にとって身近な場所に地域福祉コーディネーター等が出向くことで、住民や地域の関係者を通じた地域課題や住民ニーズを把握し、相談支援につながっている。
- ・相談の受付方法も多様化しており、相談者に合わせた柔軟な対応ができるのが利点となっている。顔を合わせないことで相談のハードルが下がり、関わりを継続することで信頼関係の構築につながる。対面による相談が可能になる事で、断片的な情報から生活課題全体が分かるようになり、具体的な支援方針の検討の糸口となる。

【多機関協働事業について】

事業概要 単独の相談支援機関では対応が難しい人へのアセスメントや支援プラン作成、支援会議や重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。

都内の取組み状況と特徴

- ・自治体庁内の調整は行政職員が担い、庁外の関係者とのつなぎを地域福祉コーディネーターや相談支援包括化推進員が担うなど、特性を活かした役割分担をして、ケース支援で関わりの薄かった関係者も含めた情報の共有やチームでの支援が可能な体制を構築している。
- ・既存の相談支援機関の機能だけでは対応が難しかった、8050等の複数の世帯員がそれぞれ生活課題を抱えている世帯への支援が可能となった。
- ・ケースの検討を通じて、他の相談支援機関の役割や機能を理解し合い、顔の見える関係づくりが進んでいる。
- ・重層担当が直接支援を行わず、関係機関の調整や支援者支援に特化することで、既存の相談支援機関の機能強化に取り組んでいる自治体もある。
- ・支援会議や重層的支援会議の運営方法は、自治体によって異なっている。既存の会議体を活用することで、出席者の負担を軽減したり、既存の会議体では招集できなかった分野の関係者の出席を促すなど、地域の状況に応じた運営の工夫が図られている。
- ・個別ケースの検討だけでなく、地域の課題の共有や、既存の制度や地域の取組みだけでは対応でき

取組み例

- ・稲城市では、重層担当が単なる「困難ケース担当」にならず、支援者支援の役割も担いながら、相談支援機関と一緒にチームとして関わることで支援体制の確立を目指している。
- ・中央区や小平市では、相談支援包括化推進員^{*}を配置し、相談支援包括化推進連絡会議や支援会議、重層的支援会議等を通じて情報共有や課題を検討している。

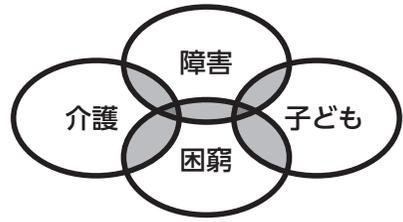
^{*}相談支援包括化推進員：相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等の検討、プランの作成、相談支援機関等との連絡調整、助言等の業務を実施。

「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）」で位置付けられたが、重層事業では多機関協働事業に内包されており、実施内容は自治体により異なる。

ない課題に対して、政策への反映も含めて検討する機会となっている。

ポイント・成果

- ・多機関協働事業者が困難ケース担当とならないようにすることが大切である。複雑化・複合化した課題のあるケースの支援では、複数の支援機関がチームになり、ケース検討後は各機関の特性を活かして役割分担を行い各支援機関が支援する。(丸投げはしない)
- ・ケース検討やチーム支援を行う過程で、各支援機関（相談員等）の支援の幅が広がり、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱える世帯に対する支援が可能となり、各支援機関の重なりが大きくなることで狭間が小さくなっている。
- ・チーム支援により、支援者一人が抱え込むことや支援者が孤立することを防いでいる。また、複数の支援機関が関わることで、抱える負担も軽減されるなど、支援者支援につながっている。
- ・既存の制度で対応できない課題を、自治体として検討する仕組みができたことは大きな意味がある。このような取組みが、各地域でも進むことが望まれる。



支援会議・重層的支援会議のポイント

- ・重層事業では、社会福祉法第106条の6に基づく「支援会議」が位置付けられている。同会議の参加者に守秘義務を課すことで、本人同意が得られる前から、支援が必要なケースについて支援を行う関係者間での情報共有が可能となった。また、制度に位置付けられた対象者に縛られることなく、世帯全体について検討することが可能になった。
- ・現にケースを支援している関係機関だけでなく、今後の支援に必要と思われる保健・福祉等以外の部門の関係機関も会議への参加が可能となった。
- ・会議の開催方法も、既存の会議と重層事業の支援会議等を一体的に行い、参加者の負担を軽減するなどの工夫がみられる。地域の関係機関の出席調整では、地域支援を得意とする社協が関わることで、連携の幅が広がることもある。
- ・重層事業の支援プランは、本人同意に基づく重層的支援会議による検討が前提となっており、支援が必要な状態なのに認識のない方や、複数の関係者の介入を望まない方など、支援関係の構築が難しい方への支援が課題となっている。
- ・本人同意を得られる前の支援には、支援会議での検討が有効である。

取組み例

- ・目黒区では、支援会議の事例に応じて教育委員会、生活安全課、建築課、土木監理課などが出席している。
- ・三鷹市では、庁内連携を進めるために、主管課を困窮の担当部門から地域福祉課に移し、健康福祉部や子ども政策部職員も参加する重層的支援体制推進会議を設置している。既存の制度で対応できない場合、市として対応の検討を行う。
- ・国立市では、支援会議と重層的支援会議を、時間を分けて1度に開催することにより、出席が重なる参加者の負担軽減となっている。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について】

事業概要 制度の狭間にある人、支援が届いていない人、関係機関等からの情報をもとに把握した支援が必要と思われる人等への継続的な訪問支援等を行う。

都内の取組み状況と特徴

- ・必要な支援が届いていない人や支援拒否がある人等への働きかけは、本人からの要望ではなく、地域福祉コーディネーター等が訪問するなどにより、本人のペースに合わせが関係づくりから始めている。
- ・世帯内に課題を抱える世帯員が複数いる場合などは、支援機関からの要請を受け、状況の確認や課題等の整理のために訪問等を通じてアセスメントを実施している。
- ・本人や家族だけでは地域や必要な支援につながる事が難しい場合に、アウトリーチにより本人や家族との信頼関係を構築しながら、本人の状況に合わせて必要な場に行き訪問をすることにより、本人に寄り添った伴走支援を行う。
- ・就労や活動の参加につながった後も、そのつながりが途切れないように、継続的な関わりを続け、新たな課題が生じた場合は、支援方針の見直しの必要性などを検討している。

取組み例

- ・小平市では、地域包括支援センターとCSWが連携し、8050ケースへの介入などを行っている。
- ・文京区では、本人同意が得られず重層的支援会議に至らないケースこそアウトリーチが必要と考え、継続支援を実施している。

ポイント・成果

- ・重層的支援会議においてアウトリーチが必要と判断し、支援プランに位置づくものが交付金の対象支援と位置付けられており、本人が支援を求めているが課題を抱えている人や、介入が必要と思われる人へのアプローチが、重層事業の仕組みでは支援実績として計上されない構造上の課題がある。
- ・本人との信頼関係の構築には時間を要することが多く、単年での成果は現れにくい。評価にあたっては、数量評価のみではなく、支援過程や目標達成に関する定性評価も必要となる。
- ・地域に出向くことで、地域のニーズ把握や、課題が複雑化する前の「ちょっと気になる」段階での介入が可能となる。支援以外でも、地域の居場所への訪問や会合などへの出席により、地域とのつながりができ、社会資源の把握も可能になる。
- ・費用と実績が結びつかない（見合わない）との指摘もあることから、アウトリーチが必要と判断した客観的な根拠や、支援プロセスの評価が重要となる。今後は評価指標について確立することが必要となる。

【参加支援事業について】

事業概要 社会とのつながりが希薄化している人に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

都内の取組み状況と特徴

- ・本人の意向を受止め、既存の制度などで対応できない場合には、地域関係者と連携して、本人に合った地域とのつながりを検討する。必要に応じて、地域活動団体や福祉施設・企業等に働きかけ、本

取組み例

- ・江戸川区では、なごみの家が、地域課題に対応する活動を実施。知識や雑学が活かせる「哲学カフェ」のスタッフとして参加してもらうなど、様々な地域プロジェクトを展開している。
- ・小金井市では、生きづらさを抱える人を地域とつなぐツールとして「コーヒー淹れTAI」を結成。地域の人と一緒に、地域のNPO法人等の会議でコーヒーをお淹れするなど、参加者のペースで続けられる活動を展開している。

人に合った役割やスポット就労などの創出やつなぎを丁寧に行う。

- ・地域福祉コーディネーター等が把握している地域に関する情報の蓄積や、関係機関とのつながりを活かして、本人に合った地域とのつながりを作り出している。
- ・本人の特技や興味を引き出し、本人の状況にあった社会参加の実現に向けて、地域との関係機関等と連携して取り組んでいる。

ポイント・成果

- ・重層的支援会議において参加支援が必要と判断し、支援プランに基づくものが交付金の対象と位置付けられており、本人が支援を求めているが課題を抱えている人や、介入が必要と思われる人へのアプローチが、重層事業の仕組みでは支援実績として計上されない構造上の課題がある。
- ・空き家を活用した多機能型の活動拠点や居場所の開設や社会福祉法人の地域公益活動などとの連携も進んできている。受け入れる側の思いにも寄り添ったマッチングや、本人の状況に対する理解を促す支援により、本人のニーズにあった多様な参加支援につながる社会資源の開発や場づくりが進められている。

【地域づくり事業について】

事業概要 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく以下の地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制整備を行う。

介護	一般介護予防事業・生活支援体制整備事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
障害	地域活動支援センター事業	子ども	地域子育て支援拠点事業

都内の取組み状況と特徴

- ・町会・自治会など昔からある地縁団体だけでなく、地域の商店・企業・学校・社会福祉法人など、様々な団体・組織を巻き込んだ地域づくりを、地域福祉コーディネーター等がつなぎ役となって推進している。
- ・生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターの役割は重なる部分が多く、両者の連携・役割分担が重要となる。両者を兼務するなど、一体的に実施する地区もみられ、属性や世代に関わらず、地域の状況に応じた取り組みを実施している。
- ・住民の高齢化、住民同士のかかわりや地域とのつながりの希薄化、人口の減少などにより、地域活動の担い手が減少している中、地域福祉サポーターの養成や見守りネットワークの構築など、住民同士の見守りや、交流の機会を取り戻すための仕組みづくりが展開されている。

取組み例

- ・杉並区では、地域福祉コーディネーターが地域の求めに応じて、民生児童委員、町会・自治会、地域活動団体等と連携して、地域懇談会等のつながりづくりを推進している。
- ・文京区では、地域福祉コーディネーターが長年活動してきた地域の居場所の継承支援を社会福祉法人と協力して実施している。
- ・国立市では、「くにたち福祉サポーター」養成に取り組んでおり、福祉的な活動をしたい住民の活躍と、住民同士で見守り合う地域づくりを進めている。

ポイント・成果

- ・単に拠点や居場所を設置するのではなく、地域住民や活動団体等のニーズに応じた場づくりであることが重要である。
- ・住民の支援者の高齢化等により、居場所として使用してきた家の相続や運営継続の問題なども増えている。地域住民だけでは解決が難しい課題に対して、例えば、地域の居場所として家を貸してくれた方が亡くなり、相続した家族との間で賃貸契約が必要になった場合に、不動産会社が相談に応じる、民間企業等で賃貸契約を担うなど、地域の企業や専門職との連携・協働につなげる支援も始まっている。
- ・地域福祉コーディネーター等が地域住民や地域の団体等とつながることで、「ちょっと気になる」「相談するほどでもない」ことに気づき、早い段階で支援につなぐことが可能となる。結果として、予防的な取組みが地域に広がっている。

【重層事業全般について】

都内の取組み状況と特徴

- ・地域の特性や地域住民の要望をふまえた地域づくりを自治体が主体となって検討し、地域福祉計画等にまとめ実践している。
- ・個別支援や地域支援のデータを蓄積し、その情報を関係機関と共有することで、新たに支援を要する相談があった際の参考にするなど、支援者支援の仕組みづくりが進められている。
- ・自治体と社協を含む民間支援機関等との共通システムの導入は難しいが、情報管理システムの活用による効率化が検討されている。
- ・研修会や各種会議体等を活用し、庁内や社協内、及び地域関係者間での重層事業の共通認識を図ることで、自治体内の体制づくりを進めている。

ポイント・成果

- ・単に拠点や居場所を設置するのではなく、その場所が地域住民の交流や生きがい活動の場になるなど、場所の持つ機能が発揮され、一つひとつの活動がつながり、地域の中で広がっていくことも重要となる。
- ・具体的な解決や目に見える成果だけでなく、支援に繋がっていない人を発見し、関わりを続けていることや、支援機関が抱え込まずチームで取組める体制ができたことなど、それ自体の評価も必要である。
- ・重層事業開始当初は、既存の事業をあてはめて体制構築することがメインだったが、5年が経過したことで体制整備は進んでおり、5つの事業を通じた地域づくりや個別支援による成果がどのように出ているか、今後の評価指標などを検討するフェーズに変わってきている。

取組み例

- ・中央区では、区内3地区の特性を整理した「地域カルテ」を作成するとともに、地域住民同士が地域づくりを考え実践する「地域福祉ワークショップ」を年1回開催。社協では、小地域を対象にしたワークショップを開催している。
- ・三鷹市では、地域福祉コーディネーターの支援記録をデータベース化し、市担当者や社協で共有している。今後は、ケースの属性、対応内容、つなぎ先などをデータで分析・検討できるようにして、関係機関で情報共有ができる仕組みを目指している。
- ・小金井市では、自治体と社協が協働して準備を行い、時間をかけて庁内の関係者への説明や研修を行い、共通認識のもとに事業を開始した。

重層的支援体制整備事業 取組み方策検討プロジェクト

1 プロジェクトメンバー

	メンバー	所 属
1	諏 訪 徹	日本大学文理学部社会福祉学科教授
2	熊 田 博 喜	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科教授
3	加 山 弾	東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科教授
4	小 山 奈 美	中野区社会福祉協議会 経営管理課長
5	山 本 繁 樹	立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長

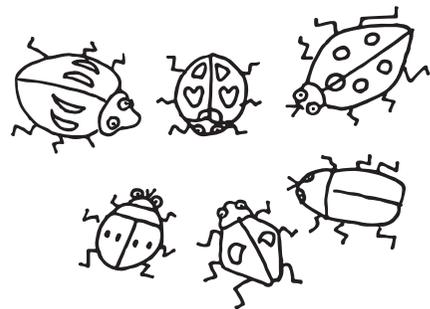
上記メンバーに加え、毎回、ヒアリング先の自治体・社協が参加

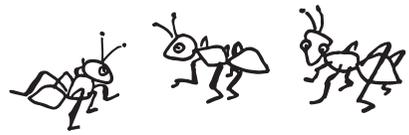
2 プロジェクト開催日

	開催日	内 容
1	令和7年 10月31日(金)	三鷹市、文京区へのヒアリング内容の報告と取組み方策の検討
2	令和7年 11月21日(金)	江戸川区、目黒区へのヒアリング内容の報告と取組み方策の検討
3	令和7年 12月23日(火)	小金井市へのヒアリング内容の報告と取組み方策の検討 重層事業取組み方策検討プロジェクトの総括

<事務局>

地域福祉部 部 長 小川和江
地域福祉担当 佐藤新哉、佐藤春実、村上乃梨子





重層的支援体制整備事業の取組や調査結果を
『みんなで重層ポータル』に掲載しています

<http://fukushi-portal.tokyo/jyusou>



これまでに発行している『重層的支援体制整備事業実践事例集』も掲載しています

重層的支援体制整備事業
実践事例集
～実践7区市の区市町村
社協の取組みより～

実践事例集
～実践7区市の区市町村
社協の取組みより～

重層的支援体制整備事業
実践事例集 Vol.2
～実践5区市の区市町村
社協の取組みより～

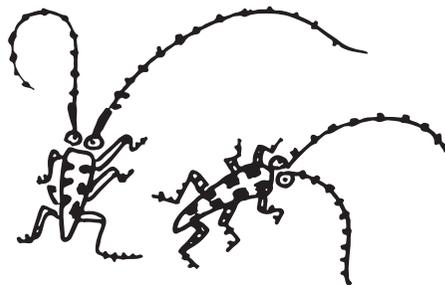
実践事例集 Vol.2
～実践5区市の区市町村
社協の取組みより～

東京都社会福祉協議会
重層的支援体制整備事業
実践事例集 Vol.3
～実践地区の取組みより～

実践事例集 Vol.3
～実践地区の取組みより～

東京都社会福祉協議会>調査・提言 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/chosa/index.html>

參考資料



社会福祉法（抄）

昭和二十六年法律第四十五号

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

- イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
- ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
- ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

- イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
- ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
- ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一

項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村

障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

東京都重層的支援体制整備事業後方支援事業

重層的支援体制整備事業 実践事例集 Vol.4

～実施地区の取組みより～

発行日：令和8年2月

発行：社会福祉法人東京都社会福祉協議会

地域福祉部地域福祉担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL：03-3268-7186

FAX：03-3268-7222

